

第4回 地方法人課税に関する検討会

議事次第

〔平成30年9月28日(金)
14:30～16:30
合同庁舎2号館7階 省議室〕

1 開会

2 議事

- (1) 地方税財政の現状等、経済社会構造の変化等
- (2) 地方譲与税と地方交付税

3 閉会

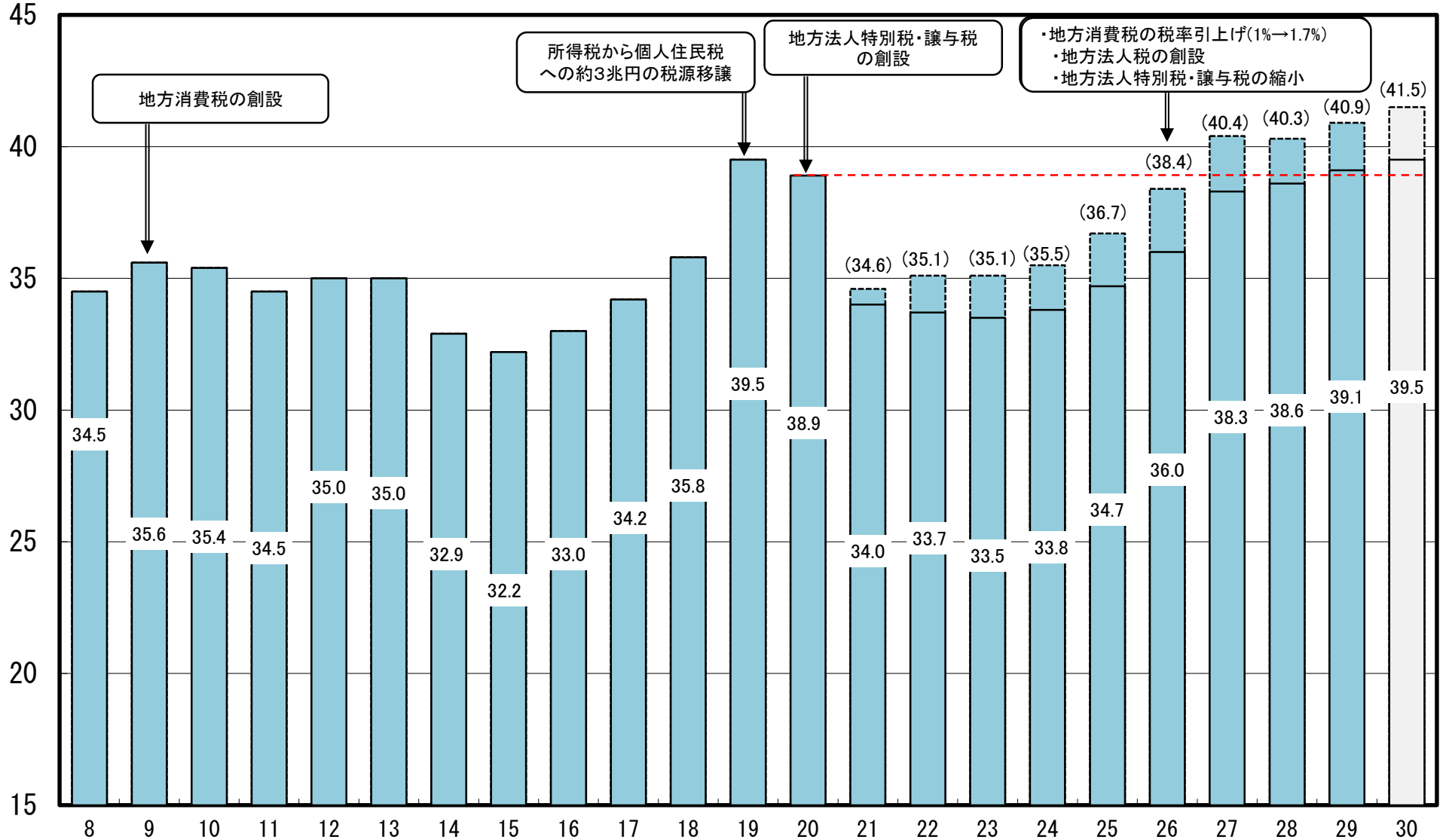
配布資料

- (資料1) 地方税財政の現状等②
- (資料2) 経済社会構造の変化等
- (資料3) 地方譲与税と地方交付税

地方税財政の現状等②

地方税収の推移

(兆円)



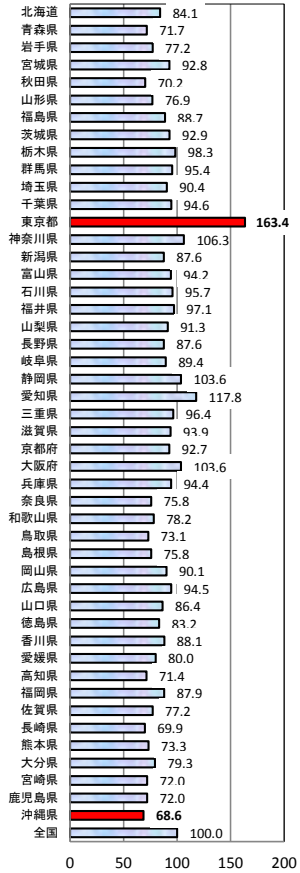
(注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 2 平成28年度までは決算額、29年度は決算見込額(H30.7時点)、30年度は地方財政計画額である。
 3 括弧書きは、平成21年度以降、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を含めたものである。

(決見) (地財)

人口一人当たりの税収額の指数(5年平均(H25~H29決見))

地方税計

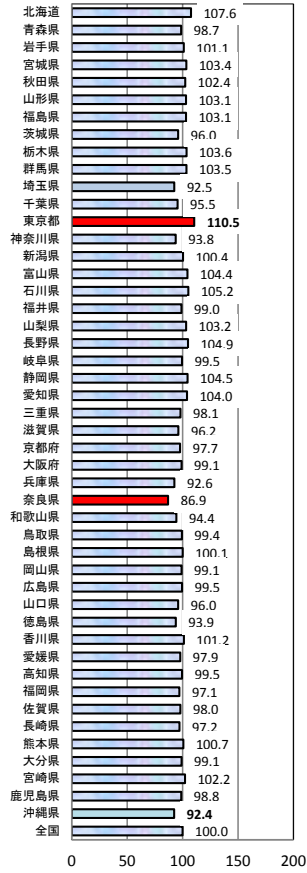
最大/最小: 2.4倍



37.3兆円

地方消費税(清算後)

最大/最小: 1.3倍



地方消費税
4.0兆円

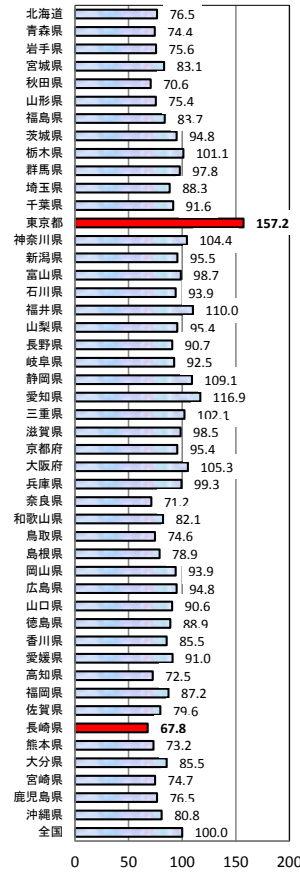
固定資産税
8.8兆円

個人住民税
12.0兆円

1.3倍 2.3倍 2.6倍

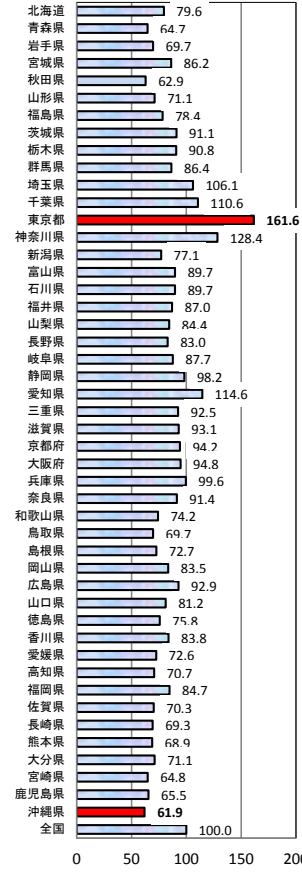
固定資産税

最大/最小: 2.3倍



個人住民税

最大/最小: 2.6倍

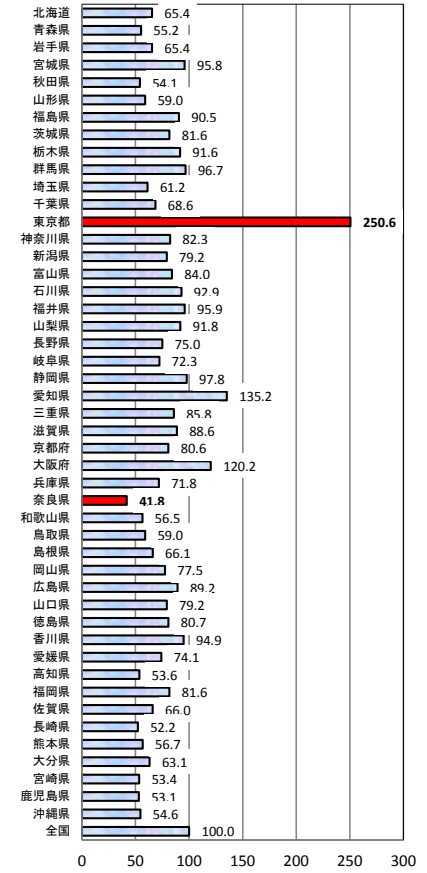


地方
法人二税
5.9兆円

6.0倍

地方法人二税

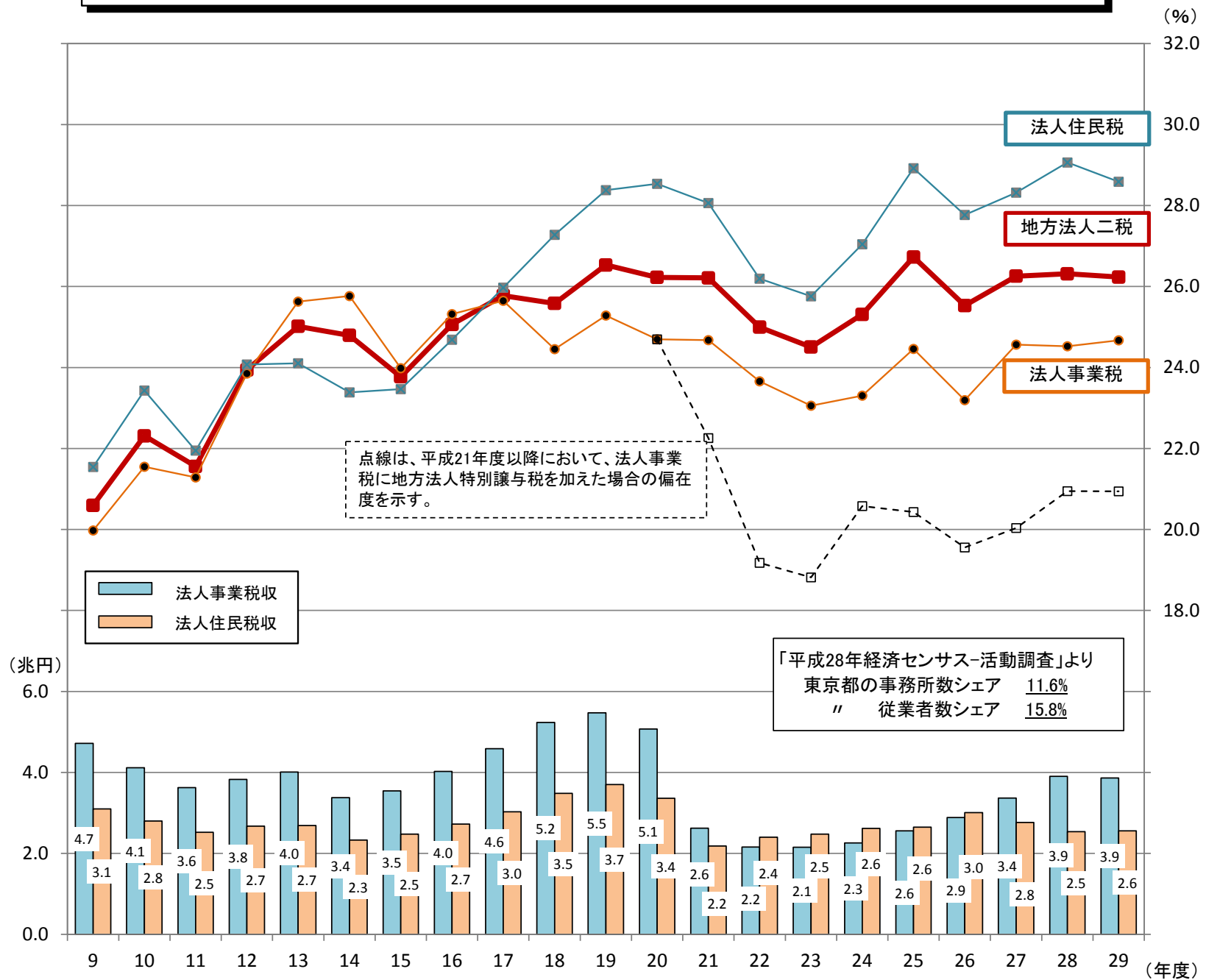
最大/最小: 6.0倍



最大/最小の倍率
(※)

※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含まず、超過課税及び法定外税等を除いたものである。
 (注2) 地方消費税の税収額は、平成30年度に適用される清算基準に基づき清算を行った場合の理論値である。
 (注3) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
 (注4) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注5) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税(地方法人特別譲与税を含まない。)の合計額であり、超過課税分等を除く。
 (注6) 人口は、各年度の1月1日現在の住民基本台帳人口の平均による。

地方法人課税における偏在度(東京都シェア)の推移

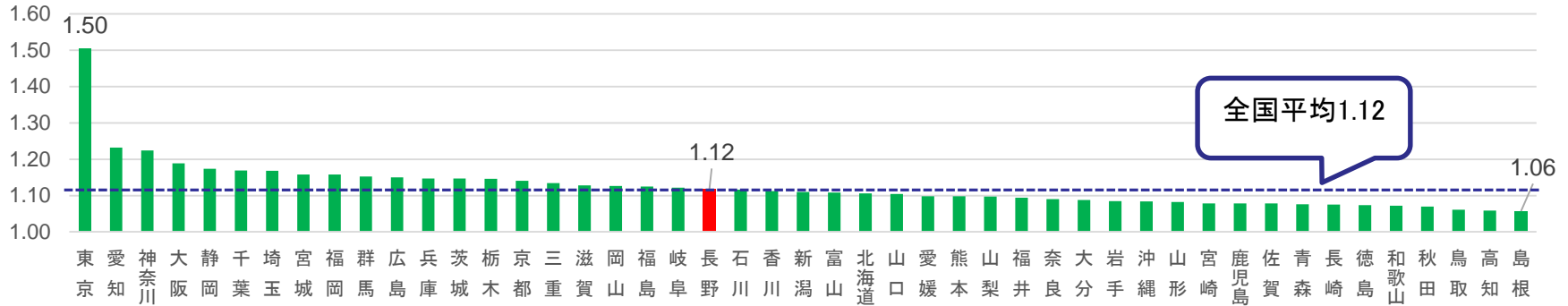


※1 東京都シェアは、全国の税収に対する東京都(域内市町村も含む。)の税収の占める割合を示す。
 ※2 税収は平成28年度までは決算額、平成29年度は決算見込額であり、超過課税分を含まない。

税源の偏在度の見方(第3回検討会 各県提出資料より)

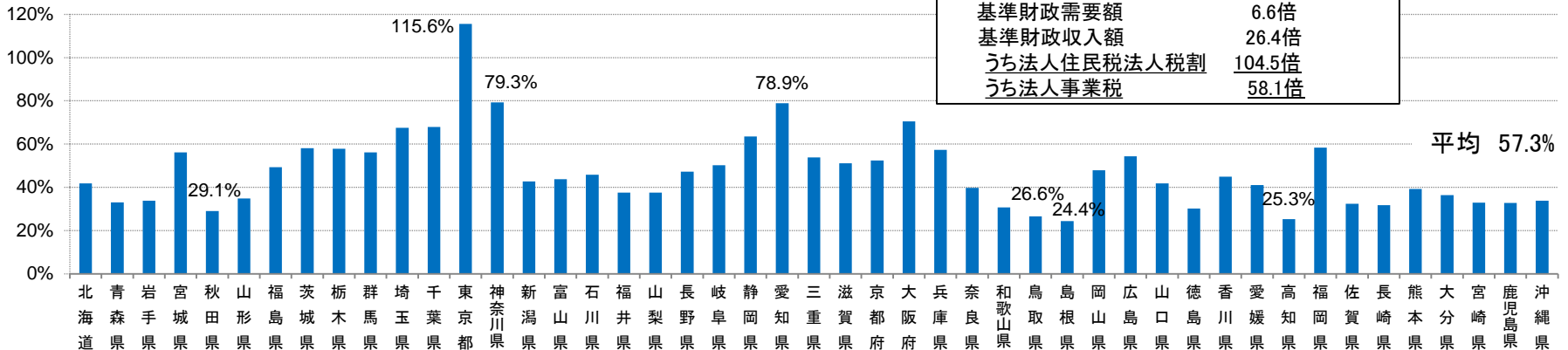
※各県提出資料を一部加工して使用

○ 標準財政規模(税、交付税など)/基準財政需要額 (長野県資料より)



全国平均1.12

○ 基準財政収入額/基準財政需要額 (秋田県資料より)



【東京都と秋田県の較差】(平成30年度普通交付税算定)

基準財政需要額	6.6倍
基準財政収入額	26.4倍
うち法人住民税法人税割	104.5倍
うち法人事業税	58.1倍

平均 57.3%

○ 地方法人二税(都道府県分)及びGDP(実質)の人口一人当たりの最大/最小の推移 (高知県資料より)

参考(地方法人特別税・譲与税による偏在是正措置なし)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
最大/最小(倍)	5.9	5.2	5.2	5.4	6.0	5.8	6.0	5.7

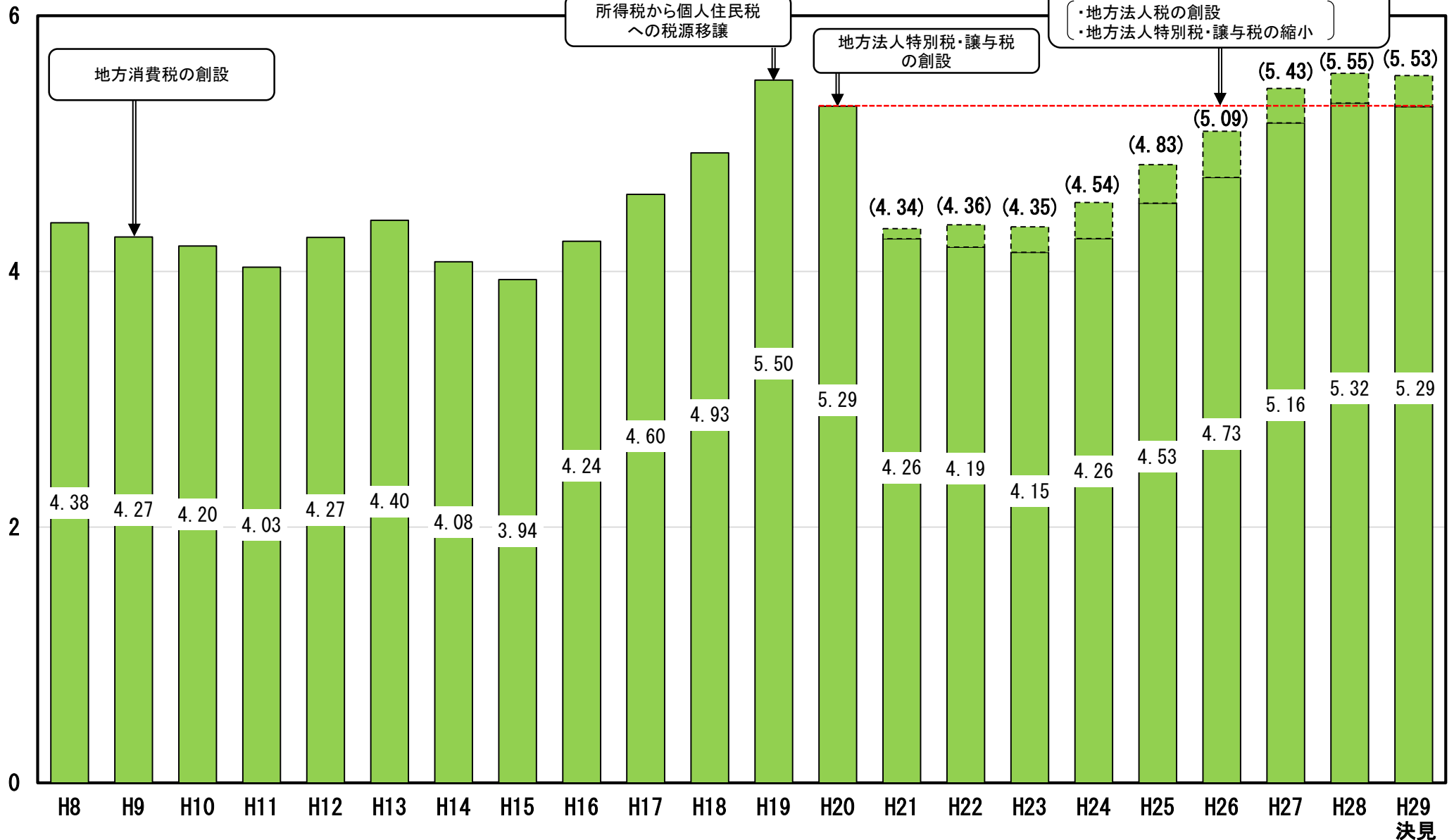
GDP(実質)の人口一人当たりの最大/最小

人口一人あたりのGDP(実質)の差は3.0倍にとどまる

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
最大/最小(倍)	3.0	2.9	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

不交付団体(東京都)の税收推移

(兆円)



(注) 1 都が特別区において都税として徴収する市町村税相当額を含む。
 2 超過課税及び法定外税を含む。
 3 平成28年度までは決算額、平成29年度は決算見込額(平成30年7月)である。
 4 括弧書きは、平成21年度以降、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を含めたものである。

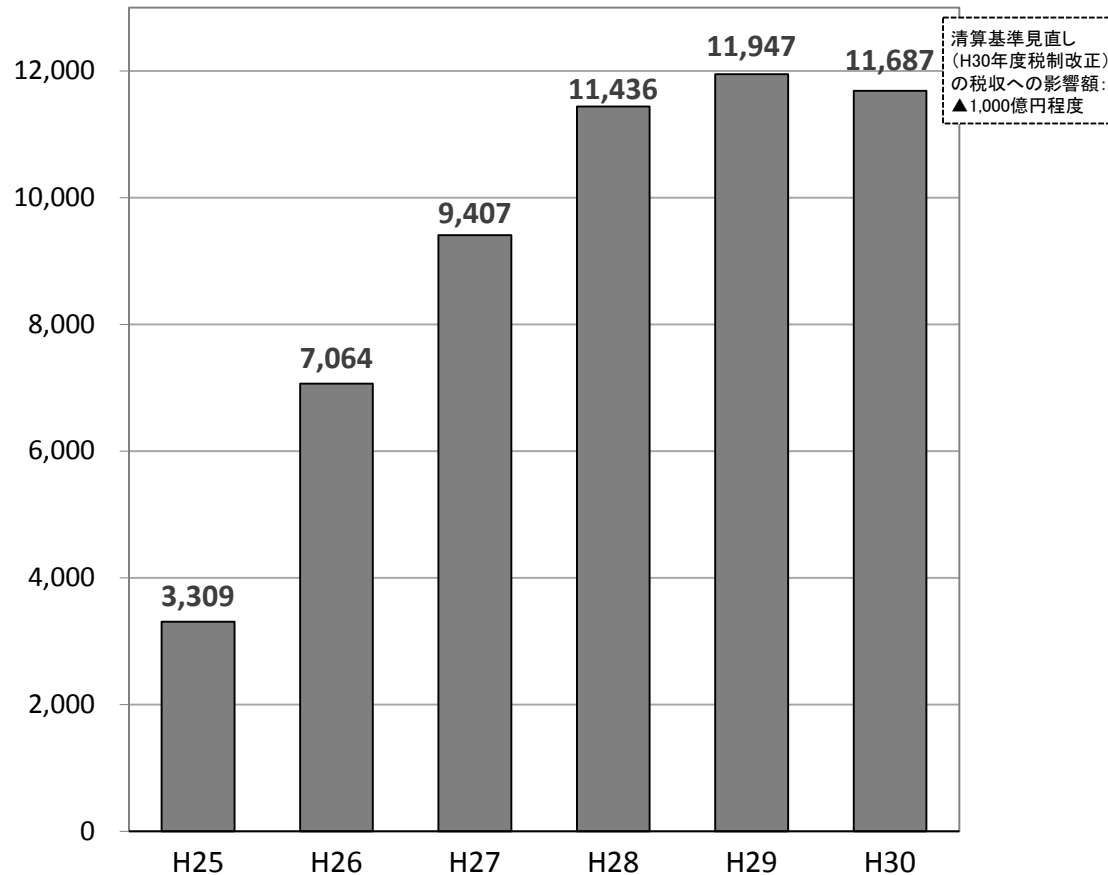
不交付団体(東京都)の財源超過額、基金残高の推移

＜東京都の財源超過額の推移＞

〔財源超過額〕

普通交付税の算定における基準財政収入額が基準財政需要額を超える額

(億円)

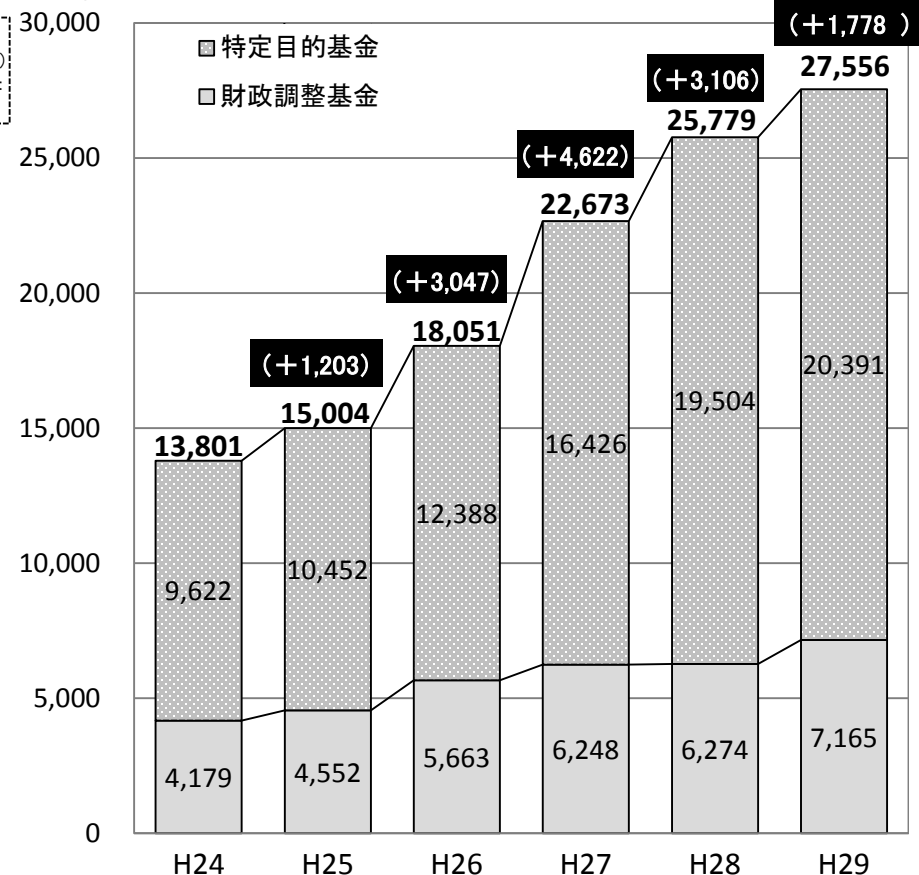


＜東京都の基金残高の推移＞

○基金残高増加の主な理由

H25→H26	社会資本等整備基金の積立 防災街づくり基金の新設	+1,139億円 +1,000億円
H26→H27	防災街づくり基金の積立 人に優しく快適な街づくり基金等(6基金)の新設	+2,000億円 +1,780億円
H27→H28	福祉先進都市実現基金の積立 無電柱化推進基金の積立	+2,014億円 +700億円

(億円)



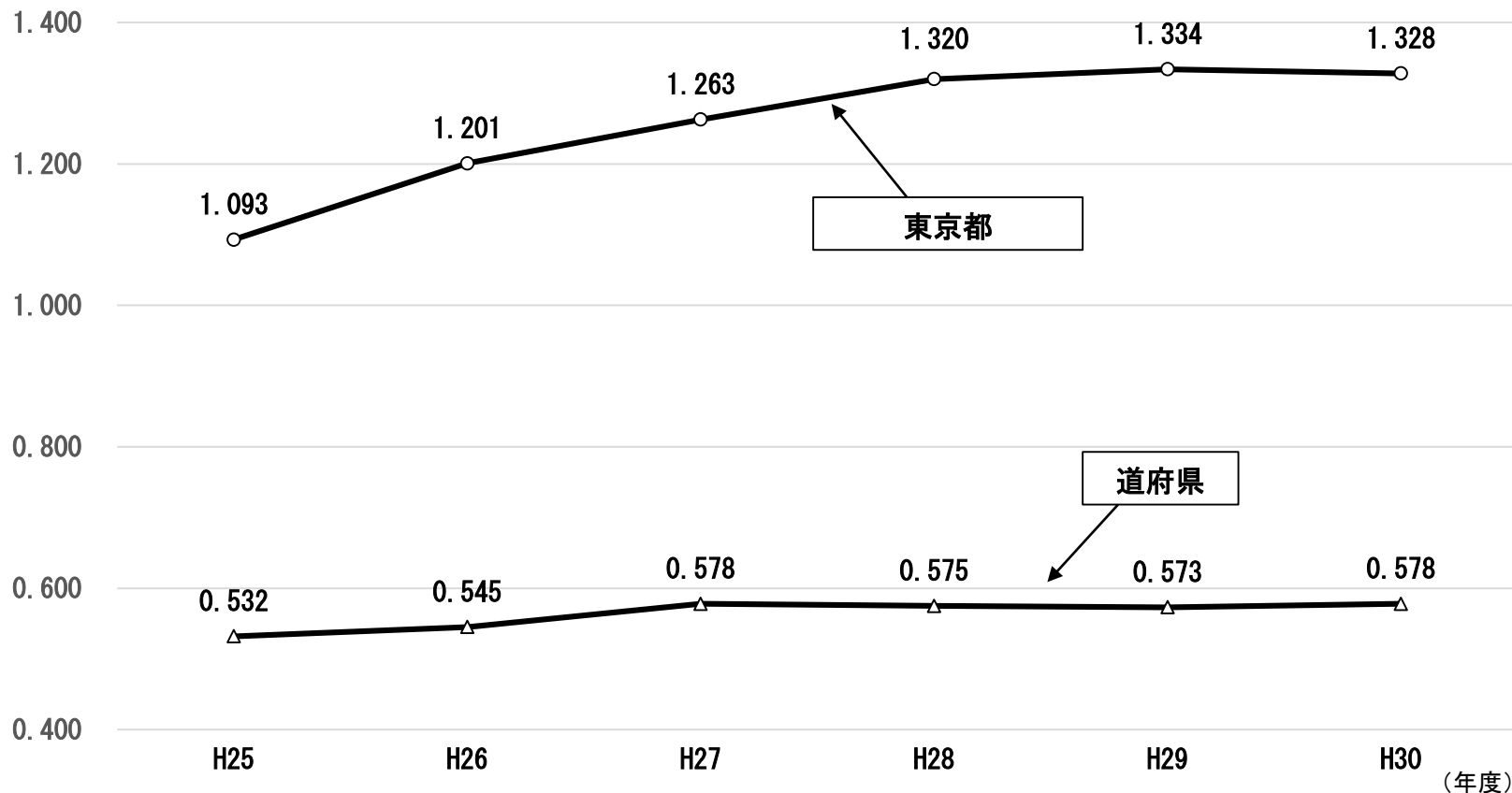
※ 東京都においては、地方交付税法第21条の規定により都及び特別区の基準財政需要額、基準財政収入額をそれぞれ合算して算定。

(速報)

東京都と道府県の財政力の状況の推移 (H25~H30)

以下は、単年度の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の推移。

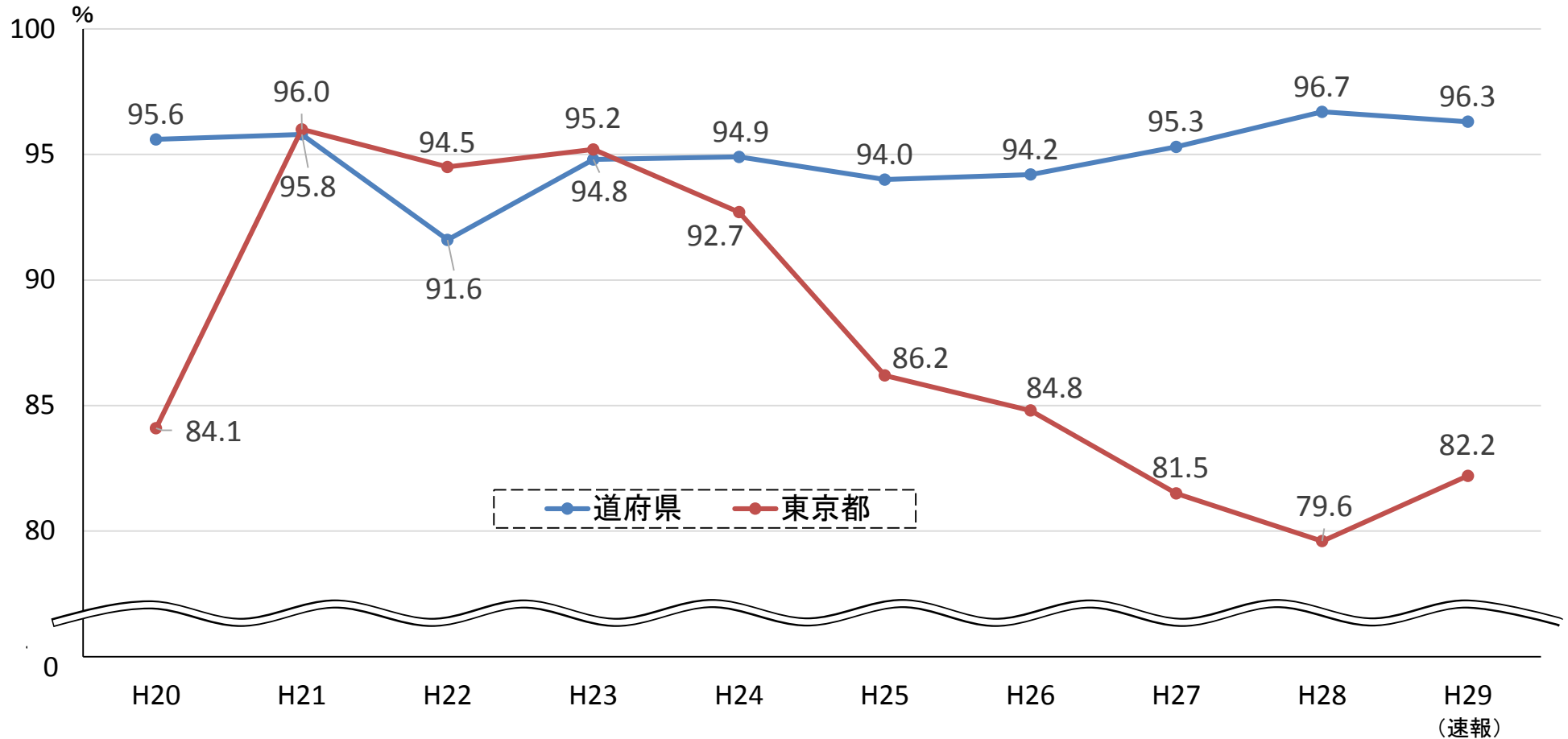
$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$



- ※1 道府県の数値は、東京都を除く全道府県の基準財政収入額の合計値を基準財政需要額の合計値で除した得た数値である。
- ※2 東京都の数値は、都と特別区の基準財政収入額の合計値を都と特別区の基準財政需要額の合計値で除して得た数値である。

経常収支比率の推移（H20～H29年度決算（速報））

「経常収支比率」…一般財源をどれだけ義務的な経費に使っているかを示し、財政構造の弾力性を判断するための指標。（比率が低いほど、財政構造の弾力性が高い。）

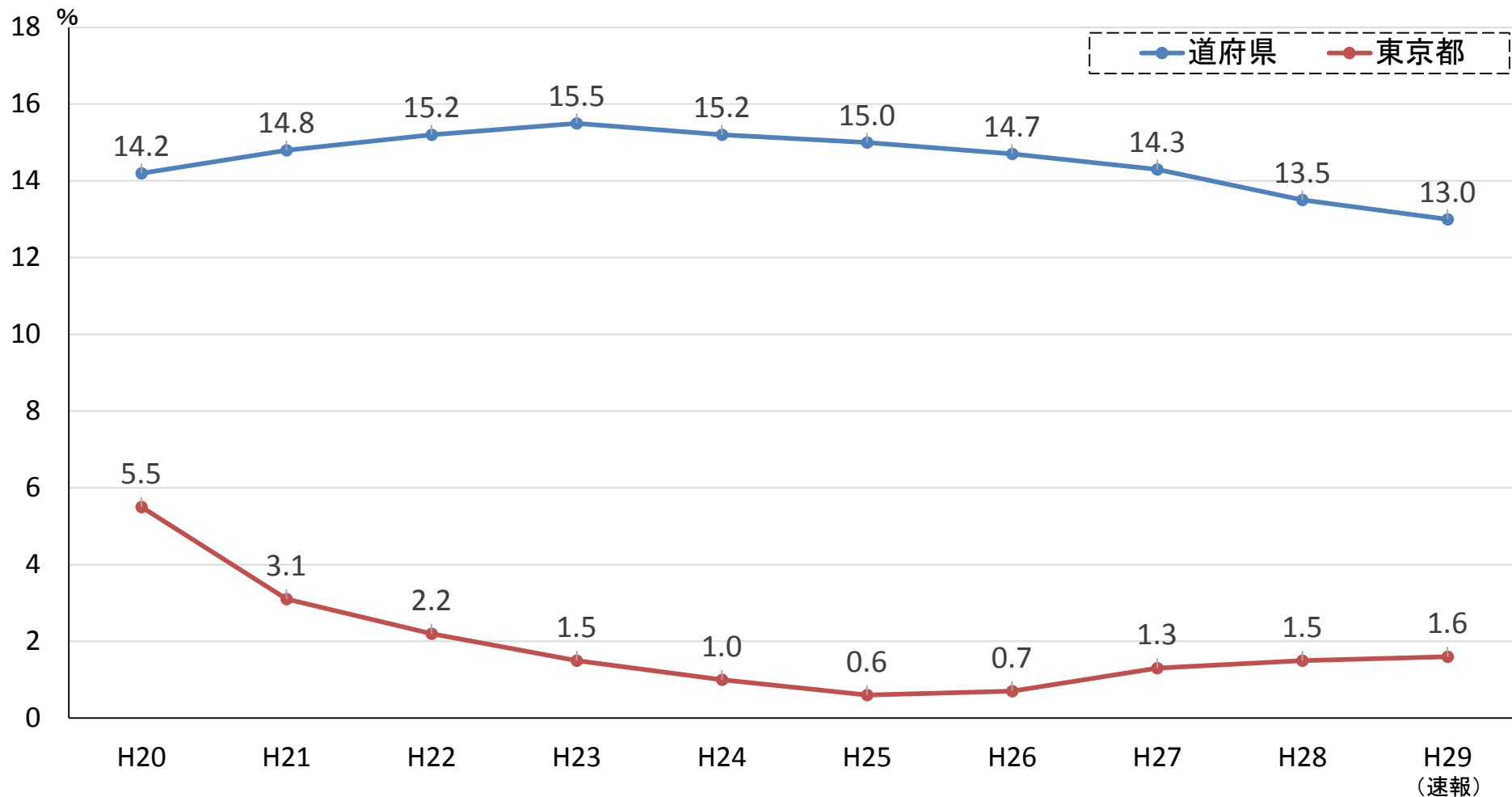


※1 「地方財政状況調査」により作成。

※2 道府県の数値は、道府県の加重平均。

実質公債費比率の推移（H20～H29年度決算（速報））

「実質公債費比率」…地方公共団体の普通会計が負担する公債費の標準財政規模に対する割合。

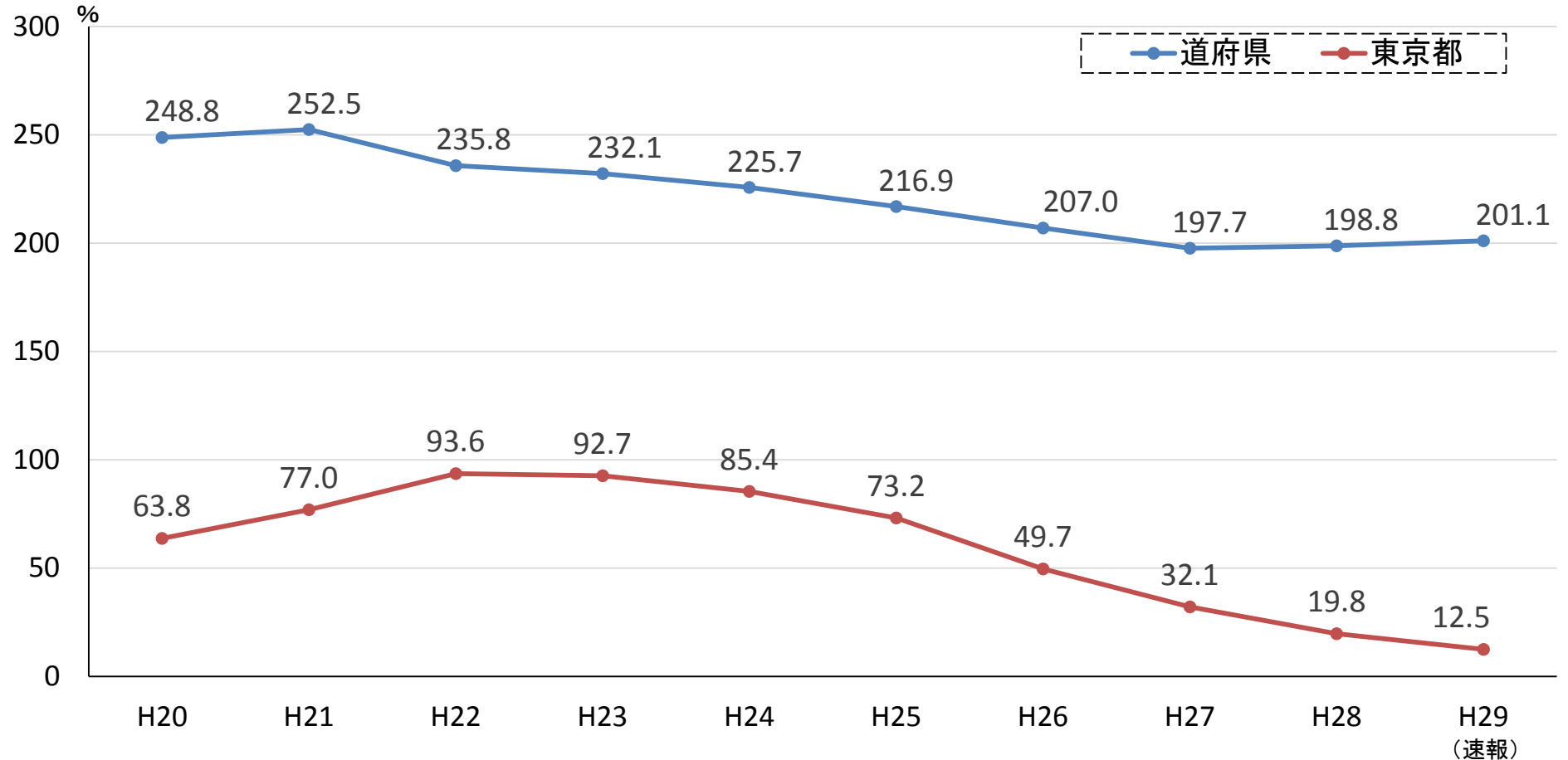


※1 「地方財政状況調査」により作成。

※2 道府県の数値は、道府県の加重平均。

将来負担比率の推移（H20～H29年度決算（速報））

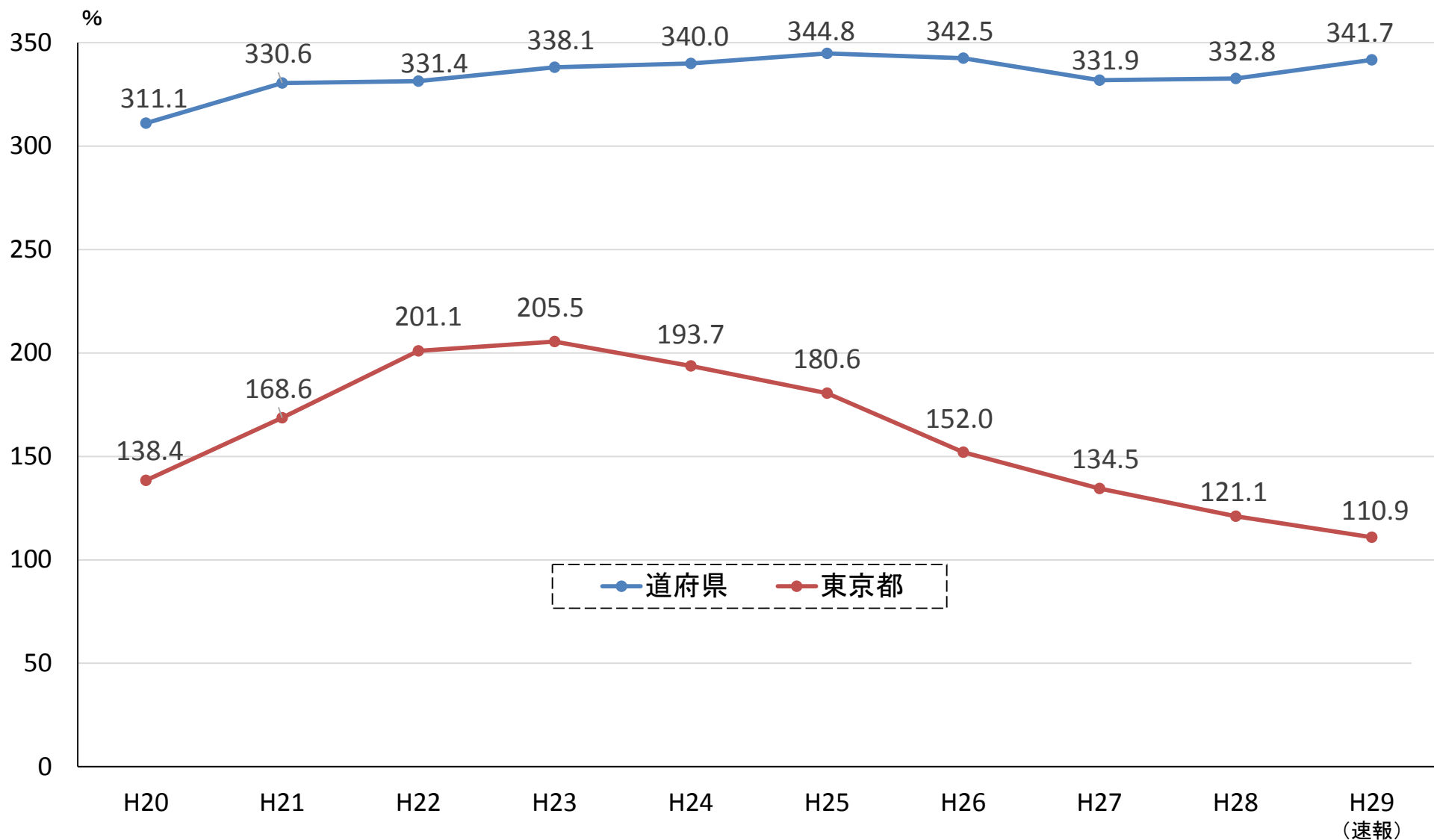
「将来負担比率」…地方公共団体の普通会計が将来負担すべき負債の標準財政規模に対する割合。



※1 「地方財政状況調査」により作成。

※2 道府県の数値は、道府県の加重平均。

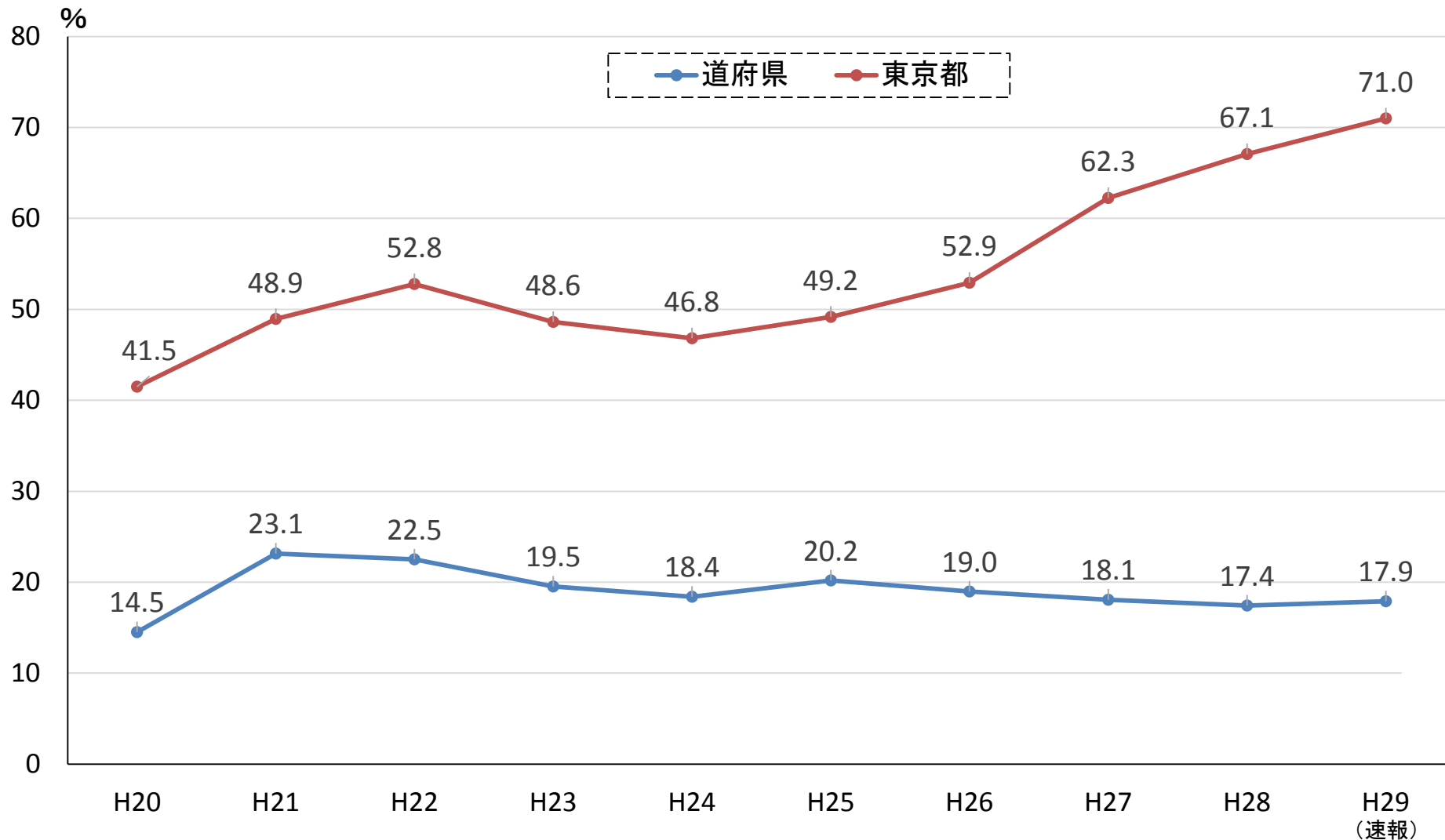
地方債現在高／標準財政規模の推移（H20～H29年度決算（速報））



※1 「地方財政状況調査」により作成。

※2 道府県の数値は、道府県の加重平均。

基金残高／標準財政規模の推移（H20～H29年度決算（速報））



※1 「地方財政状況調査」により作成。

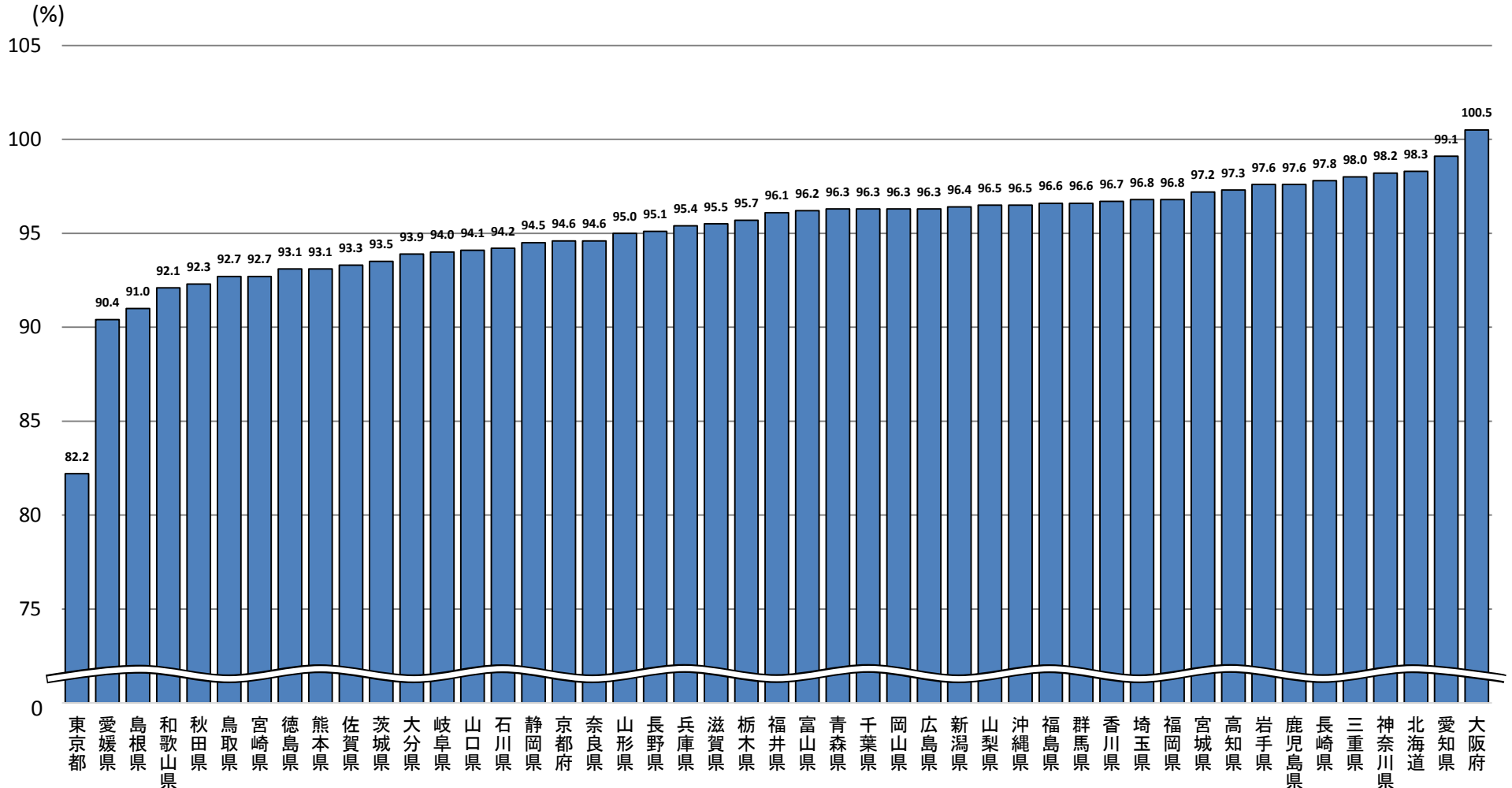
※2 基金残高は、財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金の合算である。（東日本大震災分及び平成28年熊本地震分を除く。）

※3 道府県の数値は、道府県の加重平均。

参 考 资 料

各都道府県の経常収支比率（H29年度決算（速報））

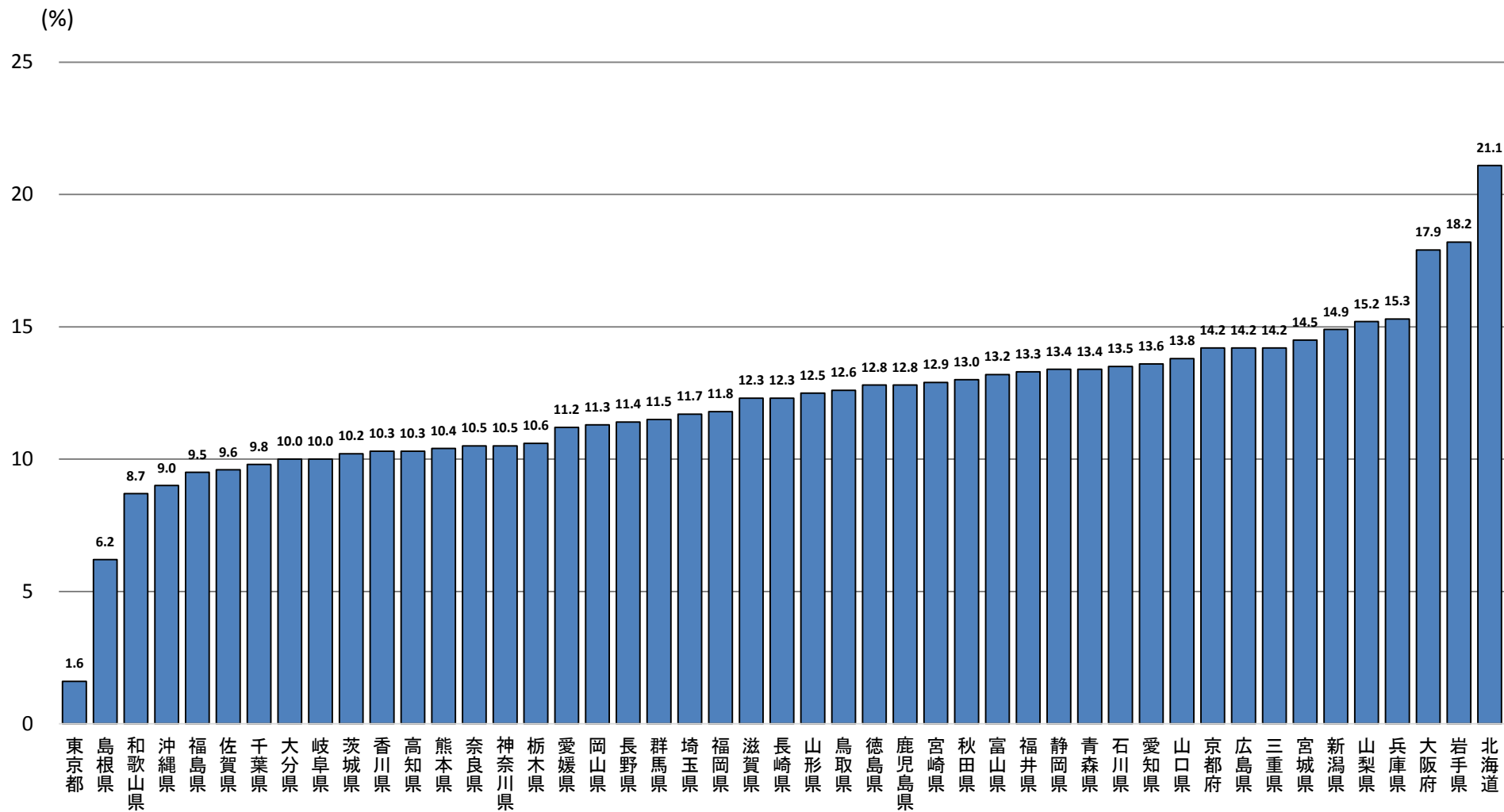
「経常収支比率」…一般財源をどれだけ義務的な経費に使っているかを示し、財政構造の弾力性を判断するための指標。（比率が低いほど、財政構造の弾力性が高い。）



※ 「地方財政状況調査」により作成。

各都道府県の実質公債費比率（H29年度決算（速報））

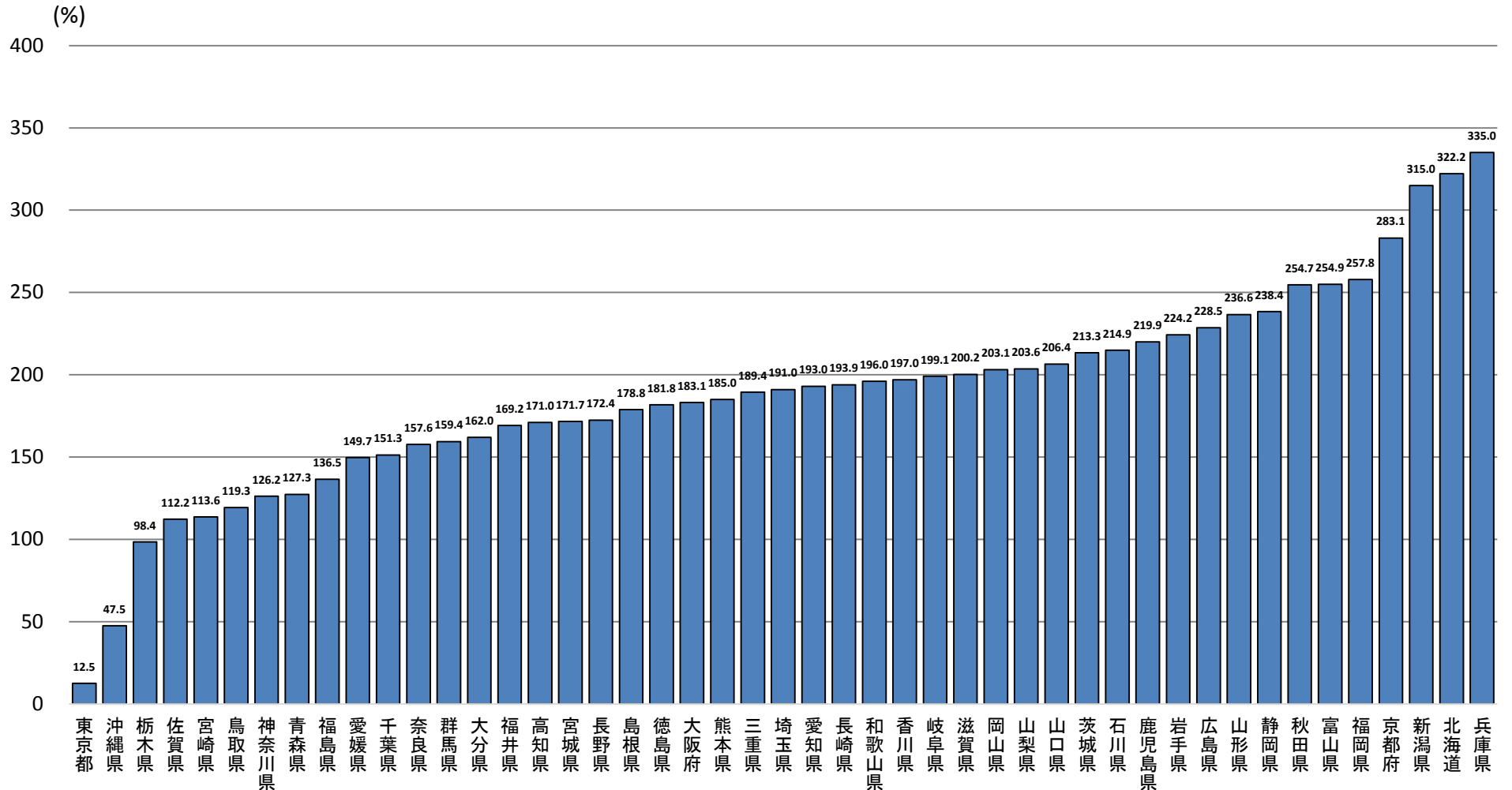
「実質公債費比率」…地方公共団体の普通会計が負担する公債費の標準財政規模に対する割合。



※ 「地方財政状況調査」により作成。

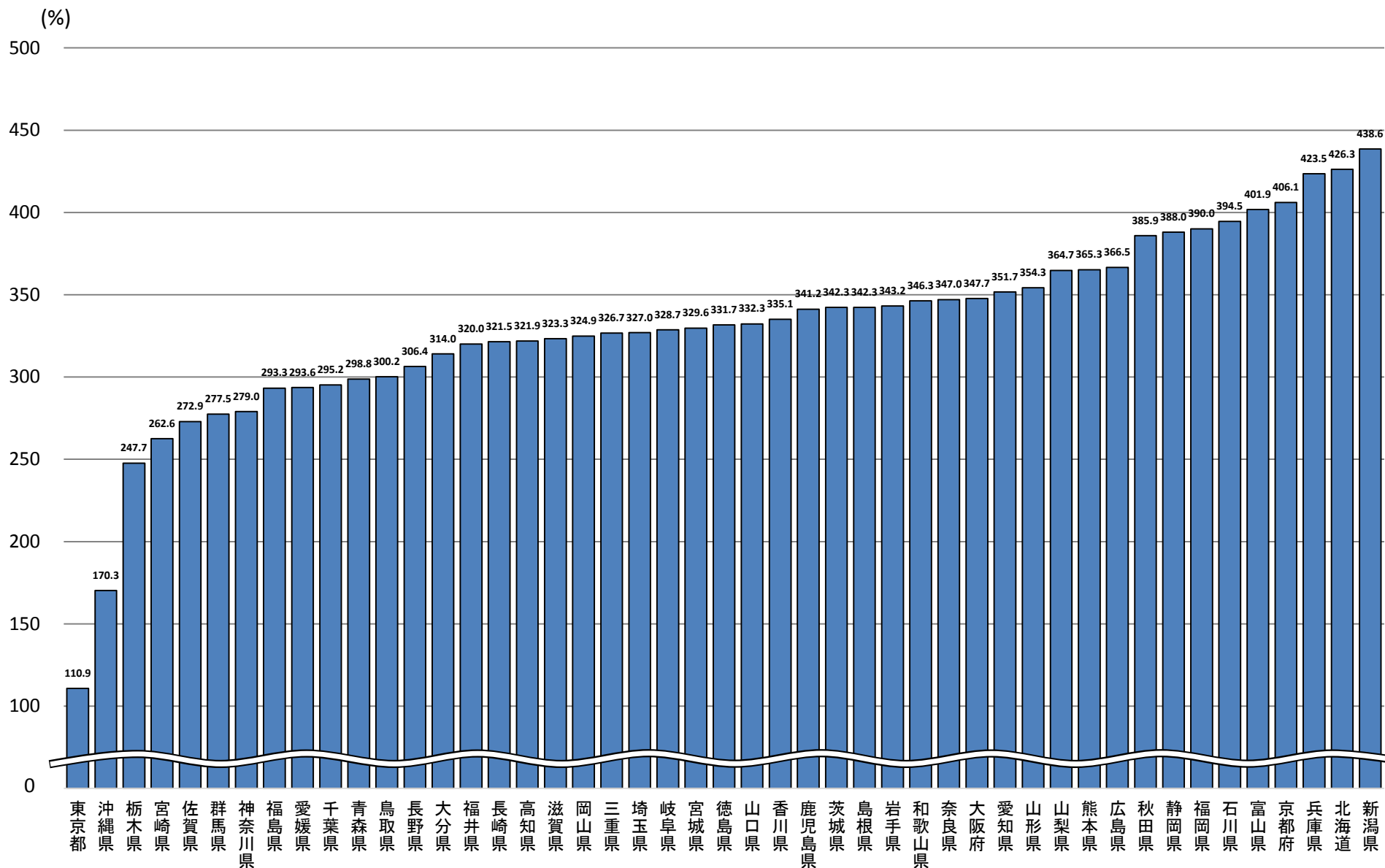
各都道府県の将来負担比率（H29年度決算（速報））

「将来負担比率」…地方公共団体の普通会計が将来負担すべき負債の標準財政規模に対する割合。



※ 「地方財政状況調査」により作成。

各都道府県の地方債現在高／標準財政規模（H29年度決算（速報））



※ 「地方財政状況調査」により作成。

平成29年度末の基金残高について

- 平成29年度末基金残高について、平成30年9月27日(木)に平成29年度普通会計決算(速報)と合わせて公表
- 平成29年度末基金残高(東日本大震災等分を除く。以下同じ。)は、21兆9,778億円(前年度比4,273億円増)
- このうち、東京都及び特別区の基金残高は、4兆6,240億円(同3,012億円増)
また、東京都及び特別区以外の地方公共団体の基金残高は、17兆3,538億円(同1,262億円増)
- なお、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることに伴い、平成29年度に国費を財源として都道府県が積み立てた国民健康保険財政安定化基金の増加(全都道府県で1,911億円)が大きくなっている。
こうした特殊要因を除けば東京都及び特別区の合計は2,805億円増、東京都及び特別区以外の地方公共団体は444億円減

<東日本大震災等分^{※1}を除く基金残高^{※2}>

(単位:億円)

	平成29年度				平成28年度				増減額				(参考) 国民健康保険財政安定化基金除きの合計
	財調	減債	特目	合計	財調	減債	特目	合計	財調	減債	特目	合計	
都道府県	16,038	10,582	44,740	71,359	15,592	11,343	42,887	69,822	446	▲ 762	1,853	1,537	▲ 375
うち東京都	7,165	0	20,391	27,556	6,274	0	19,504	25,779	891	0	887	1,778	1,572
うち東京都以外	8,872	10,582	24,348	43,802	9,318	11,343	23,383	44,043	▲ 445	▲ 762	966	▲ 241	▲ 1,947
市区町村 ^{※3}	58,045	14,114	76,260	148,419	59,640	14,094	71,948	145,682	▲ 1,595	20	4,312	2,737	2,737
うち特別区	6,475	632	11,577	18,684	6,529	665	10,255	17,450	▲ 55	▲ 33	1,321	1,234	1,234
うち特別区以外	51,570	13,482	64,683	129,735	53,111	13,429	61,692	128,232	▲ 1,541	53	2,991	1,503	1,503
全団体	74,083	24,696	120,999	219,778	75,232	25,437	114,835	215,504	▲ 1,150	▲ 741	6,164	4,273	2,362
うち東京都及び特別区	13,640	632	31,968	46,240	12,804	665	29,760	43,228	836	▲ 33	2,208	3,012	2,805
うち東京都及び特別区以外	60,443	24,064	89,031	173,538	62,429	24,772	85,075	172,276	▲ 1,986	▲ 708	3,956	1,262	▲ 444

※1 「東日本大震災等分」は、平成28年熊本地震分(平成29年度:481億円、平成28年度:518億円)を含み、平成29年度:1兆7,744億円、平成28年度:2兆753億円。

※2 「東日本大震災等分」を合わせた基金残高は平成29年度:23兆7,521億円、平成28年度:23兆6,257億円。

※3 市区町村には一部事務組合等(平成29年度:1兆438億円、平成28年度:9,877億円)を含む。

平成29年度都道府県普通会計決算の概要（速報）

注1 本資料は、都道府県の財政状況を迅速に示すため、平成30年8月末現在の集計状況を速報として取りまとめたものです。数値は概数であり、今後変動する場合があります。
 注2 本資料の図表中の数値については、表示単位未満四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。
 注3 本資料においては、東日本大震災に係る復旧・復興事業及び全国防災事業に係る決算額を「東日本大震災分」と、全体の決算額から東日本大震災分を差し引いた値を「通常収支分」と表記しています。

歳入 50.9兆円(▲0.7兆円)

うち通常収支分 49.1兆円(▲0.1兆円)、東日本大震災分 1.8兆円(▲0.7兆円)

歳出 49.4兆円(▲0.8兆円)

うち通常収支分 47.8兆円(▲0.1兆円)、東日本大震災分 1.6兆円(▲0.6兆円)

1 歳入

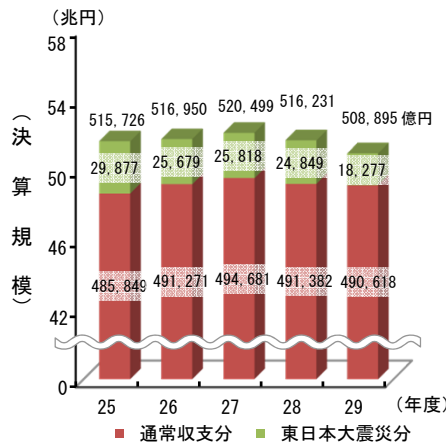
【増要因】

- 個人道府県民税の増等による地方税※の増加 (2,912億円増)
 ※地方税は、H24年度以降、6年連続増加

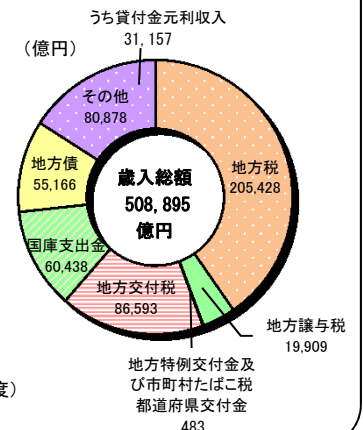
【減要因】

- 東日本大震災復興関連の補助金の減等による国庫支出金の減少 (4,087億円減)
- 地方交付税 (3,907億円減)
- 繰入金 (1,847億円減)

〈歳入の推移〉



〈歳入の状況〉



2 歳出

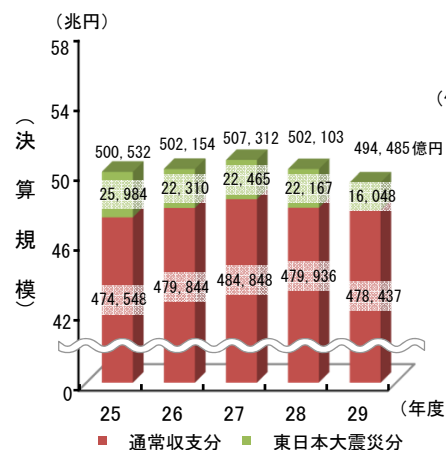
【増要因】

- 道府県民税所得割臨時交付金等による補助費等の増加 (7,061億円増)
- 公債費 (1,655億円増)

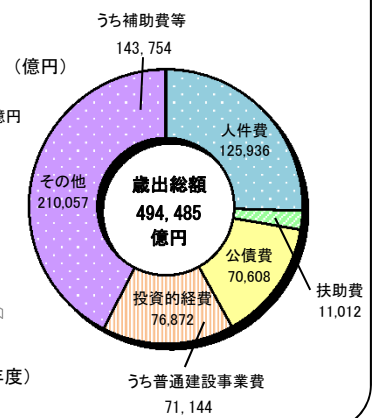
【減要因】

- 県費負担教職員に係る給与負担等の政令指定都市への移譲等による人件費の減少 (1兆1,262億円減)
- 東日本大震災復興関連基金への積立金の減等による積立金の減少 (3,157億円減)
- 貸付金 (2,150億円減)

〈歳出の推移〉



〈性質別歳出の状況〉



3 決算収支

- (1) 実質収支 : 5,983億円の黒字 (270億円増)
実質単年度収支 : 1,223億円の黒字 (343億円減)
- (2) 全団体において実質収支が黒字 (平成20年度以降、10年連続で全団体が黒字)

区 分	平成29年度	平成28年度	対前年度増減
実質収支	5,983億円	5,713億円	270億円
実質単年度収支	1,223億円	1,566億円	▲343億円

4 財政構造の弾力性

- (1) 経常収支比率 : 94.2% (0.1ポイント低下)
- (2) 実質公債費比率 : 11.4% (0.5ポイント低下)

区 分	平成29年度	平成28年度	対前年度増減
経常収支比率	94.2%	94.3%	▲0.1
実質公債費比率	11.4%	11.9%	▲0.5

5 地方債現在高

- (1) 地方債現在高 : 87兆9,700億円 (6,556億円減)
- (2) 地方債現在高 (臨時財政対策債除き) : 55兆3,644億円 (1兆3,374億円減)

区 分	平成29年度	平成28年度	対前年度増減
地方債現在高	87兆9,700億円	88兆6,256億円	▲6,556億円 (▲0.7%)
地方債現在高 (臨時財政対策債除き)	55兆3,644億円	56兆7,017億円	▲1兆3,374億円 (▲2.4%)

※詳細は別紙のとおりです。

(連絡先)
自治財政局財務調査課
宮野課長補佐、大林係長

(代表)03-5253-5111
(直通)03-5253-5649
(FAX)03-5253-5650

1 決算規模

- (1) 歳入総額は、前年度と比べて7,336億円減（1.4%減）の50兆8,895億円となった。このうち、通常収支分は764億円減（0.2%減）の49兆618億円、東日本大震災分は6,572億円減（26.4%減）の1兆8,277億円となった。
- (2) 歳出総額は、前年度と比べて7,618億円減（1.5%減）の49兆4,485億円となった。このうち、通常収支分は1,499億円減（0.3%減）の47兆8,437億円、東日本大震災分は6,119億円減（27.6%減）の1兆6,048億円となった。

<決算規模の状況>

区 分	平成29年度	平成28年度	増減額	増減率
歳入総額	50兆8,895億円	51兆6,231億円	▲7,336億円	▲1.4%
通常収支分	49兆618億円	49兆1,382億円	▲764億円	▲0.2%
東日本大震災分	1兆8,277億円	2兆4,849億円	▲6,572億円	▲26.4%
歳出総額	49兆4,485億円	50兆2,103億円	▲7,618億円	▲1.5%
通常収支分	47兆8,437億円	47兆9,936億円	▲1,499億円	▲0.3%
東日本大震災分	1兆6,048億円	2兆2,167億円	▲6,119億円	▲27.6%

2 決算収支

- (1) 実質収支は、前年度より270億円増加し、5,983億円の黒字となった。
- (2) 単年度収支は、前年度より1,598億円減少し、270億円の黒字となった。
- (3) 実質単年度収支は、前年度より343億円減少し、1,223億円の黒字となった。
- (4) 全ての団体の実質収支が黒字となった。

<決算収支の状況>

(単位：億円)

区 分	決 算 額		増減額
	平成29年度	平成28年度	
形 式 収 支	14,410	14,128	283
実 質 収 支	5,983	5,713	270
単 年 度 収 支	270	1,868	▲1,598
実質単年度収支	1,223	1,566	▲343

形 式 収 支：歳入歳出差引額

実 質 収 支：歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

単 年 度 収 支：当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額

実質単年度収支：単年度収支に、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額

歳入は、国庫支出金、地方交付税の減少等により、前年度と比べて7,336億円減（1.4%減）の50兆8,895億円となった。

通常収支分及び東日本大震災分の主な増減内訳はそれぞれ以下のとおりである。

<通常収支分>

通常収支分は、地方税が増加したものの、地方交付税、義務教育費負担金の減少等により、前年度と比べて764億円減（0.2%減）の49兆618億円となった。

（1）一般財源

地方税は増加したものの、地方交付税の減少等により、前年度と比べて168億円減（0.1%減）の30兆9,044億円となった。

（2）国庫支出金

国民健康保険財政安定化基金の造成に係る補助金の増加があったものの、県費負担教職員の給与負担等の政令指定都市への移譲に係る義務教育費負担金の減少等により、前年度と比べて768億円減（1.4%減）の5兆3,906億円となった。

（3）地方債

建設事業に係る地方債は減少したものの、臨時財政対策債、減収補填債の増加により、前年度と比べて65億円増（0.1%増）の5兆4,918億円となった。

（4）その他

貸付金元利収入は減少したものの、繰越金の増加等により、前年度と比べて107億円増（0.1%増）の7兆2,750億円となった。

<東日本大震災分>

東日本大震災分は、国庫支出金、繰入金の減少等により、前年度と比べて6,572億円減（26.4%減）の1兆8,277億円となった。

（1）一般財源

震災復興特別交付税の減少等により、前年度と比べて187億円減（5.3%減）の3,369億円となった。

（2）国庫支出金

放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の減少等により、前年度と比べて3,319億円減（33.7%減）の6,532億円となった。

（3）地方債

災害復旧事業等に係る地方債の減少等により、前年度と比べて160億円減（39.2%減）の248億円となった。

（4）その他

東日本大震災復興関連基金からの繰入金の減少等により、前年度と比べて2,906億円減（26.3%減）の8,128億円となった。

<歳入の状況>

(単位：億円、%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
地方税 ①	205,428	40.4	202,516	39.2	2,912	1.4
参考 個人道府県民税	53,164	10.4	50,935	9.9	2,230	4.4
参考 法人関係二税	47,538	9.3	48,168	9.3	▲ 630	▲ 1.3
地方譲与税 ②	19,909	3.9	19,248	3.7	661	3.4
うち地方法人特別譲与税	18,452	3.6	17,776	3.4	676	3.8
市町村たばこ税都道府県交付金 ③	10	0.0	9	0.0	1	11.6
地方特例交付金 ④	473	0.1	493	0.1	▲ 21	▲ 4.2
地方交付税 ⑤	86,593	17.0	90,500	17.5	▲ 3,907	▲ 4.3
うち特別交付税	1,490	0.3	2,004	0.4	▲ 514	▲ 25.7
うち震災復興特別交付税	2,578	0.5	2,902	0.6	▲ 324	▲ 11.2
(一般財源) ①+②+③+④+⑤	312,413	61.4	312,767	60.6	▲ 354	▲ 0.1
国庫支出金	60,438	11.9	64,526	12.5	▲ 4,087	▲ 6.3
うち普通建設事業費支出金	11,266	2.2	10,282	2.0	984	9.6
うち災害復旧事業費支出金	4,171	0.8	3,921	0.8	251	6.4
地方債	55,166	10.8	55,261	10.7	▲ 95	▲ 0.2
うち臨時財政対策債	22,120	4.3	21,701	4.2	419	1.9
その他	80,878	15.9	83,678	16.3	▲ 2,800	▲ 3.3
うち繰入金	13,884	2.7	15,732	3.0	▲ 1,847	▲ 11.7
うち繰越金	14,032	2.8	13,034	2.5	998	7.7
うち貸付金元利収入	31,157	6.1	32,847	6.4	▲ 1,690	▲ 5.1
歳入合計	508,895	100.0	516,231	100.0	▲ 7,336	▲ 1.4

※1 地方税には、東京都が課税する特別区に係る法人住民税、固定資産税、都市計画税等を含む。

※2 地方税の参考欄の法人関係二税は、法人道府県民税と事業税(法人分)の合計であるが、東京都が課税する特別区に係る法人住民税は含まない。

※3 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は含まない。

(参考) 通常収支分と東日本大震災分

<歳入の状況・通常収支分>

(単位：億円、%)

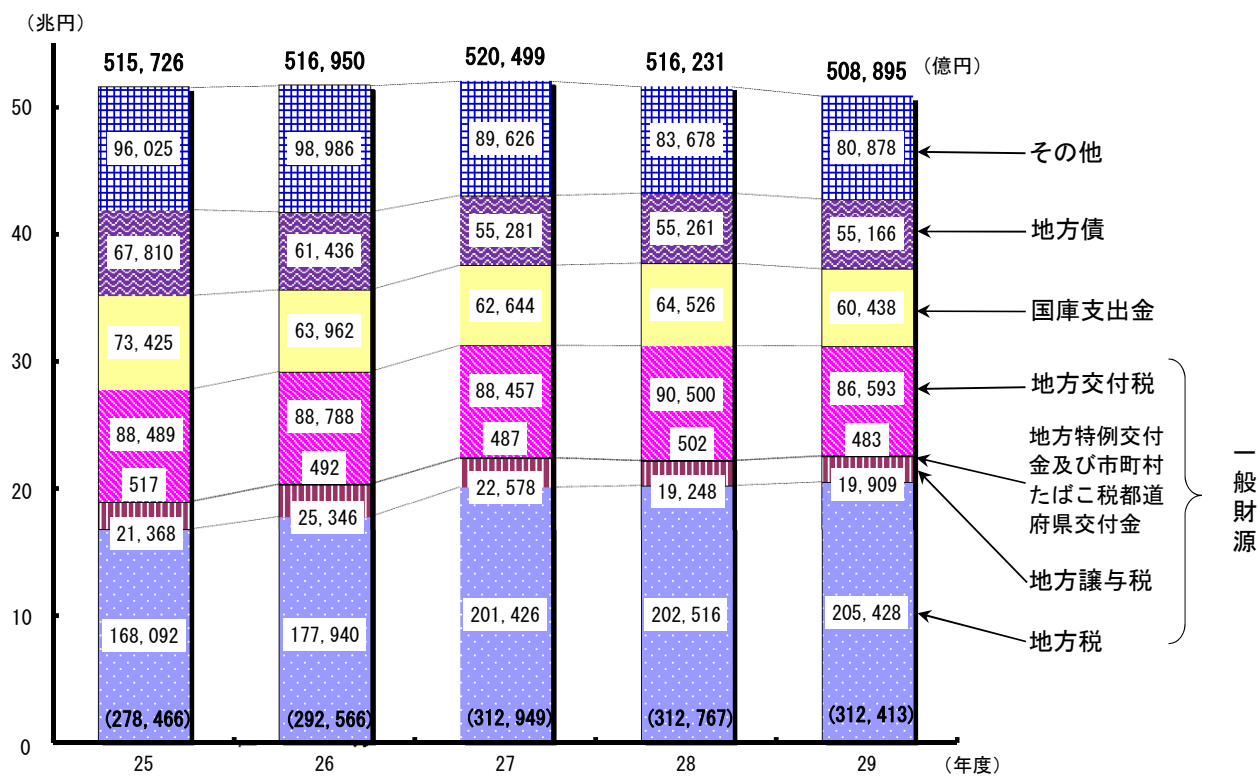
区 分	平成29年度		平成28年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
一般財源	309,044	63.0	309,211	62.9	▲ 168	▲ 0.1
国庫支出金	53,906	11.0	54,674	11.1	▲ 768	▲ 1.4
うち普通建設事業費支出金	10,596	2.2	9,770	2.0	827	8.5
うち災害復旧事業費支出金	1,746	0.4	1,090	0.2	656	60.1
地方債	54,918	11.2	54,853	11.2	65	0.1
その他	72,750	14.8	72,644	14.8	107	0.1
うち繰入金	10,471	2.1	10,068	2.0	402	4.0
うち繰越金	11,641	2.4	10,228	2.1	1,413	13.8
うち貸付金元利収入	29,102	5.9	30,592	6.2	▲ 1,490	▲ 4.9
歳入合計	490,618	100.0	491,382	100.0	▲ 764	▲ 0.2

<歳入の状況・東日本大震災分>

(単位：億円、%)

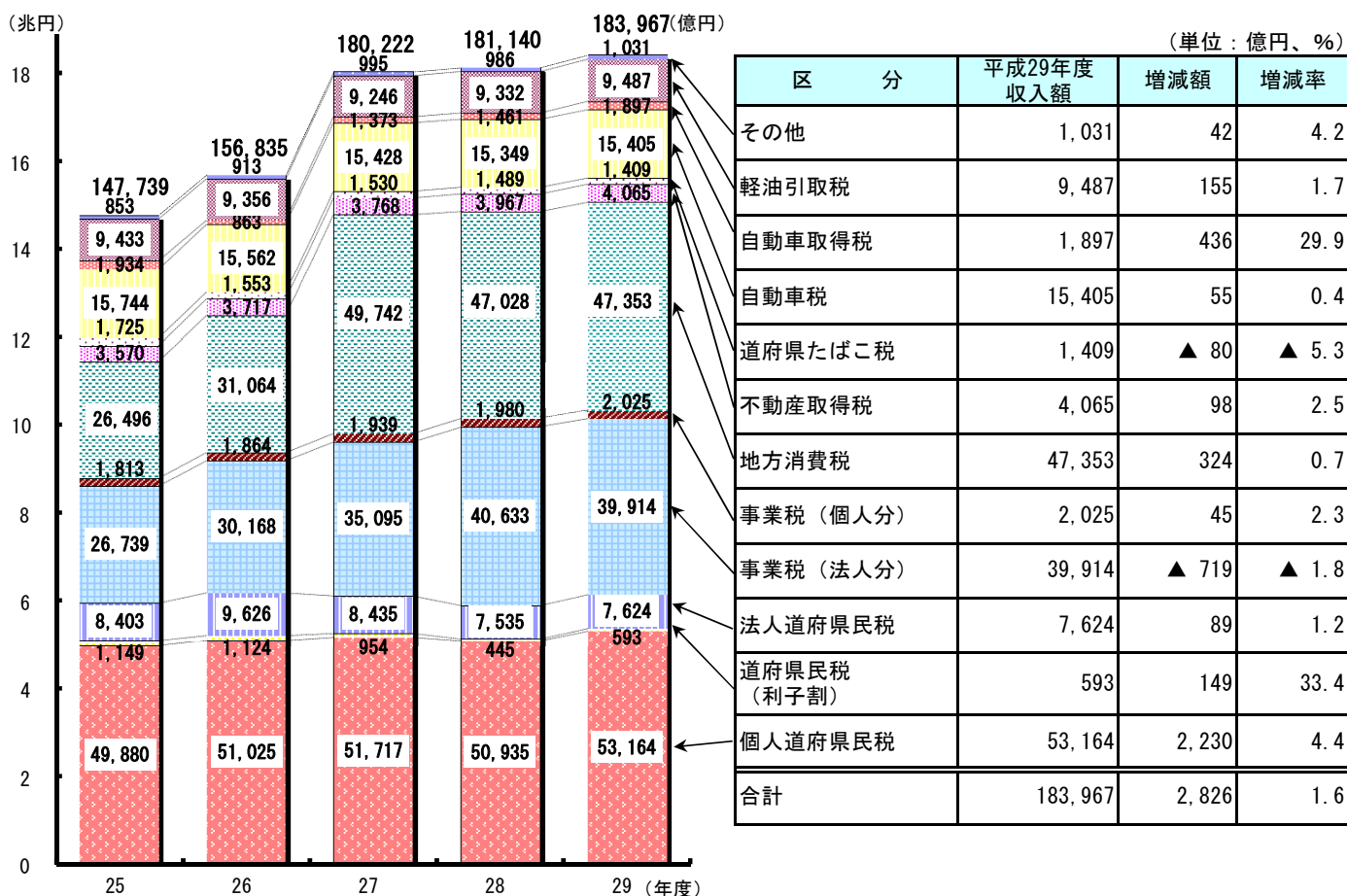
区 分	平成29年度		平成28年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
一般財源	3,369	18.4	3,556	14.3	▲ 187	▲ 5.3
うち震災復興特別交付税	2,578	14.1	2,902	11.7	▲ 324	▲ 11.2
国庫支出金	6,532	35.7	9,851	39.6	▲ 3,319	▲ 33.7
うち普通建設事業費支出金	670	3.7	513	2.1	157	30.6
うち災害復旧事業費支出金	2,426	13.3	2,830	11.4	▲ 405	▲ 14.3
うち東日本大震災復興交付金	137	0.7	321	1.3	▲ 184	▲ 57.5
地方債	248	1.4	407	1.6	▲ 160	▲ 39.2
その他	8,128	44.5	11,035	44.5	▲ 2,906	▲ 26.3
うち繰入金	3,414	18.7	5,663	22.8	▲ 2,249	▲ 39.7
うち繰越金	2,391	13.1	2,806	11.3	▲ 415	▲ 14.8
うち貸付金元利収入	2,055	11.2	2,255	9.1	▲ 200	▲ 8.9
歳入合計	18,277	100.0	24,849	100.0	▲ 6,572	▲ 26.4

〈歳入決算額内訳の推移〉



※ () 内の数値は一般財源の額である。

〈道府県税の推移〉



※道府県税は、都道府県の地方税の決算額から東京都が課税する特別区に係る法人住民税、固定資産税、都市計画税等 (2兆1,462億円) を除いた額である。

【性質別】

性質別歳出は、人件費、積立金の減少等により、前年度と比べて7,618億円減(1.5%減)の49兆4,485億円となった。

通常収支分及び東日本大震災分の主な増減内訳はそれぞれ以下のとおりである。

＜通常収支分＞

通常収支分は、補助費等が増加したものの、人件費、貸付金の減少等により、前年度と比べて1,499億円減(0.3%減)の47兆8,437億円となった。

(1) 義務的経費

- ・人件費は、県費負担教職員の給与負担等の政令指定都市への移譲等により、前年度と比べて1兆1,236億円減(8.2%減)の12兆5,776億円となった。
- ・公債費は、臨時財政対策債の元利償還金の増加等により、前年度と比べて1,631億円増(2.4%増)の7兆501億円となった。

(2) 投資的経費

- ・災害復旧事業費は、平成28年4月に発生した熊本地震に係る引き続きの対応に加え、平成29年7月に発生した九州北部豪雨等により、前年度と比べて843億円増(40.8%増)の2,913億円となった。

(3) その他の経費

- ・補助費等は、県費負担教職員の給与負担等の政令指定都市への移譲に係る道府県民税所得割臨時交付金等により、前年度と比べて8,741億円増(6.6%増)の14兆1,238億円となった。
- ・貸付金は、制度融資に係る預託金の減少等により、前年度と比べて1,921億円減(6.5%減)の2兆7,494億円となった。

＜東日本大震災分＞

東日本大震災分は、積立金、補助費等の減少等により、前年度と比べて6,119億円減(27.6%減)の1兆6,048億円となった。

(1) 義務的経費

- ・人件費は、任期付職員の減少等により、前年度と比べて27億円減(14.2%減)の161億円となった。

(2) 投資的経費

- ・普通建設事業費は、補助事業費の減少等により、前年度と比べて576億円減(9.3%減)の5,642億円となった。
- ・災害復旧事業費は、補助事業費の減少等により、前年度と比べて525億円減(15.7%減)の2,815億円となった。

(3) その他の経費

- ・積立金は、除染関連基金への積立金の減少等により、前年度と比べて2,932億円減(57.0%減)の2,209億円となった。
- ・補助費等は、福島県内市町村の除染事業に対する補助金の減少等により、前年度と比べて1,681億円減(40.1%減)の2,515億円となった。

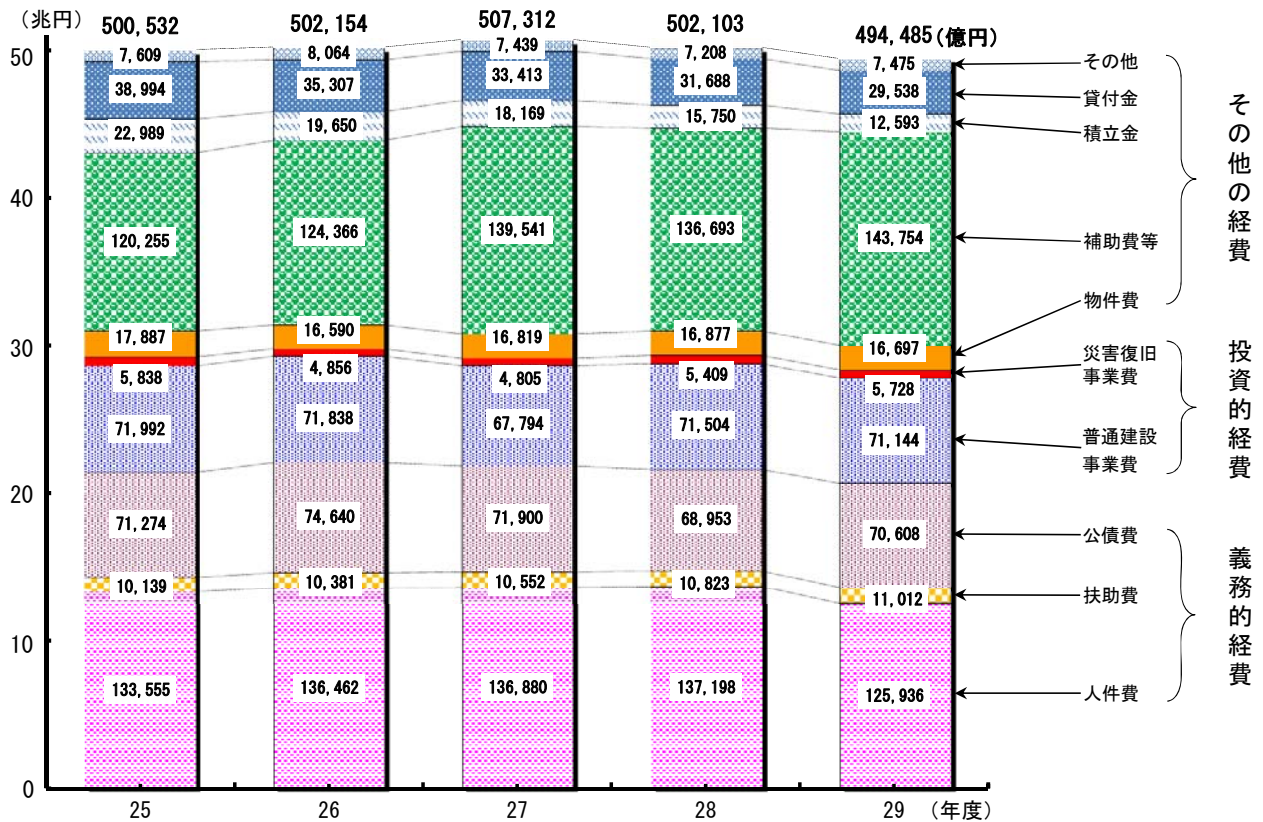
＜性質別歳出の状況＞

(単位：億円、%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	207,556	42.0	216,974	43.2	▲ 9,418	▲ 4.3
うち人件費	125,936	25.5	137,198	27.3	▲ 11,262	▲ 8.2
うち職員給	92,388	18.7	100,474	20.0	▲ 8,086	▲ 8.0
うち扶助費	11,012	2.2	10,823	2.2	189	1.7
うち公債費	70,608	14.3	68,953	13.7	1,655	2.4
うち臨時財政対策債元利償還額	18,027	3.6	16,474	3.3	1,553	9.4
投資的経費	76,872	15.5	76,913	15.3	▲ 42	▲ 0.1
うち普通建設事業費	71,144	14.4	71,504	14.2	▲ 360	▲ 0.5
うち補助事業費	39,813	8.1	39,095	7.8	718	1.8
うち単独事業費	24,739	5.0	25,266	5.0	▲ 528	▲ 2.1
うち国直轄事業負担金	6,593	1.3	7,143	1.4	▲ 550	▲ 7.7
うち災害復旧事業費	5,728	1.2	5,409	1.1	318	5.9
うち補助事業費	5,067	1.0	4,664	0.9	404	8.7
うち単独事業費	534	0.1	494	0.1	40	8.0
その他の経費	210,057	42.5	208,216	41.5	1,841	0.9
うち物件費	16,697	3.4	16,877	3.4	▲ 180	▲ 1.1
うち補助費等	143,754	29.1	136,693	27.2	7,061	5.2
うち積立金	12,593	2.5	15,750	3.1	▲ 3,157	▲ 20.0
うち貸付金	29,538	6.0	31,688	6.3	▲ 2,150	▲ 6.8
歳出合計	494,485	100.0	502,103	100.0	▲ 7,618	▲ 1.5

※普通建設事業費のうち、更新整備分は2兆5,976億円、新規整備分は2兆3,511億円。

＜歳出決算額の性質別内訳の推移＞



(参考) 通常収支分と東日本大震災分

〈性質別歳出の状況・通常収支分〉

(単位：億円、%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	207,279	43.3	216,696	45.2	▲ 9,417	▲ 4.3
うち人件費	125,776	26.3	137,011	28.5	▲ 11,236	▲ 8.2
うち職員給	92,280	19.3	100,349	20.9	▲ 8,069	▲ 8.0
うち扶助費	11,002	2.3	10,814	2.3	188	1.7
うち公債費	70,501	14.7	68,871	14.4	1,631	2.4
うち臨時財政対策債元利償還額	18,027	3.8	16,474	3.4	1,553	9.4
投資的経費	68,415	14.3	67,356	14.0	1,059	1.6
うち普通建設事業費	65,502	13.7	65,286	13.6	216	0.3
うち補助事業費	35,249	7.4	34,174	7.1	1,075	3.1
うち単独事業費	24,438	5.1	24,900	5.2	▲ 462	▲ 1.9
うち国直轄事業負担金	5,815	1.2	6,212	1.3	▲ 397	▲ 6.4
うち災害復旧事業費	2,913	0.6	2,069	0.4	843	40.8
うち補助事業費	2,430	0.5	1,554	0.3	877	56.4
うち単独事業費	363	0.1	278	0.1	85	30.4
その他の経費	202,743	42.4	195,884	40.8	6,858	3.5
うち物件費	16,224	3.4	16,316	3.4	▲ 92	▲ 0.6
うち補助費等	141,238	29.5	132,497	27.6	8,741	6.6
うち積立金	10,385	2.2	10,610	2.2	▲ 225	▲ 2.1
うち貸付金	27,494	5.7	29,415	6.1	▲ 1,921	▲ 6.5
歳出合計	478,437	100.0	479,936	100.0	▲ 1,499	▲ 0.3

〈性質別歳出の状況・東日本大震災分〉

(単位：億円、%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	277	1.7	278	1.3	▲ 1	▲ 0.5
うち人件費	161	1.0	187	0.8	▲ 27	▲ 14.2
うち職員給	108	0.7	125	0.6	▲ 17	▲ 13.4
うち扶助費	10	0.1	9	0.0	1	7.1
うち公債費	107	0.7	82	0.4	25	30.1
投資的経費	8,457	52.7	9,558	43.1	▲ 1,101	▲ 11.5
うち普通建設事業費	5,642	35.2	6,218	28.1	▲ 576	▲ 9.3
うち補助事業費	4,563	28.4	4,921	22.2	▲ 358	▲ 7.3
うち単独事業費	301	1.9	366	1.7	▲ 65	▲ 17.8
うち国直轄事業負担金	778	4.8	931	4.2	▲ 153	▲ 16.5
うち災害復旧事業費	2,815	17.5	3,340	15.1	▲ 525	▲ 15.7
うち補助事業費	2,637	16.4	3,110	14.0	▲ 473	▲ 15.2
うち単独事業費	171	1.1	216	1.0	▲ 45	▲ 20.9
その他の経費	7,313	45.5	12,331	55.7	▲ 5,017	▲ 40.7
うち物件費	473	2.9	561	2.5	▲ 88	▲ 15.7
うち補助費等	2,515	15.7	4,196	18.9	▲ 1,681	▲ 40.1
うち積立金	2,209	13.8	5,140	23.2	▲ 2,932	▲ 57.0
うち貸付金	2,043	12.7	2,273	10.3	▲ 230	▲ 10.1
歳出合計	16,048	100.0	22,167	100.0	▲ 6,119	▲ 27.6

【目的別】

目的別歳出は、教育費、民生費の減少等により、前年度と比べて7,618億円減(1.5%減)の49兆4,485億円となった。

通常収支分及び東日本大震災分の主な増減内訳はそれぞれ以下のとおりである。

<通常収支分>

通常収支分は、商工費、教育費の減少等により、前年度と比べて1,499億円減(0.3%減)の47兆8,437億円となった。

- (1) 商工費は、貸付金の減少等により、前年度と比べて2,159億円減(6.8%減)の2兆9,649億円となった。
- (2) 教育費は、県費負担教職員の給与負担等の政令指定都市への移譲に係る人件費の減少等により、前年度と比べて1兆1,419億円減(10.3%減)の9兆9,390億円となった。
- (3) 総務費は、東京都の東京オリンピック・パラリンピック開催準備基金への積立金の増加等により、前年度と比べて2,039億円増(8.0%増)の2兆7,398億円となった。
- (4) 公債費は、臨時財政対策債の元利償還金の増加等により、前年度と比べて1,627億円増(2.4%増)の7兆704億円となった。
- (5) 上記のほか、県費負担教職員の給与負担等の政令指定都市への移譲に係る道府県民税所得割臨時交付金が5,575億円計上された。

<東日本大震災分>

東日本大震災分は、民生費の減少等により、前年度と比べて6,119億円減(27.6%減)の1兆6,048億円となった。

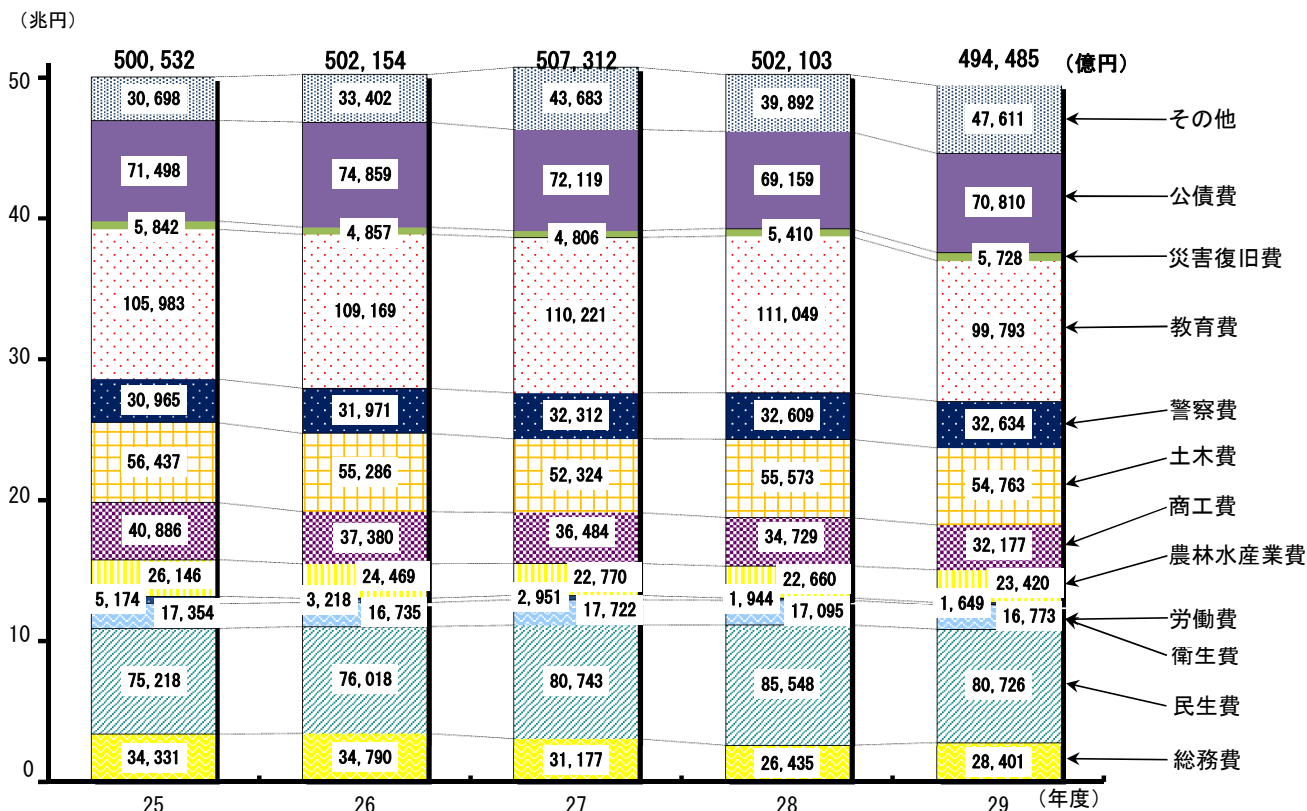
- (1) 民生費は、除染関連基金への積立金の減少等により、前年度と比べて4,738億円減(62.5%減)の2,843億円となった。
- (2) 商工費は、貸付金の減少等により、前年度と比べて393億円減(13.5%減)の2,529億円となった。
- (3) 土木費は、普通建設事業費の減少等により、前年度と比べて395億円減(8.9%減)の4,066億円となった。

<目的別歳出の状況>

(単位：億円、%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総務費	28,401	5.7	26,435	5.3	1,966	7.4
民生費	80,726	16.3	85,548	17.0	▲ 4,822	▲ 5.6
うち災害救助費	3,105	0.6	8,321	1.7	▲ 5,217	▲ 62.7
衛生費	16,773	3.4	17,095	3.4	▲ 322	▲ 1.9
労働費	1,649	0.3	1,944	0.4	▲ 295	▲ 15.2
農林水産業費	23,420	4.7	22,660	4.5	761	3.4
商工費	32,177	6.5	34,729	6.9	▲ 2,552	▲ 7.3
土木費	54,763	11.1	55,573	11.1	▲ 810	▲ 1.5
警察費	32,634	6.6	32,609	6.5	26	0.1
教育費	99,793	20.2	111,049	22.1	▲ 11,256	▲ 10.1
災害復旧費	5,728	1.2	5,410	1.1	318	5.9
公債費	70,810	14.3	69,159	13.8	1,651	2.4
うち臨時財政対策債元利償還額	18,027	3.6	16,474	3.3	1,553	9.4
その他	47,611	9.7	39,892	7.9	7,717	19.3
うち道府県民税所得割臨時交付金	5,575	1.1	—	—	5,575	皆増
歳出合計	494,485	100.0	502,103	100.0	▲ 7,618	▲ 1.5

<歳出決算額の目的別内訳の推移>



(参考) 通常収支分と東日本大震災分

〈目的別歳出の状況・通常収支分〉

(単位：億円、%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総務費	27,398	5.7	25,359	5.3	2,039	8.0
民生費	77,883	16.3	77,966	16.2	▲ 84	▲ 0.1
衛生費	16,041	3.4	16,460	3.4	▲ 419	▲ 2.5
労働費	1,549	0.3	1,635	0.3	▲ 86	▲ 5.3
農林水産業費	22,016	4.6	21,178	4.4	838	4.0
商工費	29,649	6.2	31,807	6.6	▲ 2,159	▲ 6.8
土木費	50,697	10.6	51,112	10.6	▲ 416	▲ 0.8
警察費	32,589	6.8	32,569	6.8	21	0.1
教育費	99,390	20.8	110,809	23.1	▲ 11,419	▲ 10.3
災害復旧費	2,913	0.6	2,070	0.4	843	40.7
公債費	70,704	14.8	69,077	14.4	1,627	2.4
うち臨時財政対策債元利償還額	18,027	3.8	16,474	3.4	1,553	9.4
その他	47,608	9.9	39,894	8.5	7,716	19.3
うち道府県民税所得割臨時交付金	5,575	1.2	—	—	5,575	皆増
歳出合計	478,437	100.0	479,936	100.0	▲ 1,499	▲ 0.3

〈目的別歳出の状況・東日本大震災分〉

(単位：億円、%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総務費	1,003	6.3	1,076	4.9	▲ 73	▲ 6.8
民生費	2,843	17.7	7,581	34.2	▲ 4,738	▲ 62.5
うち災害救助費	2,674	16.7	7,400	33.4	▲ 4,726	▲ 63.9
衛生費	732	4.6	635	2.9	97	15.3
労働費	100	0.6	308	1.4	▲ 208	▲ 67.6
農林水産業費	1,405	8.8	1,482	6.7	▲ 77	▲ 5.2
商工費	2,529	15.8	2,922	13.2	▲ 393	▲ 13.5
土木費	4,066	25.3	4,461	20.1	▲ 395	▲ 8.9
警察費	45	0.3	40	0.2	5	12.6
教育費	404	2.5	240	1.1	163	68.0
災害復旧費	2,815	17.5	3,340	15.1	▲ 525	▲ 15.7
公債費	107	0.7	82	0.4	25	30.1
その他	0	0.0	0	0.0	0	33.3
歳出合計	16,048	100.0	22,167	100.0	▲ 6,119	▲ 27.6

5 財政構造の弾力性

(1) 経常収支比率

- 分子である経常経費充当一般財源の人員費の減等による減少率が、分母である経常一般財源の地方税の減等による減少率を上回ったため、経常収支比率は0.1ポイント減少し、94.2%となった。

(2) 実質公債費比率

- 前年度より0.5ポイント低下し、11.4%となった。
- 実質公債費比率が18%以上の団体は、前年度と比べて1団体減少し2団体となった。

<財政指標の状況>

区分	経常収支比率	実質公債費比率	財政力指数
平成29年度	94.2%	11.4%	0.51602
平成28年度	94.3%	11.9%	0.50540
対前年度増減	▲0.1	▲0.5	0.01062

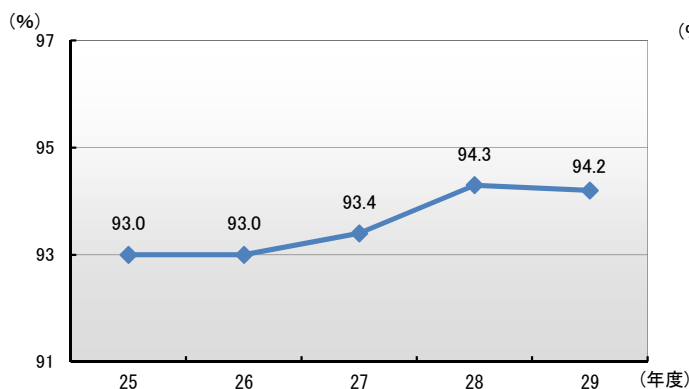
※1 経常収支比率及び実質公債費比率は各都道府県の数値の加重平均である。財政力指数は単純平均である。

※2 経常経費充当一般財源とは、人員費、扶助費、公債費等の毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源を指す。

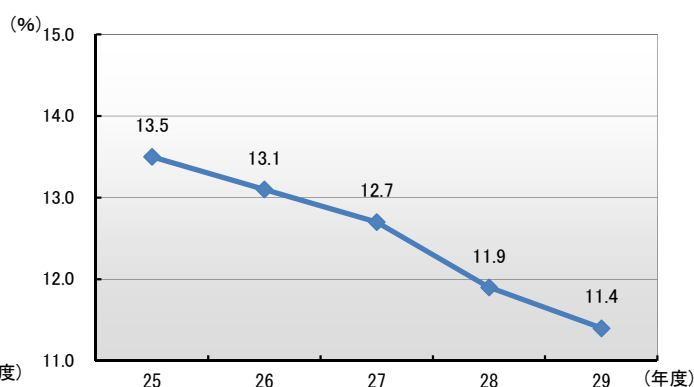
※3 経常一般財源とは、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）を指す。

※4 実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、原則として、地方債の発行に総務大臣等の許可が必要である。

<経常収支比率の推移>



<実質公債費比率の推移>



<経常収支比率の段階別都道府県数の状況>

区分	80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上	合計
平成29年度	—	1 (2.1%)	45 (95.7%)	1 (2.1%)	47 (100.0%)
平成28年度	1 (2.1%)	2 (4.3%)	43 (91.5%)	1 (2.1%)	47 (100.0%)

<実質公債費比率の段階別都道府県数の状況>

区分	18%未満	18%以上 25%未満	25%以上 35%未満	35%以上	合計
平成29年度	45 (95.7%)	2 (4.3%)	— (0.0%)	— (0.0%)	47 (100.0%)
平成28年度	44 (93.6%)	3 (6.4%)	— (0.0%)	— (0.0%)	47 (100.0%)

6 地方債現在高、債務負担行為額及び積立金現在高の推移

- (1) 地方債現在高は前年度と比べて6,556億円減（0.7%減）の87兆9,700億円、債務負担行為額は1,637億円増（2.8%増）の5兆9,215億円、積立金現在高は78億円減（0.1%減）の7兆9,670億円となった。
- (2) 積立金の内訳については、財政調整基金が439億円増（2.8%増）、減債基金が762億円減（6.7%減）、その他特定目的基金が244億円増（0.5%増）となった。
- (3) 地方債現在高に債務負担行為額を加え、積立金現在高を引いた額は、前年度と比べて4,908億円減（0.6%減）の85兆9,245億円となった。

区 分	平成29年度	平成28年度	増減額	増減率
地方債現在高 A	87兆9,700億円	88兆6,256億円	▲6,556億円	▲0.7%
地方債現在高(臨時財政対策債除き)	55兆3,644億円	56兆7,017億円	▲1兆3,374億円	▲2.4%
債務負担行為額 B	5兆9,215億円	5兆7,578億円	1,637億円	2.8%
積立金現在高 C	7兆9,670億円	7兆9,749億円	▲78億円	▲0.1%
内 訳				
財政調整基金	1兆6,038億円	1兆5,599億円	439億円	2.8%
減債基金	1兆582億円	1兆1,343億円	▲762億円	▲6.7%
その他特定目的基金	5兆3,051億円	5兆2,807億円	244億円	0.5%
A + B - C	85兆9,245億円	86兆4,085億円	▲4,840億円	▲0.6%

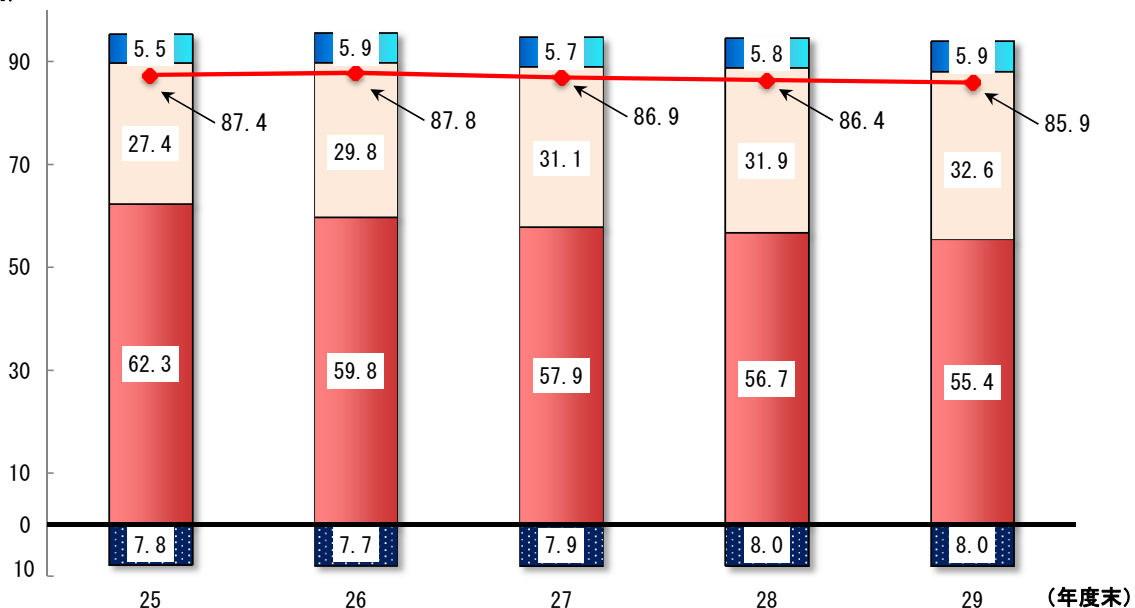
〈（参考）積立金の増減額〉

区 分	積立額	取崩し額	積立金増減額
積立金総額	1兆2,689億円	1兆2,767億円	▲78億円
内 訳			
財政調整基金	1,904億円	1,465億円	439億円
減債基金	616億円	1,378億円	▲762億円
その他特定目的基金	1兆169億円	9,925億円	244億円

※ 積立金増減額とは、積立額（歳出決算額+歳計剰余金処分による積立）から取崩し額を差し引いたものである。

■ 地方債現在高（臨時財政対策債除き）
 ■ 債務負担行為額
 ■ 臨時財政対策債
 ■ 積立金現在高

(兆円)



【参考】

決算収支及び財政分析指標について（解説）

○ 実質収支と実質単年度収支

- ・ 実質収支とは、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額（形式収支）から、翌年度への繰越し財源（継続費の通次繰越 [執行残額]、繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源）を差し引いたもの。これには過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれている。
- ・ 実質単年度収支とは、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額（単年度収支）から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いたもの。当該年度だけの実質的な収支を把握するための指標。

$$\text{実質単年度収支} = \text{当該年度実質収支} - \text{前年度実質収支} + \text{財政調整基金積立額} + \text{地方債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩し額}$$

* 実質収支と実質単年度収支の相違点

- ・ 実質収支には前年度以前からの収支の累積が含まれている。
- ・ 前年度からの影響を遮断し、当該年度のみの実質的な収支状況を示したものが実質単年度収支。
- ・ 実質収支が黒字であっても、実質単年度収支が赤字であれば、前年度までの黒字により当該年度が黒字となっていることを示している。この状態が続けば、やがて実質収支も赤字となる。
- ・ 地方財政の健全性（決算収支の均衡）の判断は、実質収支が黒字か否かを見るだけでは不十分。実質収支が前年度と比べてどう増減したのか（単年度収支）に加え、それに基金の積立てや取崩し・地方債の繰上償還などを考慮した場合はどうか（実質単年度収支）を併せて見る必要がある。

○ 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

$$\text{經常収支比率} = \frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源}}{\text{經常一般財源（地方税＋普通交付税等）} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

○ 実質公債費比率

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度定期的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の前3年度の平均値。地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、原則として、地方債の発行に際し許可が必要となる。加えて、25%以上の団体は財政健全化計画の策定が必要となり、35%以上の団体は、財政再生計画の同意がなければ災害復旧事業債等を除いて起債が制限されることとなる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D}$$

- A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）
- B：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）
- C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
- D：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）
- E：標準財政規模（「標準的な規模の収入の額」）

* 実質公債費比率の算定において除かれる元利償還金（上記 A 関連）

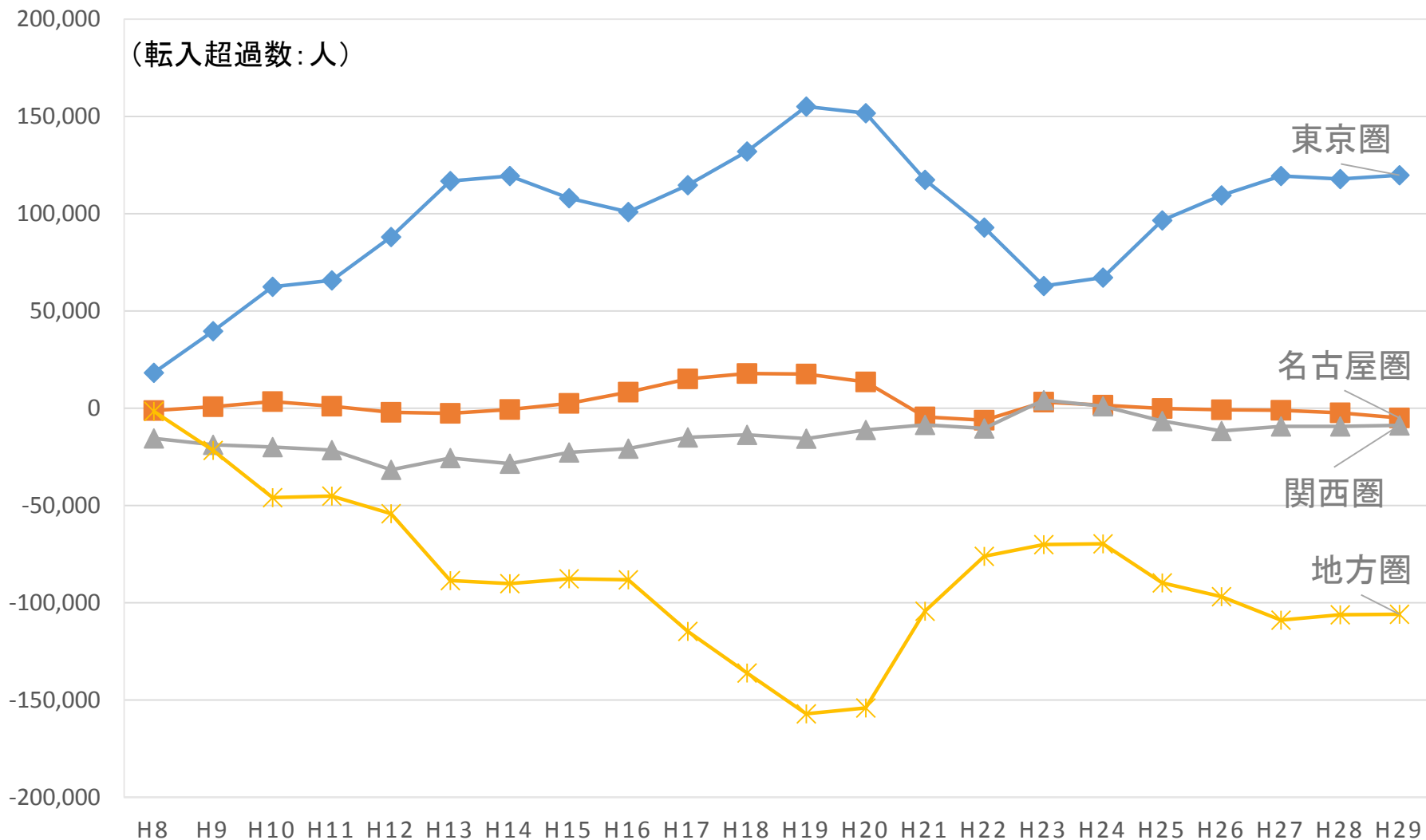
- ①繰上償還を行ったもの
- ②借換債を財源として償還を行ったもの
- ③満期一括償還方式の地方債の元金償還金
- ④利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの

* 「準元利償還金」（上記 B 関連）

- ①満期一括償還方式の地方債の1年当たりの元金償還金相当額
- ②公営企業債の元利償還金に対する普通会計からの繰入金
- ③一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等
- ④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（PFI 事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給など）
- ⑤一時借入金の利子

経済社会構造の変化等

人口の転入超過数



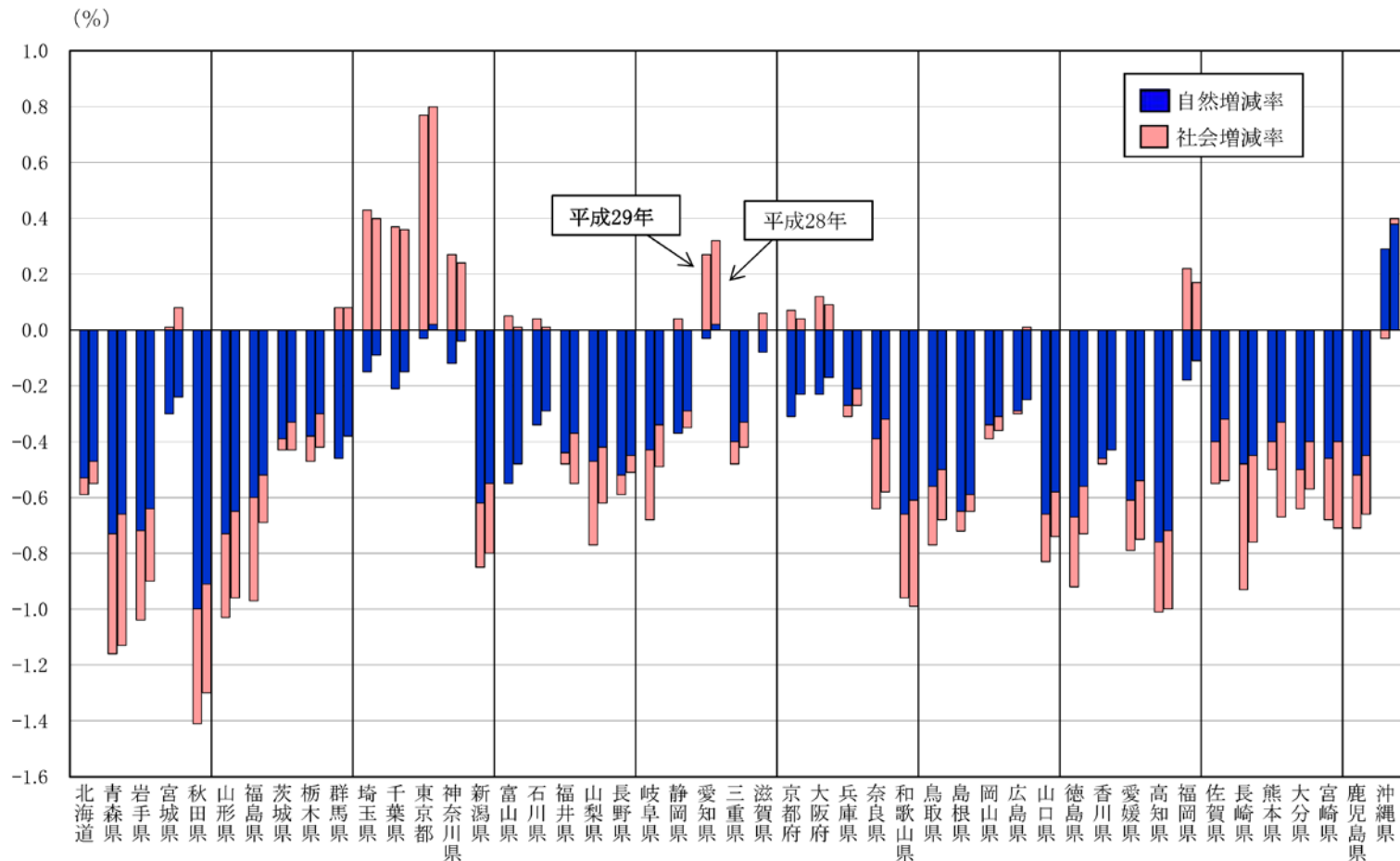
(出典)「住民基本台帳人口移動報告」(総務省)

東京圏:東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
 名古屋圏:愛知県、岐阜県、三重県
 関西圏:大阪府、京都府、兵庫県、奈良県
 地方圏:上記以外の道県

近年の人口の推移（社会増減／自然増減）

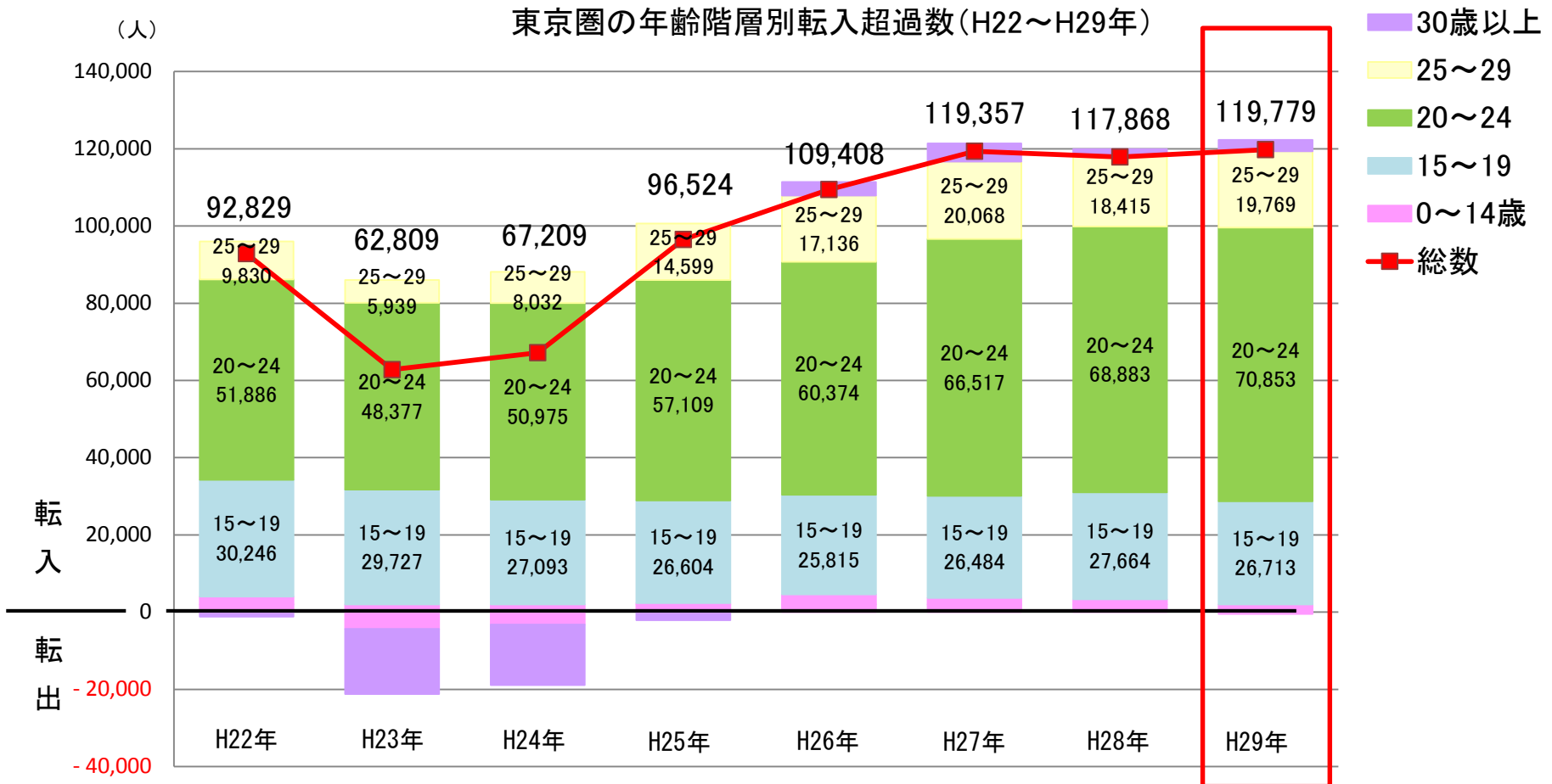
- 人口が増加した7都県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、福岡県、沖縄県）のうち、沖縄県を除く6都県が社会増加。
- 東京圏の1都3県では人口増加率が高い状況。
- 人口が減少した40道府県のうち、32道府県が自然減少かつ社会減少。

図7 都道府県別人口の増減要因（自然増減率及び社会増減率）



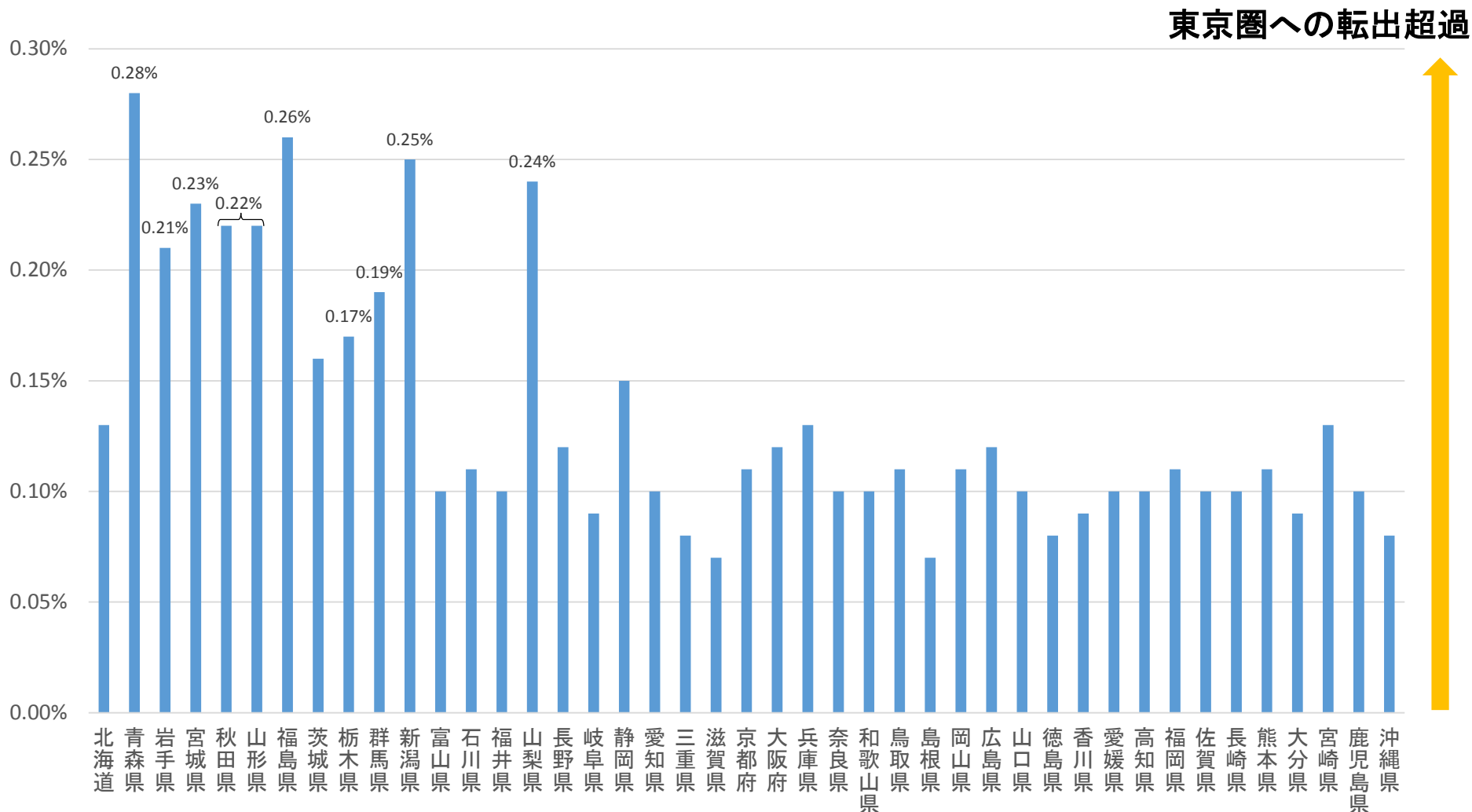
東京圏への転入超過

○ 東京圏への転入超過数の大半は20～24歳、15～19歳が占めており、大卒後就職時、大学進学時の転入が要因として考えられる。



道府県別 東京圏への転出超過の割合（転出超過数/道府県人口）（2017年）

○ 全国で東京圏に対して転出超過となっている状況にあり、東京圏への人口集中が進んでいる。



(出典) 転出超過数：住民基本台帳人口移動報告(2017年)(総務省)

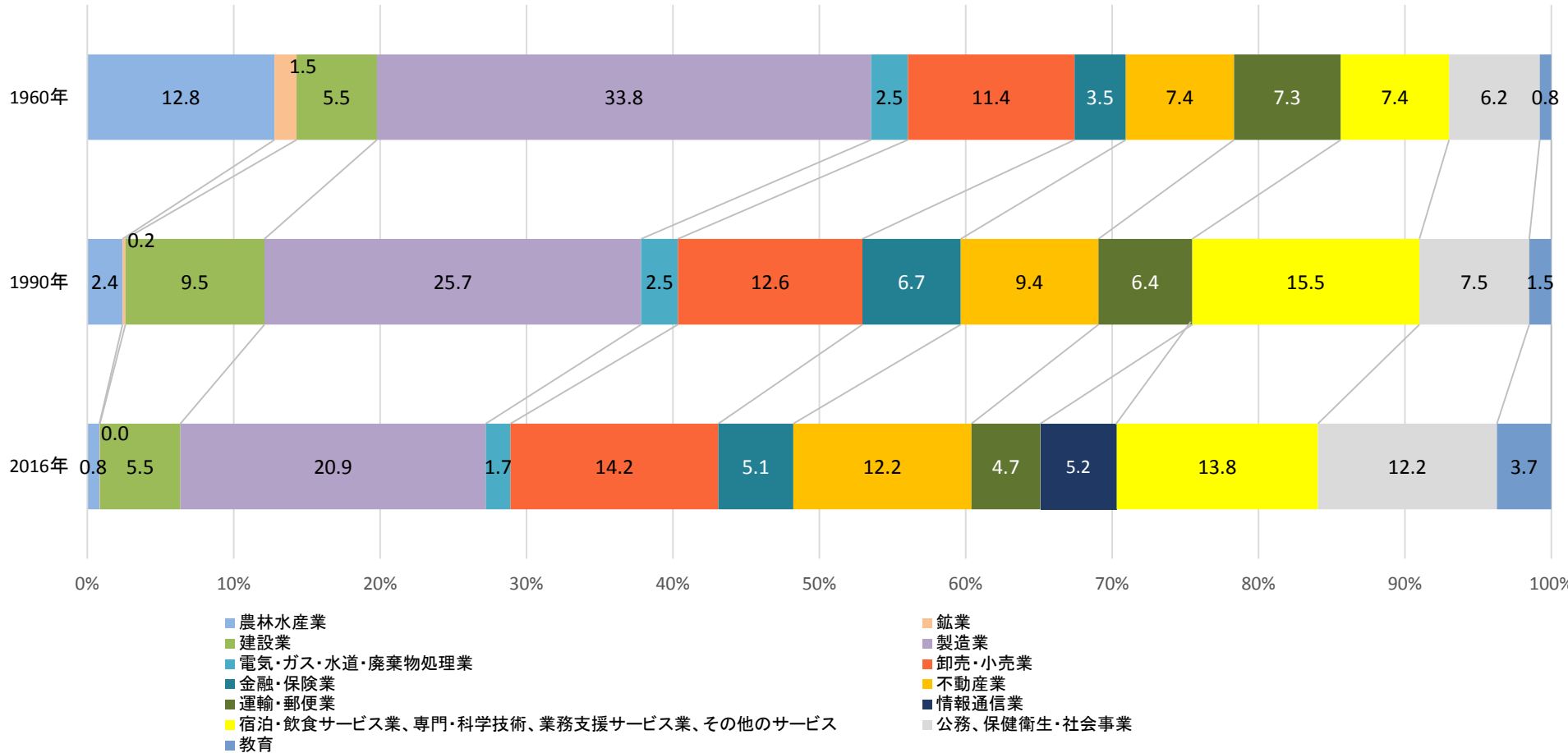
人口数値：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(2017年1月1日現在)(総務省)

国内総生産の産業別構成比の推移

平成25年11月27日
国土政策関連データ(過去50年間の推移等)(国交省)を元に作成

○ サービス産業化が進展するなど産業構造が大きく変化。

産業別構成比の推移(全国)



(出典)内閣府「国民経済計算」より作成

(注) 1. 1960年は68SNA(昭和55年基準)、1990年は93SNA(平成12年基準)、2016年は2008SNA(平成23年基準)における暦年値

2. 基準の改定に伴い経済活動別分類の変更が行われている(特に2008SNAにおいてサービス業が細分化されている)

93SNA→2008SNA:「運輸・通信業」→「運輸・郵便業」、「情報通信業」 「卸売・小売業」→「卸売・小売業」、「宿泊・飲食サービス業」

「サービス業」→「宿泊・飲食サービス業」、「専門・科学技術、業務支援サービス業」、「教育」、「保健衛生・社会事業」、「その他のサービス」等

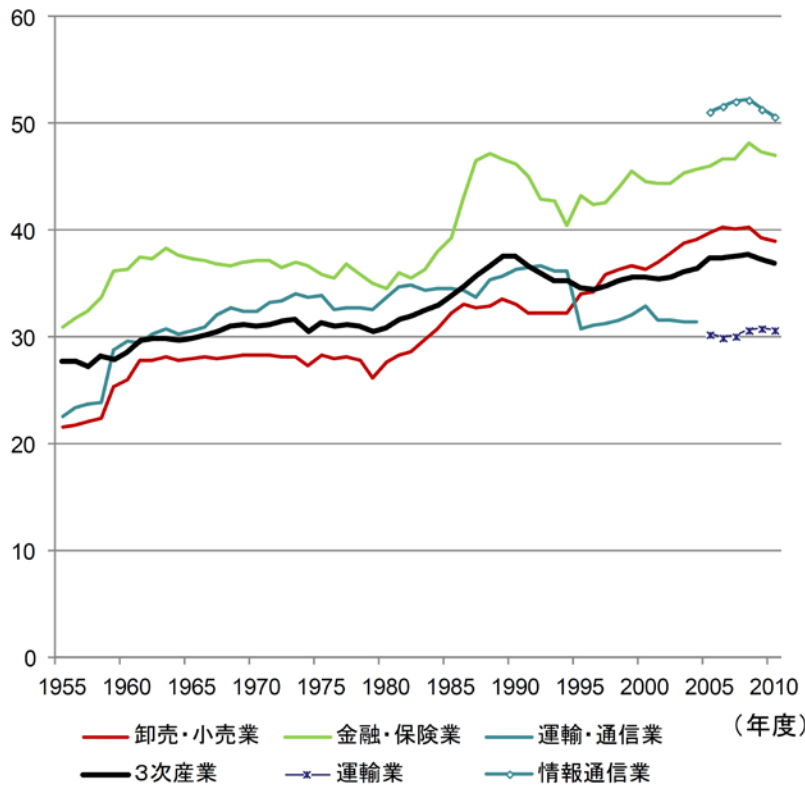
従って単純な比較はできないものの、2008SNAのグラフ作成においては「宿泊・飲食サービス業」、「専門・科学技術、業務支援サービス業」、「その他のサービス」を一つの分類としている。(ただし、「教育」、「保健衛生・社会事業」は除く。)

3. 「不動産業」には、持ち家の帰属家賃が含まれている。

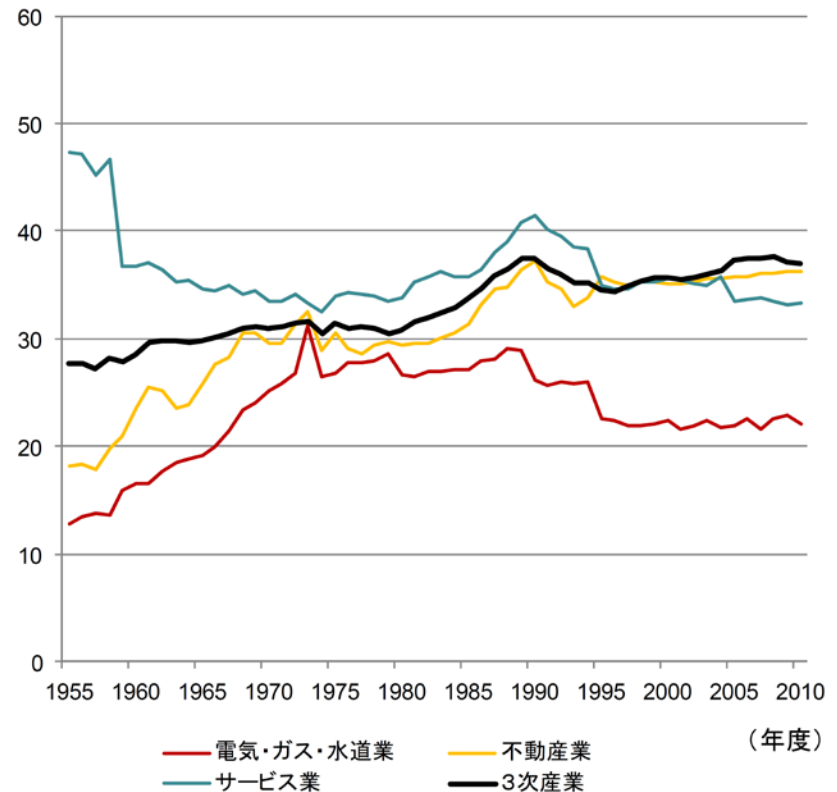
東京圏に集中する第3次産業

- 第3次産業における東京圏のシェアが高まっており、4割近くとなっている。
- その中でも、情報通信業、金融・保険業の集中が顕著である。

(%) 第3次産業の東京圏のシェアの推移(対全国)



(%) 第3次産業の東京圏のシェアの推移(対全国)



(備考)内閣府「県民経済計算」より作成。

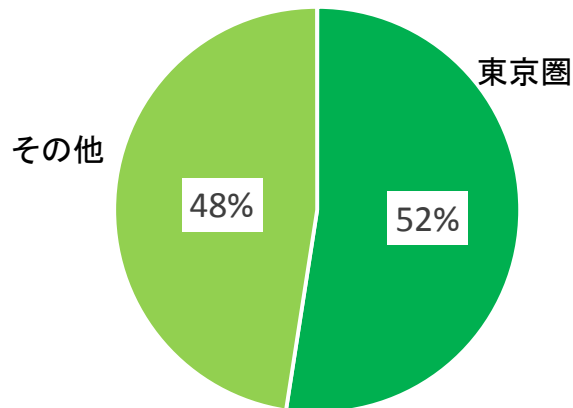
(注) 1955～1974年は68SNA(昭和55年基準)、1975～94年は68SNA(平成2年基準)、1995～2000年は93SNA(平成7年基準)、2001～2010年は93SNA(平成17年基準)による暦年値を使用。

各種指標でみる東京圏への集中

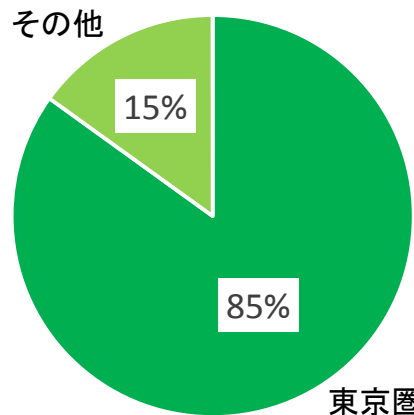
平成25年11月27日
国土政策関連データ(過去50年間の推移等)
(国交省)を元に作成

○ 国内銀行貸出残高や外国法人数等、いずれの指標においても東京圏のシェアは高い水準。

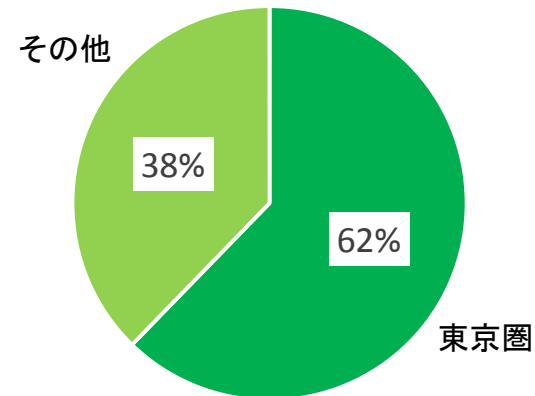
国内銀行貸出残高
2018年3月



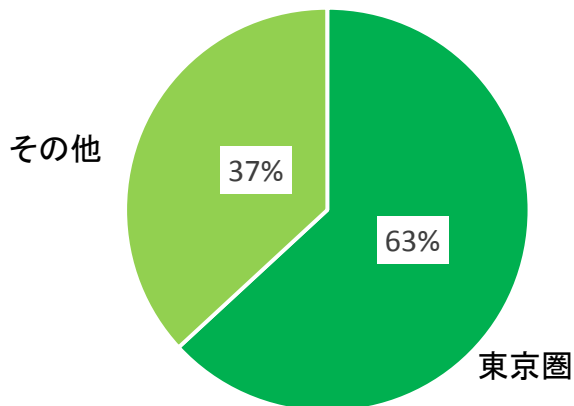
外国法人数
2016年



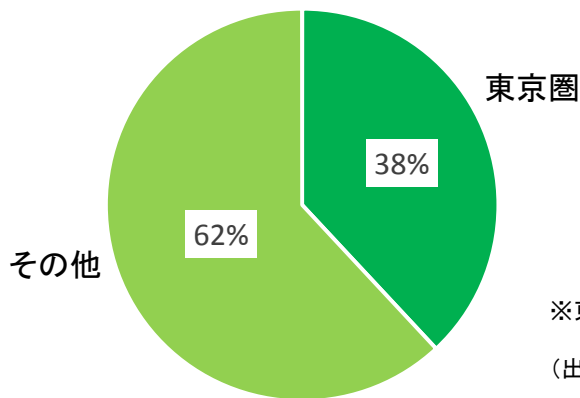
資本金10億円以上の本社数
2016年



情報サービス、広告業従業者数
2016年



対事業所サービス事業所数
2016年



※東京圏: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

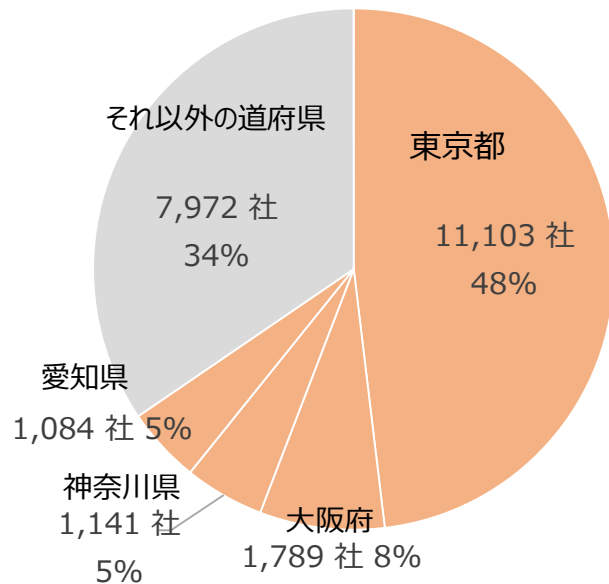
(出典) 日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」、
国税庁「国税庁統計年報書」、総務省「経済センサス」より作成

企業の本店等の大都市への集中

○ 資本金1億円超の大法人は、大都市に本店等が集中している。

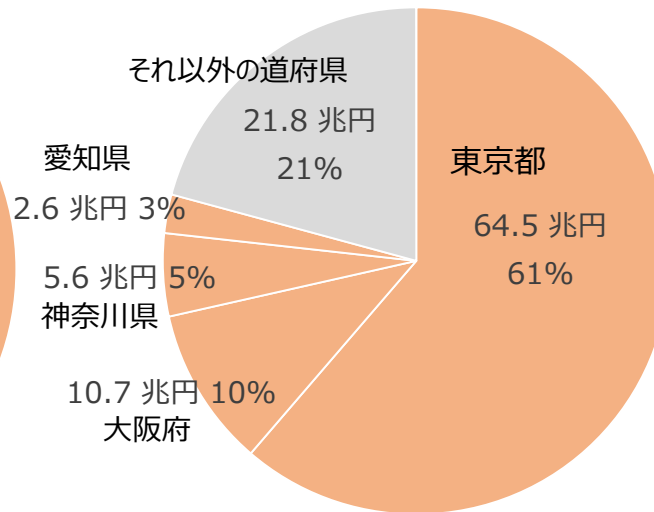
＜大法人の本店所在の状況＞

全体：約2.3万社



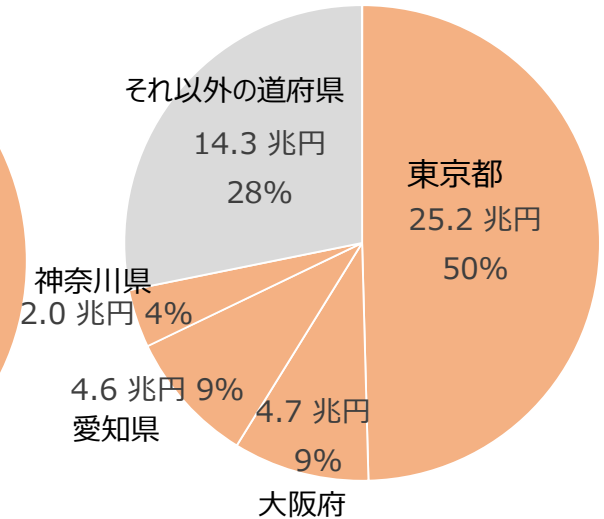
＜資本金等の額の状況＞

全体：約105兆円



＜法人所得の状況＞

全体：約51兆円



(出典)「平成28年度課税状況調」(総務省)

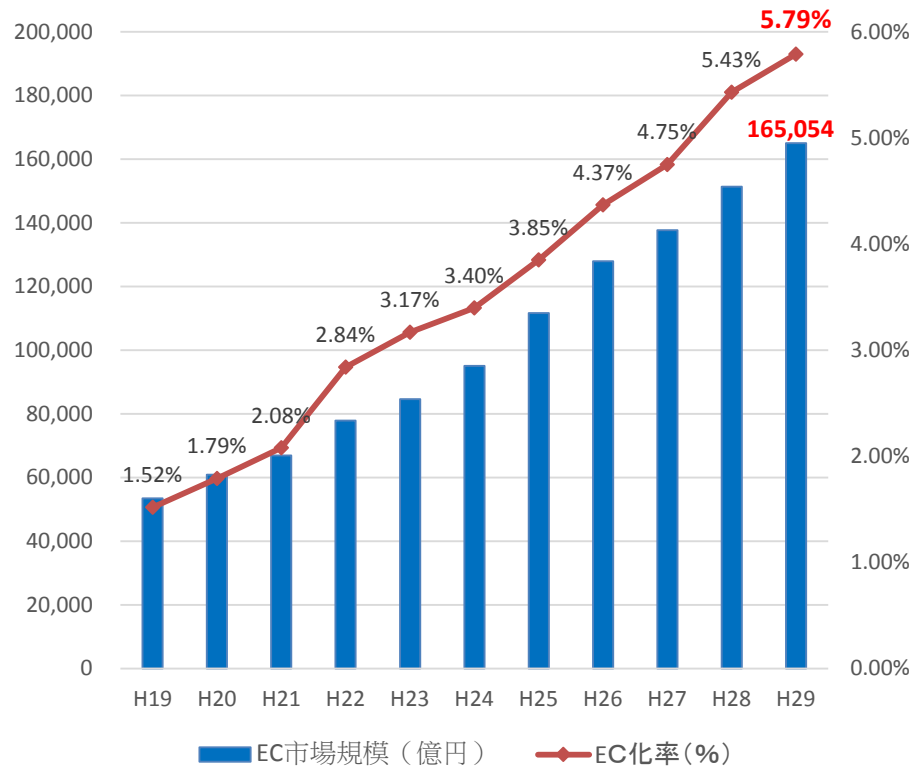
「資本金等の額」は資本割の課税標準額、「法人所得」は所得割の課税標準額による。

※ 上記は、東京都の本店所在法人のデータであり、実際の税収は、分割基準に基づき、支店や工場のある関係道府県に分割して納税される。

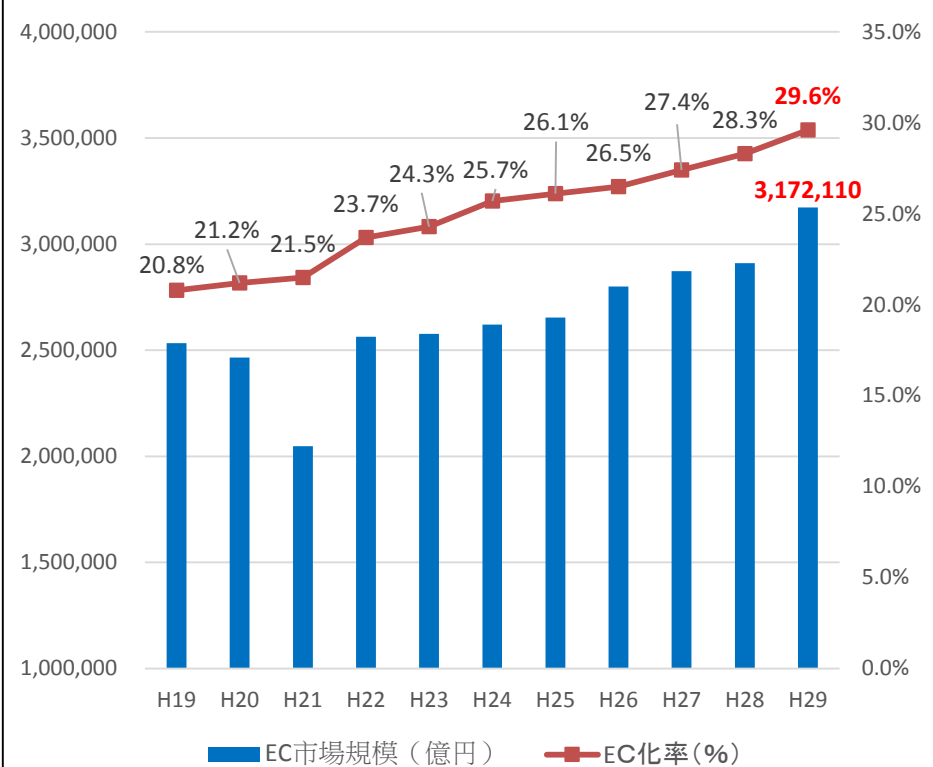
企業組織の変化①(店舗を必要としない事業形態の拡大)

- 電子商取引(BtoC-EC等)の進展により、店舗を必要としない事業形態が拡大。
- 事業自体は全国展開されていても、本社・本店所在地に法人所得が集中している可能性。

BtoC-ECの市場規模およびEC化率の経年推移



BtoB-ECの市場規模およびEC化率の経年推移



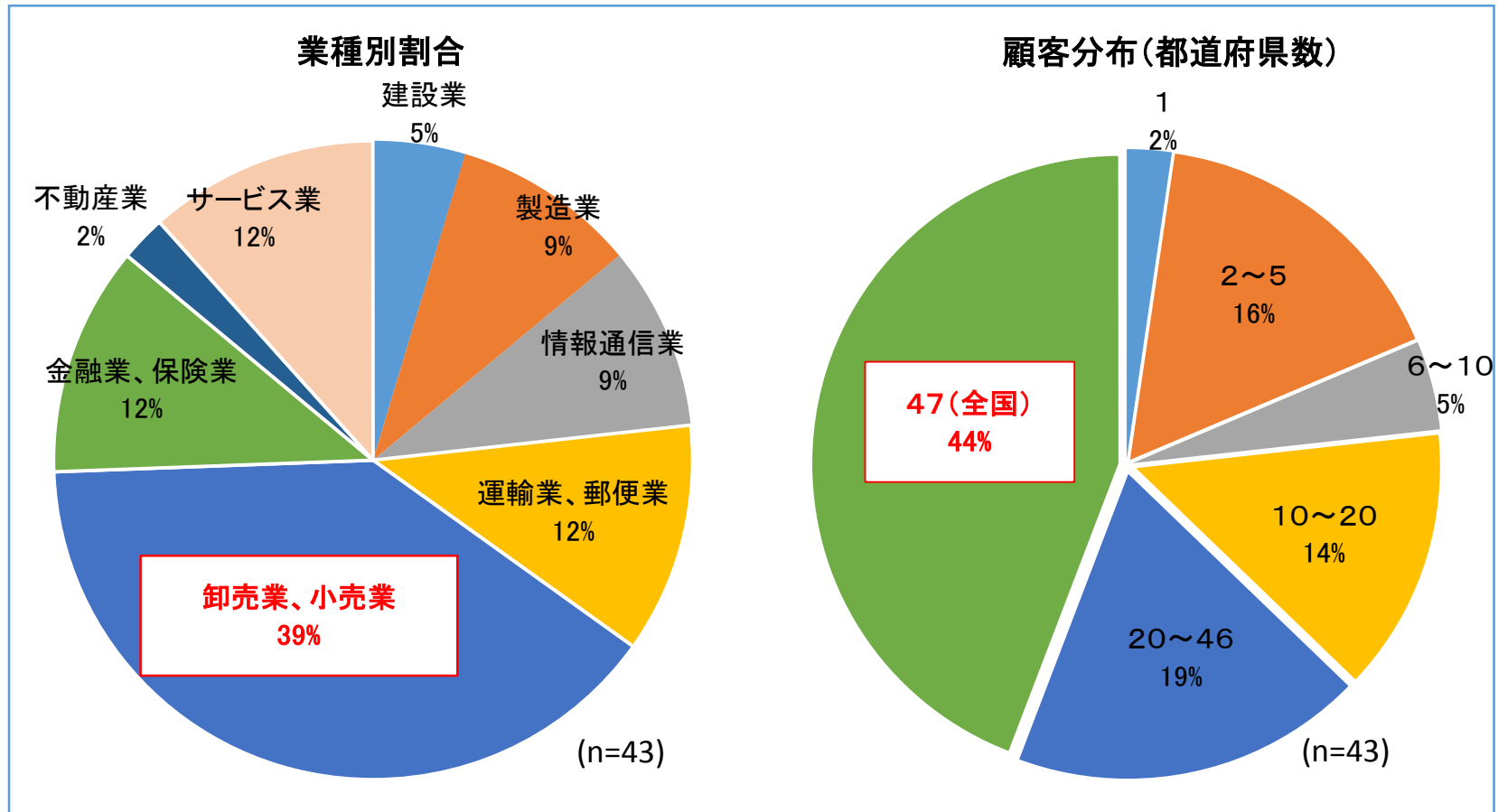
(出典)「電子商取引に関する市場調査」(経済産業省)をもとに作成

※ なお、「通信利用動向調査(総務省)」によると、世帯のインターネット普及率は、H19以降、90%前後で推移している。

電子商取引（BtoC）の状況

- 平成21年以降に電子商取引を開始した企業をみると、業種として「卸売業、小売業」が4割近くと最多。また、そうした企業のうち半数近くが、全国に顧客が分布すると回答。

平成21年以降BtoCを開始した企業の内訳

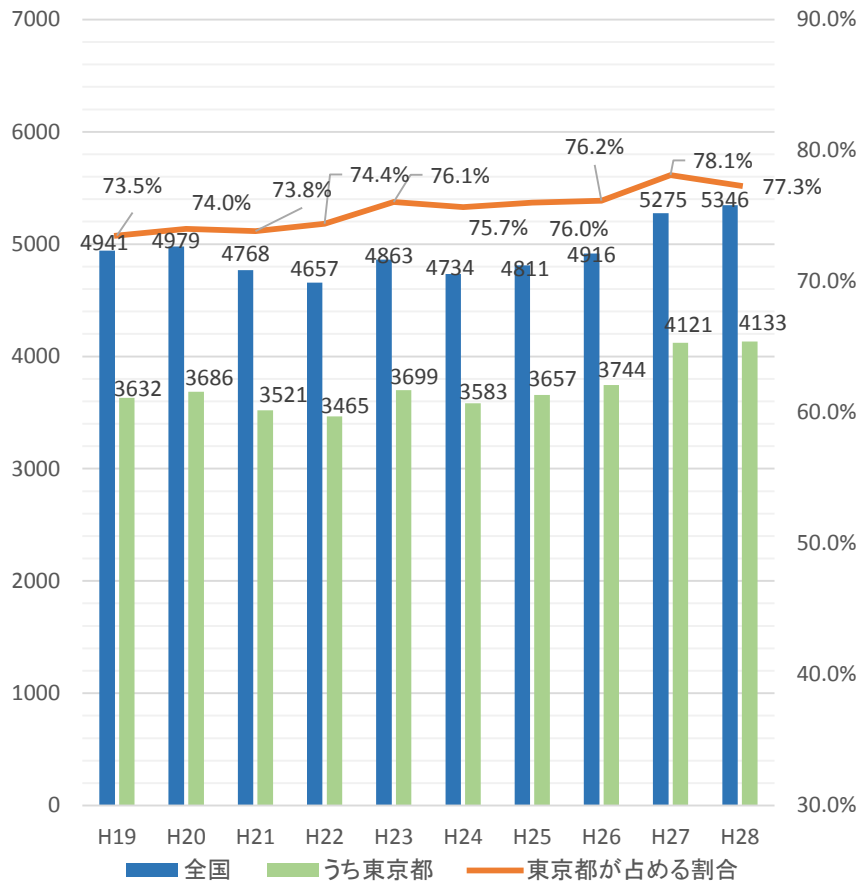


(出典) 平成30年9月7日 第2回「地方分権時代にふさわしい
地方税制のあり方に関する研究会」資料

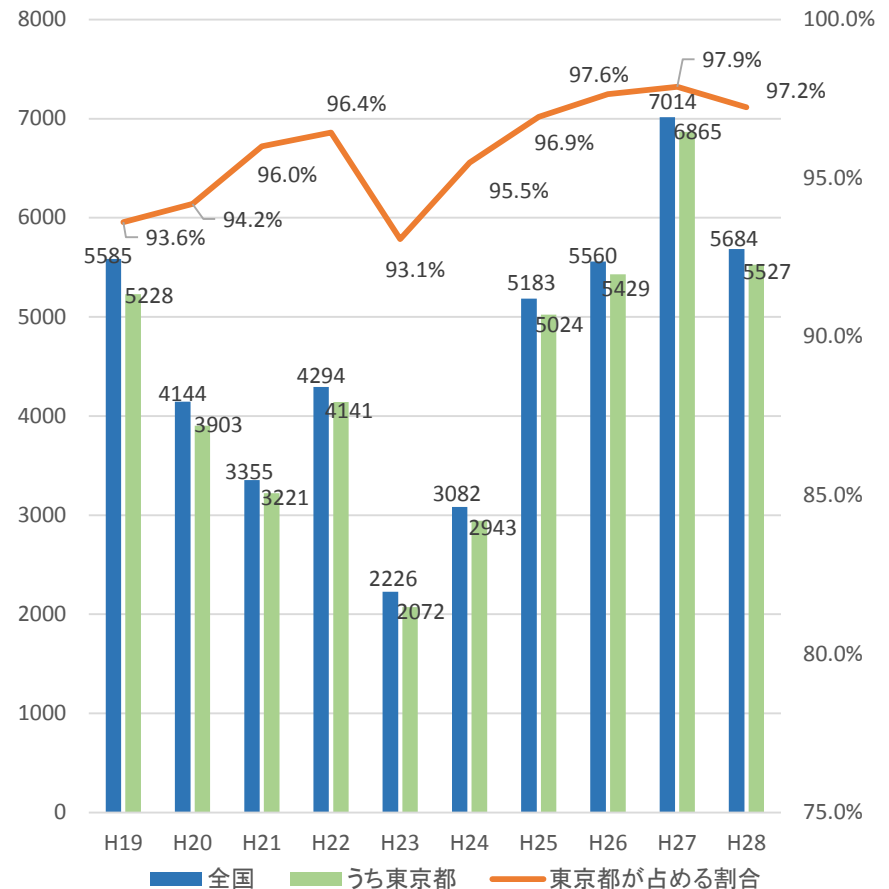
外国法人数等の推移

○ 外国法人についてみると、法人数で8割弱、法人所得ではほとんど(97%超)が東京都に集中している状況。

外国法人数



外国法人所得



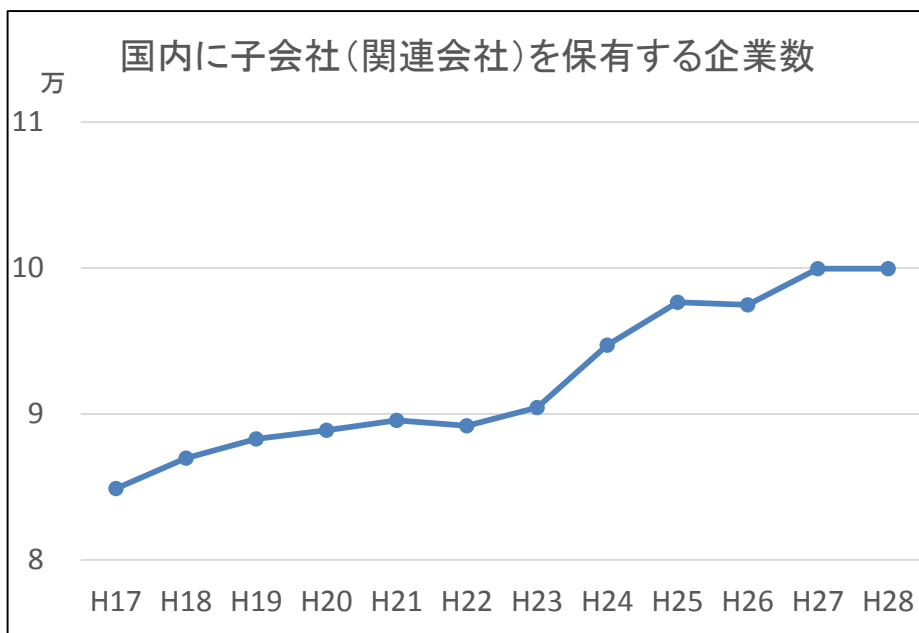
(出典) 統計年報(国税庁)

○ 大手外資系証券A社及び情報通信B社の事例

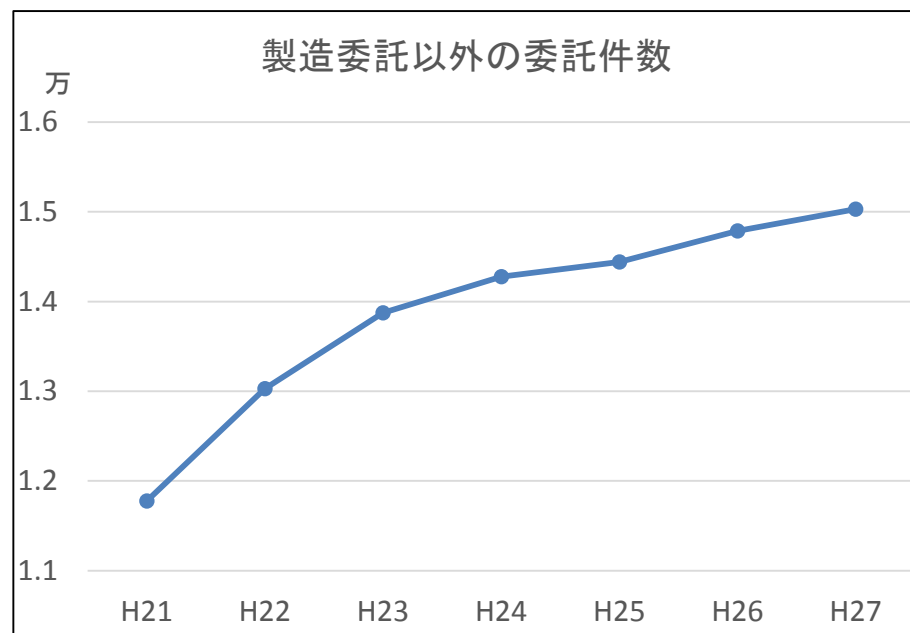
- ・ 全国で事業活動を展開しているが、事業所については、東京本社のみ。その結果、A社及びB社の地方法人二税は、本社所在地に集中。

企業組織の変化②（子会社化やアウトソーシング化等）

- 子会社を保有する企業数(分社化等)は増加、また、製造委託以外でもアウトソーシング化が進展。
- 上記のような企業組織の変化は、地方の工場・支店等における事業活動が企業本体から分化され、結果として、本社・本店所在地に法人所得が集中することにつながっている可能性。



(出典)企業活動基本調査(経済産業省)



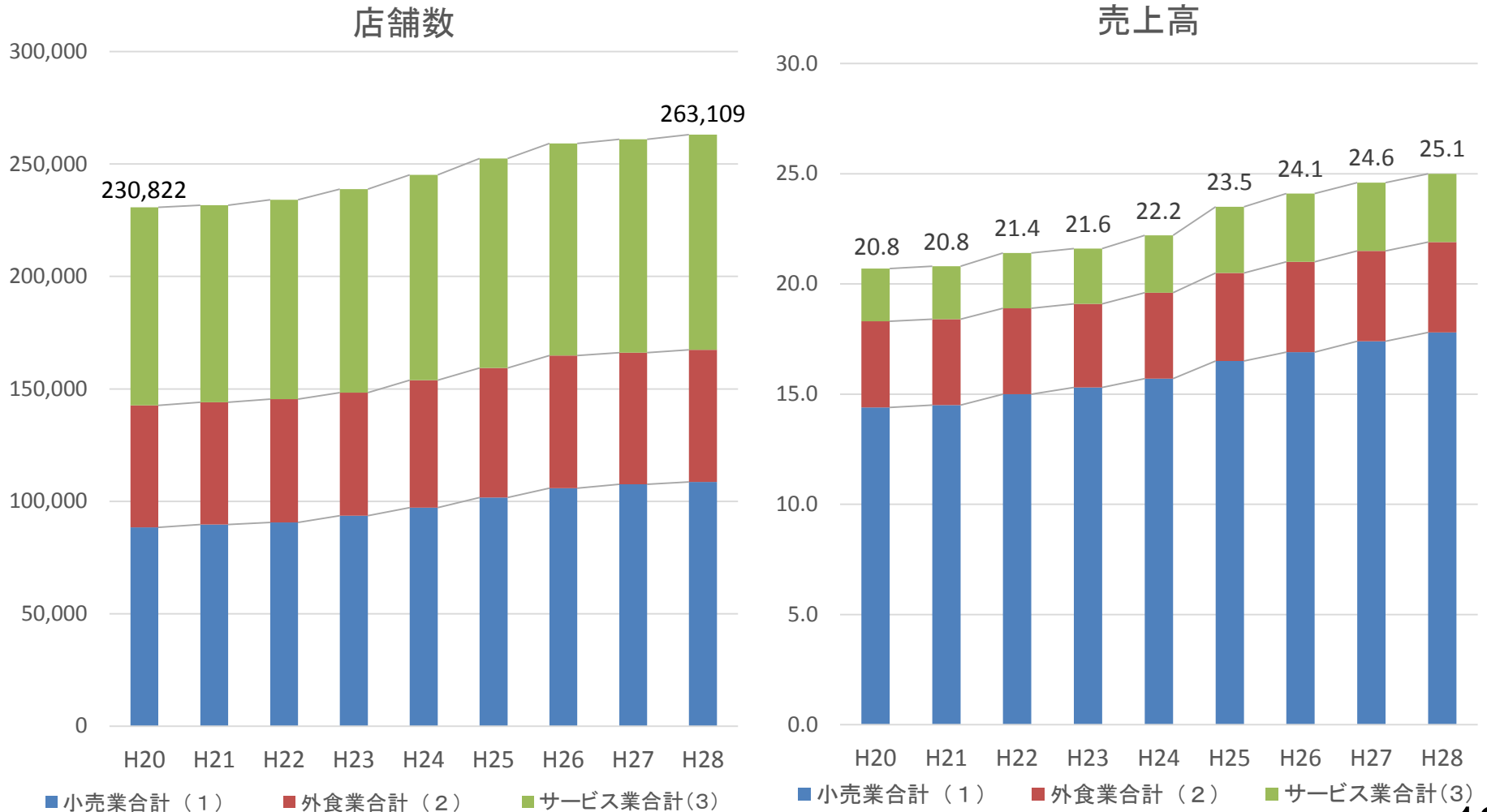
(出典)企業活動基本調査(経済産業省)

○ 大手情報通信A社の事例

- ・ A社は、業務運営の効率化等によるサービスの更なる向上を目的として事業再編を行い、地域ブロック毎の支社を、地域子会社化。その結果、A社の地方法人二税は、本社所在地等に集中。

企業組織の変化③（フランチャイズチェーンの拡大）

- 平成28年度のフランチャイズチェーン店舗数は、26万3,109店舗となり、平成21年度以来、8年連続の増加。
- フランチャイズチェーンによる売上高は、25兆974億円となり、平成22年度以来、7年連続の増加。

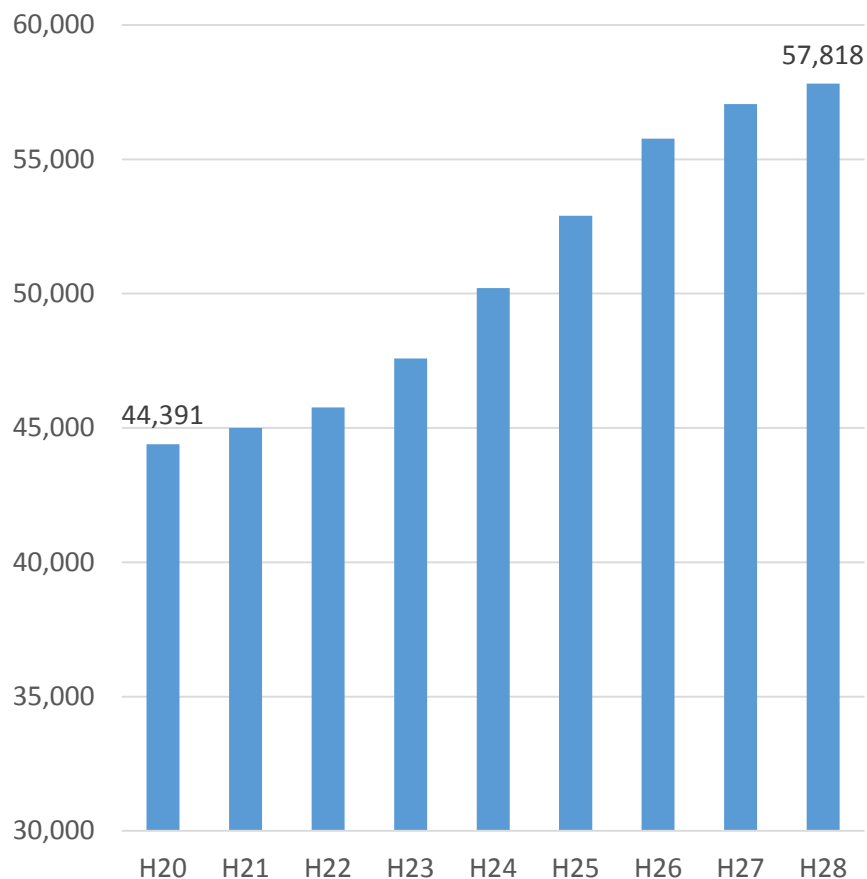


(出典)「JFAフランチャイズチェーン統計調査」(一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会(JFA))

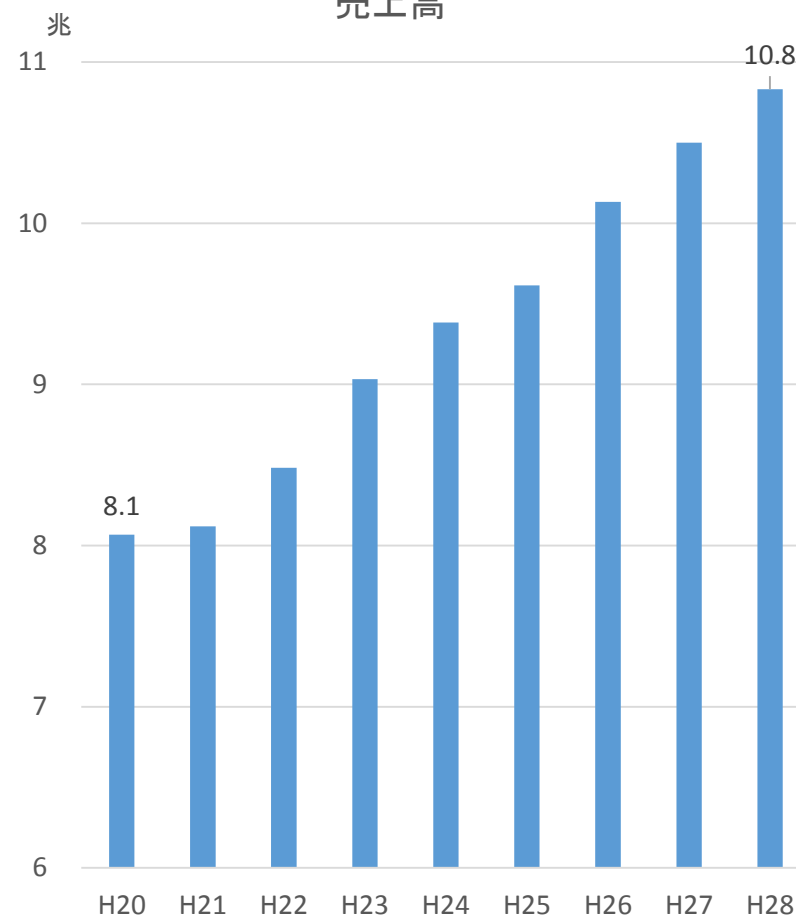
コンビニエンスストアの増加

- 平成28年度のコンビニエンスストアチェーン店舗数は、5万7,813店舗となり、平成21年度以来、8年連続の増加。
- コンビニエンスストアチェーンによる売上高は、10兆8,307億円となり、平成21年度以来、8年連続の増加。

店舗数



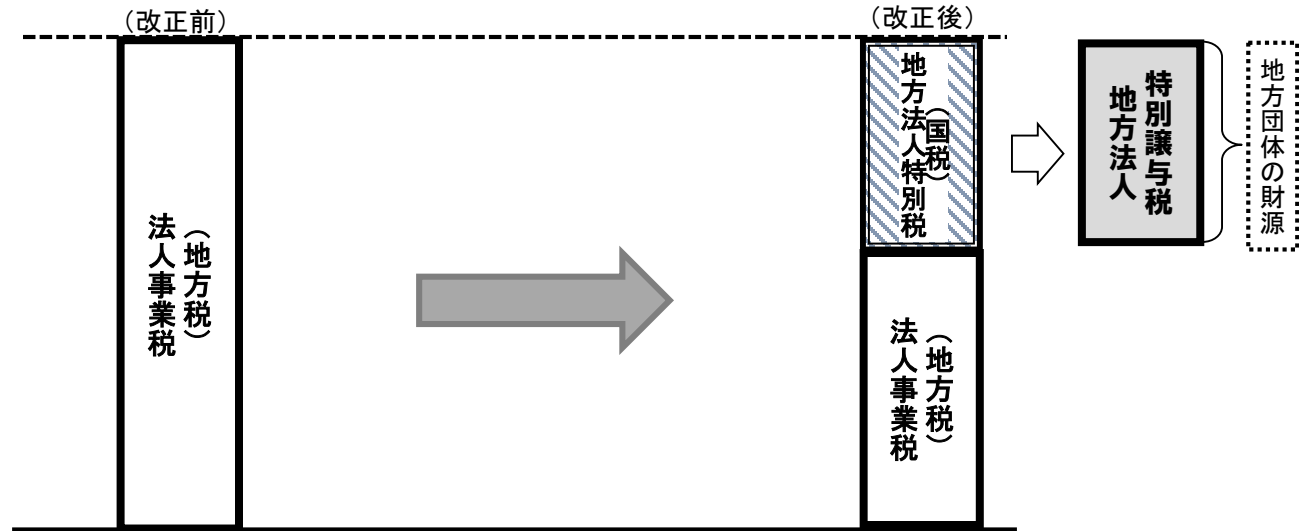
売上高



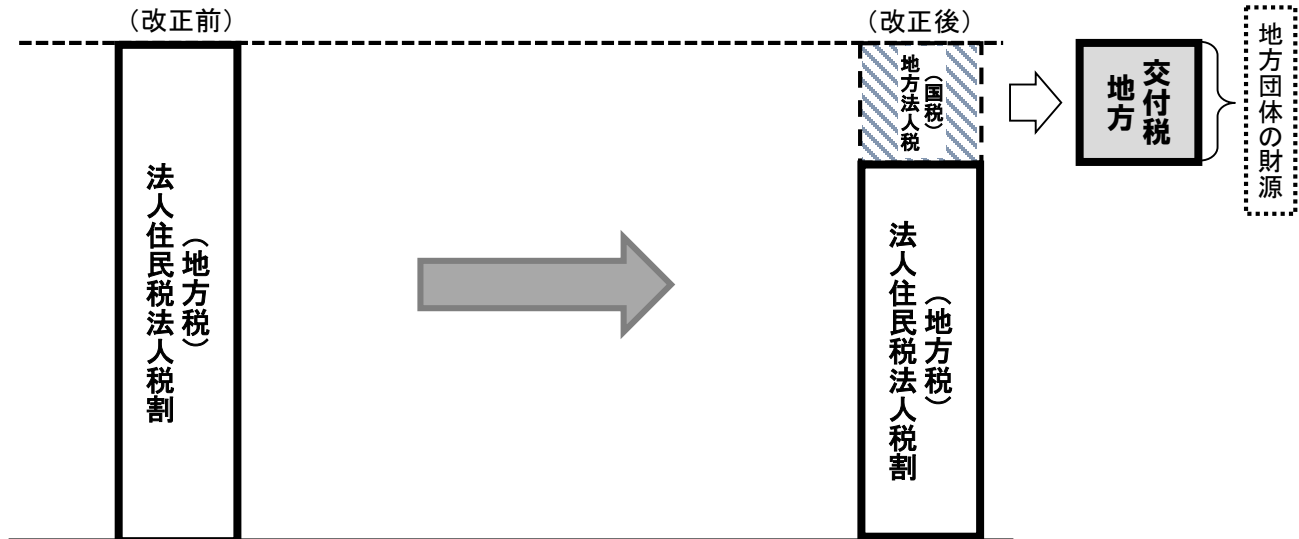
地方譲与税と地方交付税

近年において採られた偏在是正の手法

譲与税化の手法



交付税原資化の手法



地方譲与税の性格

『租税法』(金子宏著、平成29年発行 第22版)(抄)

第1編 租税法序説

第1章 租税の意義

第2節 租税の意義と種類

2 租税の種類

* 地方交付税と地方譲与税

地方譲与税は、それぞれの地方譲与税に関する法律の目的・経緯等に基づき、国税として徴収した租税を、客観的基準によって地方団体に譲与するもので、税の名称がつけられているが、本来の意味の租税ではない。現在は、地方揮発油譲与税・石油ガス譲与税・自動車重量譲与税・特別とん譲与税・航空機燃料譲与税、地方法人特別譲与税の6種がある。

「地方譲与税の譲与基準等に関する調査研究報告書」(平成7年3月 財団法人自治総合センター)(抄)

第一部 地方譲与税について

第一節 地方譲与税の性格、沿革、現状

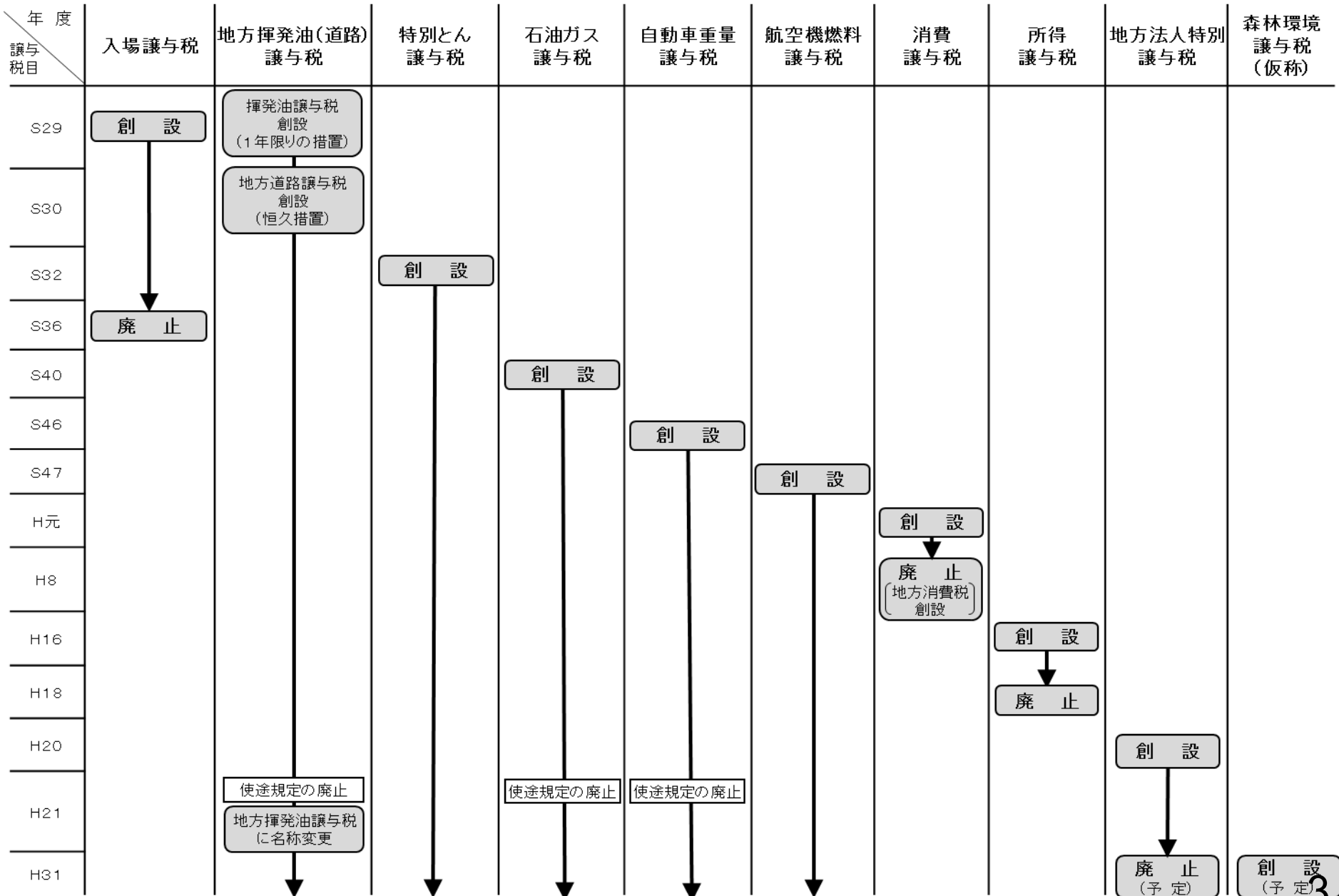
1 地方譲与税制度とは

地方譲与税制度は、本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを国が地方団体に対して譲与するシステムであり、現行制度としては、消費譲与税・地方道路譲与税・石油ガス譲与税・航空機燃料譲与税・自動車重量譲与税・特別とん譲与税の6種類があり、大別して次の二つのパターンに分けることができる。

その一は、純然たる課税技術上の理由のみによって、一旦国税として徴収し、徴収した税額をそのまま徴収地の地方団体に譲与するものである。つまり、その税源を徴収することは、納税者の便宜や徴収機構・徴税費の面からみてかえって非効率であるという理由から、このような制度とされたものである。このパターンに属するものは特別とん譲与税であり、国庫に帰属するとん税とあわせて特別とん税が課され、特別とん税の部分は全額関係地方団体に譲与される。

その二は、賦課徴収の便宜のほか、対象となっている税源の本来的性格やその地域的偏在性等にかんがみ、一旦国税として徴収したうえで、別の基準で地方団体に譲与するものである。つまり課税技術上の理由とあわせて、地方団体間の合理的な税源配分や財源調整を図る必要性に基づいて設けられたものである。地方譲与税としてはこのパターンがむしろ典型的であり、特別とん譲与税以外の地方譲与税はすべてこのパターンに属するが、この種の地方譲与税には、他の国税とともに徴収して譲与されるものと、同一の国税の中から地方分として譲与されるものがある。地方道路譲与税は前者であり、消費譲与税・石油ガス譲与税・航空機燃料譲与税・自動車重量譲与税は後者である。

地方譲与税の沿革



地方譲与税の概要

譲与税目	地方揮発油譲与税 (平成20年度までは地方道路譲与税)	特別とん譲与税	石油ガス譲与税	自動車重量譲与税
創設	昭和30年度 〔昭和29年度に1年限りの措置として 揮発油譲与税が創設〕	昭和32年度	昭和40年度	昭和46年度
趣旨・目的	<p><地方道路譲与税(道路特定財源)であった時期> 都道府県及び市町村(特別区を含む)の道路に関する費用に充てるための財源の確保</p> <p><地方揮発油譲与税(使途規定の廃止後)> 道路等の行政サービスの供給にかかる財源の確保</p>	外航船舶に対する固定資産税見合いの財源の確保(固定資産税が課される内国船との税負担の均衡)	<p><道路特定財源であった時期> 都道府県及び指定市の道路に関する費用に充てるための財源の確保</p> <p><使途規定の廃止後> 道路等の行政サービスの供給にかかる財源の確保</p>	<p><道路特定財源であった時期> 市町村の道路に関する費用に充てるための財源の確保</p> <p><使途規定の廃止後> 道路等の行政サービスの供給にかかる財源の確保</p>
税収(譲与総額)	地方揮発油税収入額の 全額	特別とん税収入額の 全額	石油ガス税収入額の 1/2	自動車重量税収入額の 1/3 (当分の間407/1000)
課税標準及び税率等	製造場からの移出又は保税地域からの揮発油引取数量 揮発油に係る税 53,800円/kl 〔揮発油税 48,600円/kl 地方揮発油税 5,200円/kl〕	開港へ入港する外国貿易船の純トン数 入港ごとに納付する場合 20円/トン 開港ごとに1年分一時納付する場合 60円/トン	石油ガス充てん場からの移出又は保税地域からの引取重量 17.50円/kg	自動車検査証を受ける車、車両番号の指定を受ける軽自動車 例)乗用自動車家用 (3年) 12,300円/自重0.5トン
譲与団体	都道府県・市町村(特別区を含む)	開港所在市町村(都を含む)	都道府県・指定市	市町村(特別区を含む)
譲与基準	都道府県道等の延長 都道府県道等の面積 <補正あり>	開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額	都道府県道等の延長 都道府県道等の面積 <補正あり>	市町村道の延長 市町村道の面積 <補正あり>
使途	条件・制限無し (平成20年度までは道路に関する費用)	条件・制限無し	条件・制限無し (平成20年度までは道路に関する費用)	条件・制限無し (平成20年度までは道路に関する費用)
徴収主体	国	国	国	国
交付税・譲与税特会への収入の流れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ
平成29年度譲与実績額	2,584億円	124億円	84億円	2,660億円
平成30年度地財計画額	2,514億円	125億円	80億円	2,675億円

譲与税目	航空機燃料譲与税	地方法人特別譲与税	森林環境譲与税(仮称)
創設	昭和47年度	平成20年度	平成31年度(予定)
趣旨・目的	航空機の騒音により生ずる障害の防止、空港及びその周辺の整備等空港対策に関する財源の確保	税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、偏在是正を実施	森林整備等に必要な地方財源の安定的な確保
税収(譲与総額)	航空機燃料税収入額の 2/13 (平成31年度まで2/9)	地方法人特別税収入額の 全額	森林環境税(仮称)収入額の 全額 (一部は、借入金の償還金及び利子の支払等に充当)
課税標準及び税率	航空機に積み込まれた航空機燃料の数量 26,000円/kℓ (平成23~31年度の間、26,000円/kℓ→18,000円/kℓ)	基準法人所得割額 付加価値割額・資本割額及び所得割額によって課税される法人 税率 414.2% 所得割額によって課税される法人 税率 43.2% 基準法人収入割額 収入割額によって課税される法人 税率 43.2%	国内に住所を有する個人 年額1,000円/人 (平成36年度から課税開始)
譲与団体	空港関係都道府県・空港関係市町村 (特別区を含む)	都道府県	都道府県・市町村(特別区を含む)
譲与基準	着陸料収入額、騒音世帯数 <補正あり>	人口、従業者数	私有林人工林面積、林業就業者数、人口 <補正あり>
使途	騒音による障害防止・空港対策等に関する費用	条件・制限無し	森林整備及びその促進に関する費用 市町村の支援等に関する費用
徴収主体	国	都道府県	市町村(特別区を含む)
交付税・譲与税特会への収入の流れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ	地方団体から交付税・譲与税特会へ払込み	地方団体から交付税・譲与税特会へ払込み
平成29年度譲与実績額	149億円	18,452億円	約600億円 (平成45年度以降平年度ベース)
平成30年度平地財計画額	149億円	20,211億円	—

過去に存在していた地方譲与税の概要

譲与税目	入場譲与税	消費譲与税	所得譲与税
時期	昭和29年度～昭和36年度	平成元年度～平成8年度	平成16年度～平成18年度
趣旨・目的	不交付団体に収入の多い入場税について、その収入の偏在の調整、貧弱県の財源の強化	地方団体の財源の安定的な確保 消費税と地方の個別間接税との調整に伴う減収額の補てん	個人の所得課税に係る国から地方団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置
税収（譲与総額）	入場税収入額の全額 (昭和29・30年度は9/10)	消費税収入額の1/5に相当する額	所得税収入額のうち 所得譲与税法に定められた額
課税標準及び税率等	入場料金 例) 第一種の場所(映画館等)への入場であって、入場料金が一人一回について70円以下であるとき 入場料金の10/100)	国内取引：課税資産の譲渡等の対価の額 輸入取引：輸入の際の引取価格 3%	総所得金額、退職所得金額 及び山林所得金額 10%～37% (平成18年度分)
譲与団体	都道府県	都道府県・市町村(特別区を含む)	都道府県・市町村(特別区を含む)
譲与基準	人口	人口、従業者数 <補正あり>	平成16年度、17年度 ・人口 平成18年度 ・税源移譲見込額、 ・前年度の税源移譲予定特例交付金額、 ・人口
使途	条件・制限無し	条件・制限無し	条件・制限無し
徴収主体	国	国	国
交付税・譲与税特会への収入の流れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ
譲与額	昭和36年度 195億円	平成8年度 14,133億円	平成16年度 4,249億円 平成17年度 11,159億円 平成18年度 30,094億円

入場譲与税の概要

1 趣旨・目的	不交付団体に収入の多い入場税について、その収入の偏在の調整、貧弱県の財源の強化
2 時期	昭和29年度～昭和36年度
3 譲与総額	入場税収入額の全額(昭和29・30年度は9/10)
4 譲与団体	都道府県
5 譲与基準	人口 (注) 地方交付税の財源超過団体は、入場譲与税の譲与額の一定割合(前年度の普通交付税の収入超過額の10分の2(昭和32年度は100分の26、昭和33～36年度は100分の24))を制限する制度あり。
6 使途	条件・制限無し
7 譲与時期	7・10・1・3月
8 譲与額	195億円(昭和36年度実績)

(参考) 入場税の概要

1 課税範囲	映画館、競馬場等への入場
2 納税義務者	興行場等の経営者又は主催者
3 課税標準	入場料金
4 税率	入場場所及び入場料金により異なる (例：第一種の場所(映画館等)への入場であって、入場料金が一人一回について70円以下であるとき 入場料金の10/100)
5 税収	190億円(昭和36年度決算額)

消費譲与税の概要

1 趣旨・目的	地方団体の財源の安定的な確保 消費税と地方の個別間接税との調整に伴う減収額の補てん
2 時期	平成元年度～平成8年度
3 譲与総額	消費税収入額の1/5に相当する額
4 譲与団体	全都道府県及び全市町村（特別区含む）
5 譲与基準	<p>都道府県：譲与額の6/11 人口 1/4 従業者数 3/4</p> <p>市町村（特別区含む）：譲与額の5/11 人口 1/2 従業者数 1/2</p> <p>(注) 都道府県分の譲与基準のうち従業者数について、消費の態様等による補正あり。</p>
6 使途	条件・制限無し
7 譲与時期	7・10・1・3月
8 譲与額	14, 133億円(平成8年度実績)

(参考) 消費税の概要(当時)

1 課税の対象	国内取引：国内において事業者が行う資産の譲渡等 輸入取引：輸入貨物
2 納税義務者	国内取引：事業者 輸入取引：輸入者
3 課税標準	国内取引：課税資産の譲渡等の対価の額 輸入取引：輸入の際の引取価格
4 税率	3%
5 税込	75, 709億円(平成8年度決算額)

地方法人特別税・譲与税の概要

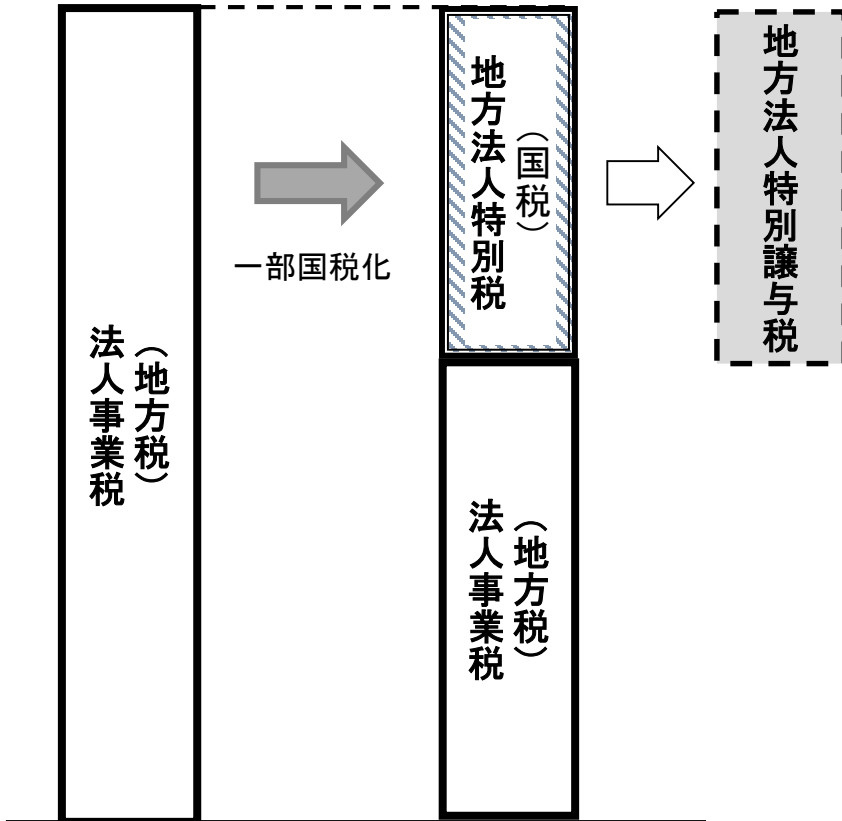
○地方法人特別税

趣旨・目的	税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、偏在是正を実施
課税主体	国 ※都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収(法定受託事務)
納税義務者	法人(法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務者)
課税客体	法人の基準法人所得割額及び基準法人収入割額
課税方式	申告納付 法人事業税の申告の例により、法人事業税の申告と併せて申告納付。 都道府県は、地方法人特別税として納付された額を国に払い込む。
課税標準及び税率	外形標準課税対象法人 : 基準法人所得割額(法人事業税所得割の額)、414.2% 外形標準課税対象外法人: 基準法人所得割額、43.2% 収入金額課税対象法人 : 基準法人収入割額(法人事業税収入割の額)、43.2%

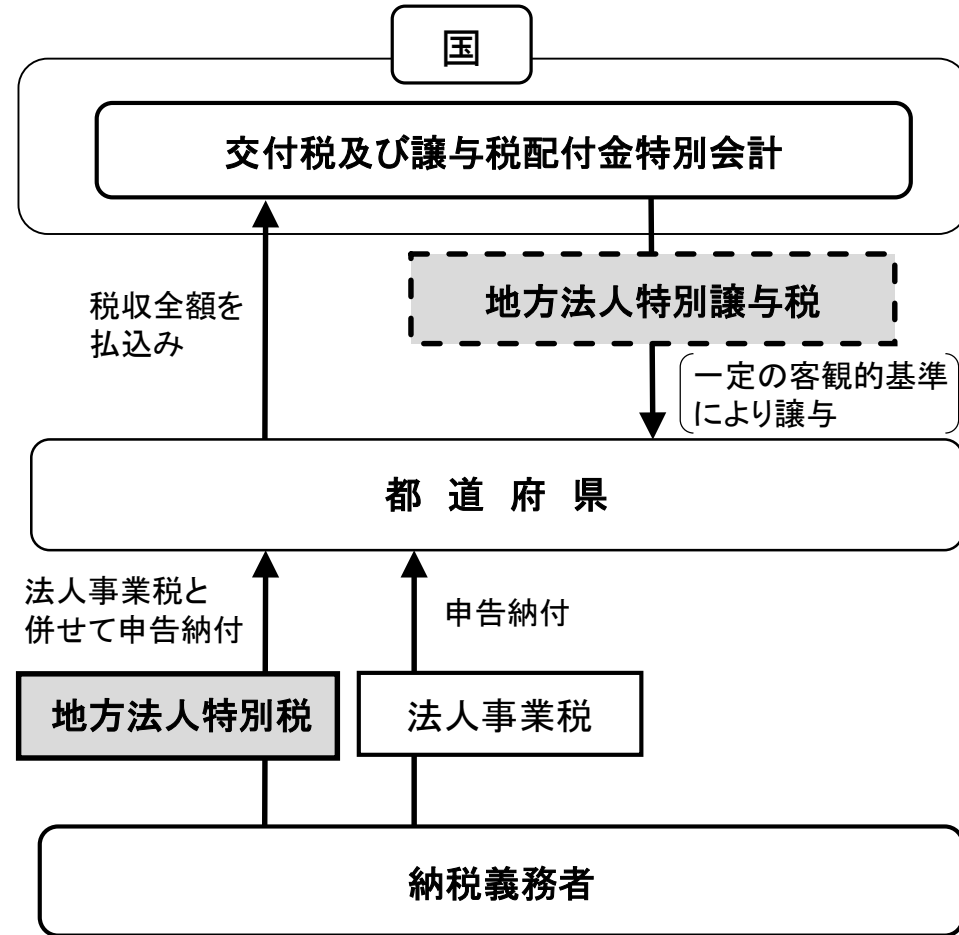
○地方法人特別譲与税

譲与総額	地方法人特別税収入額の全額
譲与団体	都道府県
譲与基準	1/2: 直近の国勢調査における人口 1/2: 直近の経済センサス基礎調査における従業者数
用途	条件・制限無し
譲与時期	5・8・11・2月

<地方法人課税の譲与税化>



<申告納付・払込み・譲与の流れ>



譲与税の地方の実質的税源としての位置付け

衆議院総務委員会 平成20年2月22日 増田総務大臣答弁

まず、今回の地方法人特別税でございますが、形式上は、形の上では国税という形をとっております。

問題は、なぜこういう形で偏在是正をしなければいけないのかということにかかっておりまして、応益性というのが地方税の大原則であるわけございまして、それぞれから取る税で何かサービスを提供する、この関係ですね、応益性という関係があるわけございまして、その関係をずっと突き詰めていきますと、どうしても税の偏在というものがますます大きく広がっていくような形になっていく。したがって、形式上は国税という形で、まさに言葉としては再配分をするような形をとらせていただきましたけれども。

しかし、これは、大きく考えますと、地方税の偏在是正をするために新たにつくった税であるということ、そういう税の創設目的と、それから、徴収のやり方も、現実に地方税である都道府県の法人事業税と賦課徴収する形で、一体としてこういうふうに納めていただくということからして、実質的に我々は地方の税源そのものであるというふうに考えております。

『改正地方税制詳解』（平成20年 財団法人地方財務協会）

また、地方法人特別税は、国が課税権を有するため、地方税ではなく国税である。しかし、都道府県税である法人事業税の一部を分離し創設される税であること、地方税収の偏在を是正するため税収を都道府県に一定の基準で還元する目的で創設される税であること、都道府県が引き続き法人事業税と併せて賦課徴収する税であること、これに伴い、新たな法律案では国税に適用される国税通則法を適用しないことにしている他、国税徴収法の適用に当たっては地方税とみなすなどとしていることから、実質的に地方の税源と考えられるものである。

森林環境税・譲与税(仮称)(案)

1. 森林環境税(仮称)の創設 [平成36年度から課税] 2. 森林環境譲与税(仮称)の創設 [平成31年度から譲与]

納税義務者等: 国内に住所を有する個人に対して

課する国税

税率: 1,000円(年額)

賦課徴収: 市町村が個人住民税と併せて

賦課徴収

国への払込み: 都道府県を經由して全額を国の

譲与税特別会計に払込み

その他: 個人住民税に準じて非課税の範囲、

減免、納付・納入、罰則等に関して

所要の措置

譲与総額: 森林環境税(仮称)の収入額(全額)に相当する額

譲与団体: 市町村及び都道府県

使途:

(市町村) 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や

普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

(都道府県) 森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

譲与基準:

(市町村) 総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、

林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分

※私有林人工林面積については、林野率により補正

(都道府県) 総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分

使途の公表: インターネットの利用等の方法により公表

3. 制度創設時の経過措置

- 平成35年度までの間における譲与財源は、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。
- 制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

地方財政審議会における地方譲与税に関する整理(平成25年、29年)

地方財政審議会「地方法人課税のあり方等に関する検討会」報告書(平成25年11月)(抄)

4 税制における是正方策と地方法人課税のあり方

(1) 地方税・地方譲与税及び地方交付税それぞれの役割分担

地方譲与税は、その経緯や課税技術上の理由、賦課徴収の便宜等から、本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを国が地方団体に対して譲与するシステムである。

地方財政審議会「森林吸収源対策税制に関する検討会」報告書(平成29年11月)(抄)

3. 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計

(1) 基本的な枠組み

(国税としての課税と地方譲与税の仕組み)

国税として得られた税収を地方団体に帰属させる手法としては、理論上、国庫補助金や地方交付税の仕組みを活用することもあり得るが、地方財源としての性格を明確にしつつ、地方団体が、事業実施箇所の選定や実施手法等について現場でのニーズに応じて裁量を持てるようにすること、また、確実に森林整備等の財源に充てるために用途を定めることのできる仕組みとして、既存の地方譲与税(注)の制度を活用することが適当であると考えられる。

なお、地方譲与税は、客観的な指標によって譲与額の算定が行われるため、予見可能性が高く、地方団体が中長期的に計画的な事業に取り組みやすく、森林整備等に必要な人材の安定的な雇用等にもつながりやすいという利点も有する仕組みである。

(注) 本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを国が地方団体に対して、客観的基準により、譲与するもの。平成29年度現在、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、特別とん譲与税、地方法人特別譲与税がある。

(2) 森林環境税(仮称)の制度設計

(譲与税特別会計への払込み)

市町村が賦課徴収した森林環境税(仮称)は、地方の固有財源であることを明確にするため、その全額を、一般会計を経由せずに譲与税特別会計に払い込むことが適当である。他の地方譲与税についても、その原資となる国税の収入については、いずれも一般会計を経由せずに譲与税特別会計に払い込まれており、これと同様の取扱いをするものである。なお、森林環境税(仮称)として市町村に納付された額を譲与税特別会計に払い込むに当たっては、国・地方を通じた事務負担を考えると、市町村が一旦都道府県に払い込んだ上で、都道府県が国の譲与税特別会計に払い込むことが合理的であると考えられる。

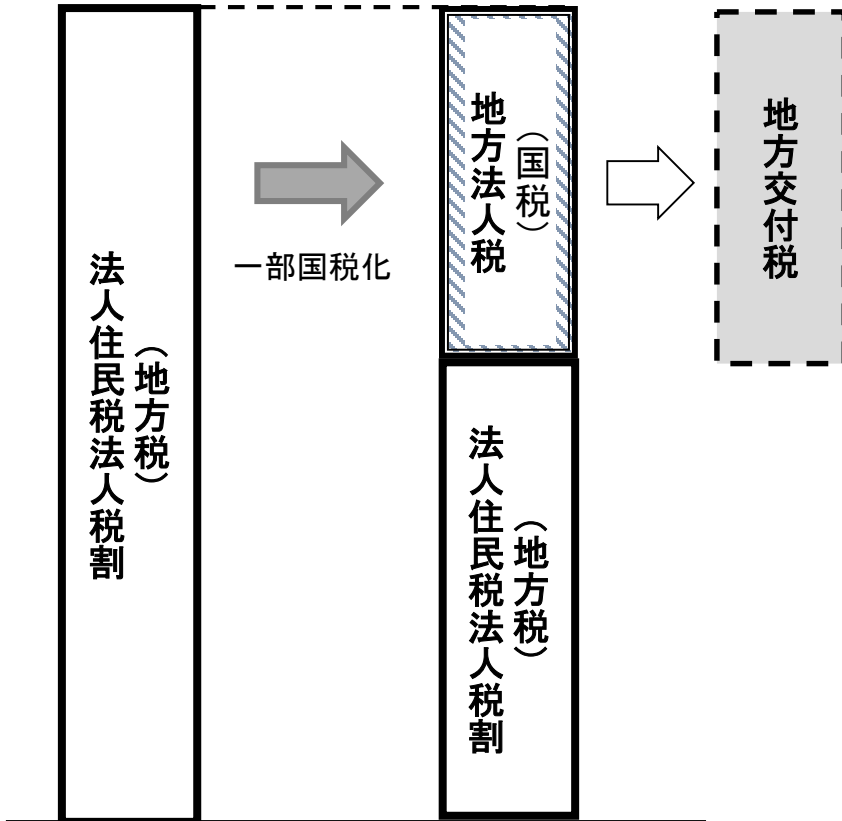
地方法人税(法人住民税法人税割の交付税原資化)の概要

○地方法人税

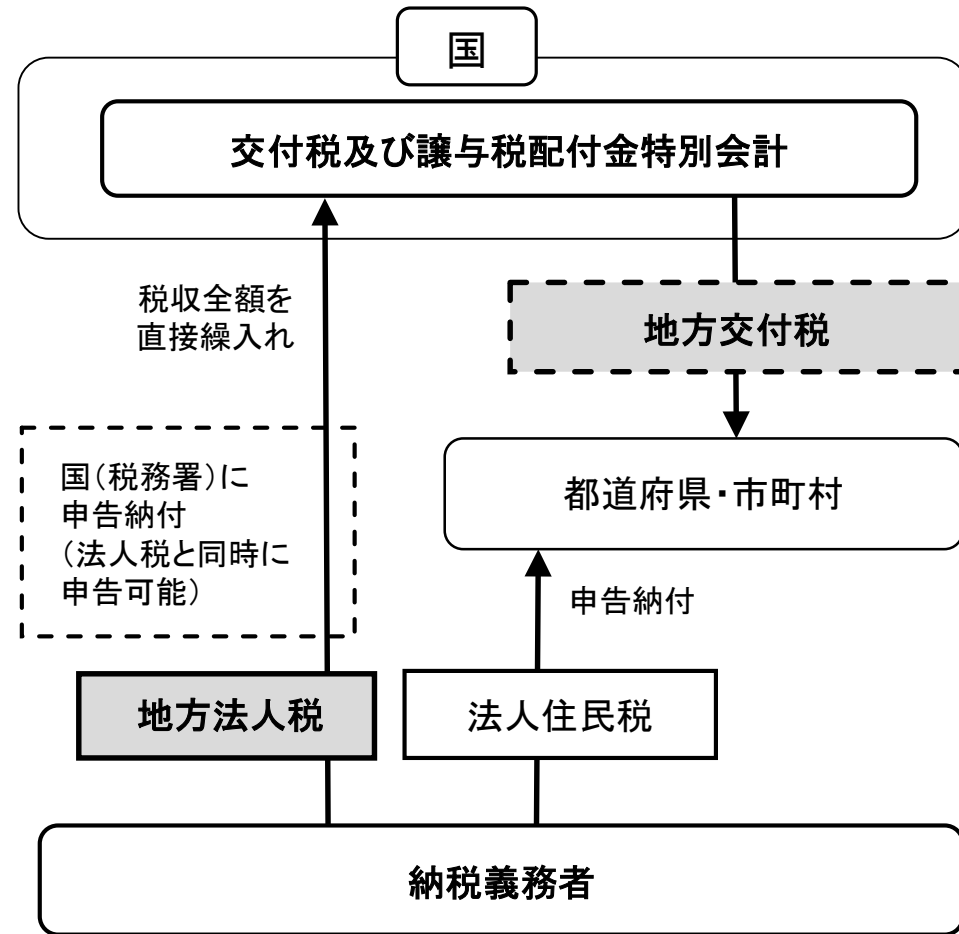
趣旨・目的	地方交付税の財源を確保するため
課税主体	国
納税義務者	法人(法人税の納税義務者)
課税対象	基準法人税額(法人税の確定申告書を提出すべき法人の各事業年度の所得に対する法人税の額 等)
課税方式	申告納付
課税標準及び税率	課税標準法人税額(基準法人税額)、4.4%

- 法人住民税法人税割の交付税原資化では、新たに創設した地方法人税について、課税ベースを法人税に合わせることにより、納税者は法人税と同時に申告納付し、国が賦課徴収する仕組み。

<地方法人課税の交付税原資化>



<申告納付、交付等の流れ>



地方法人税(交付税原資化)の位置付け(地方の税財源としての性格)

衆議院予算委員会第二分科会 平成26年2月26日 新藤総務大臣答弁

今回の税制改正は、税制抜本改革法の規定を踏まえて、地方消費税の充実によって地域間の財政力格差の縮小を図る、地域間の財政力格差が拡大してはならない、こういう観点から、偏在性の大きい法人住民税の法人税割の一部を地方法人税として国税化をする、国税化はしますが、その税込額は地方交付税の原資に繰り入れる、全額地方のために使う、こういうふうになっているわけでありまして。

法人住民税の国税化は、地方消費税の税率引き上げにより地方の税財源が拡大する中で行うものでありますから、そして、国税化された税込額は地方の固有財源として交付税に使われるわけでありまして、逆に、地方の貴重な税財源の充実になっていく。それは、財政力の弱い自治体にとっては財政運営の自主性と自律性が高まるという意味においては、その部分においての地方分権というのは逆に自律性が高まるんだ、このように私は理解をしております。

地方財政審議会「地方法人課税のあり方等に関する検討会」報告書(平成25年11月)(抄)

5 税制抜本改革法に基づく地方法人課税のあり方等に関する抜本的な見直しについて

(4) 具体的な対応策

(略)

したがって、当検討会としては、税制抜本改革法第7条第5号ロの規定(「税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する」)に基づき、関係者の理解が得られる範囲内で、地方消費税の税率引き上げに併せて、都道府県及び市町村の法人住民税法人税割の一部について交付税原資化を図ることを検討すべきであると考えている。(略)

この場合、法人住民税法人税割の一部は国税化することとなるが、地方固有の財源である地方交付税の原資に国税化された額の全額を繰り入れることにより、地方団体の貴重な税財源であるという性格が失われることはないことに留意する必要がある。(略)

交付税及び譲与税配付金特別会計への直接の払込みについて

地方交付税原資

【国徴収】

所得税 : 33.1%
法人税 : 33.1%
酒 税 : 50%
消費税 : 22.3%

【国徴収】

地方法人税 : 全額

地方譲与税財源

【国徴収】

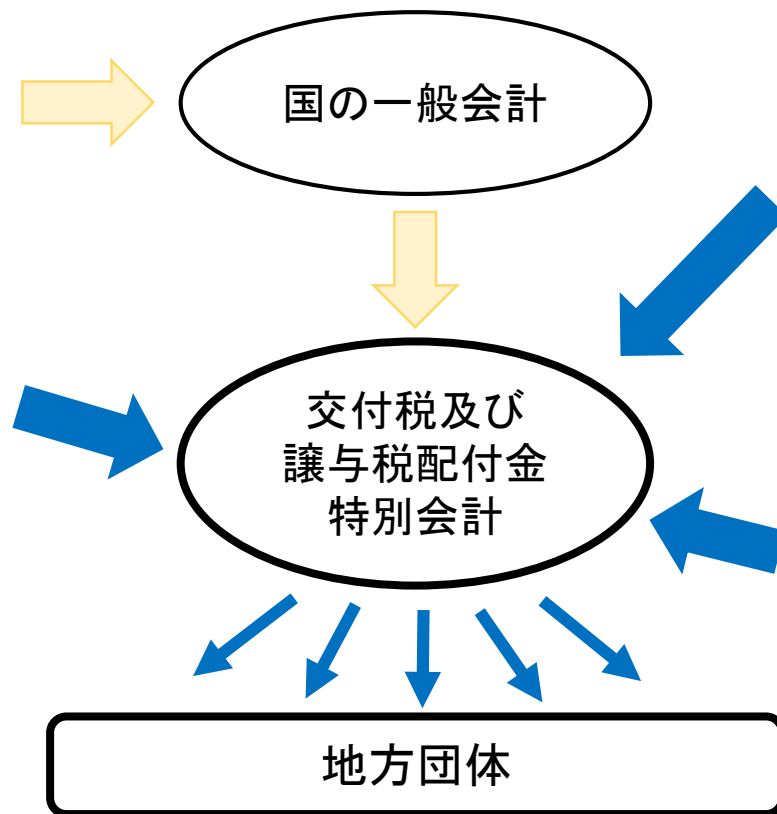
地方揮発油税 : 全額
特別とん税 : 全額
石油ガス税 : 1/2
自動車重量税 : 1/3(※1)
航空機燃料税 : 2/13(※2)

(※1) 当分の間、407/1000

(※2) 平成31年度まで2/9

【地方徴収】

地方法人特別税 : 全額
森林環境税(仮称) : 全額



平成30年3月2日 参議院予算委員会 野田総務大臣答弁 (抄)

地方税の充実と併せて、補完的に偏在を是正する観点から、地方譲与税や地方交付税の原資とするために地方法人特別税や地方法人税を国税とする仕組みを取り入れてきたところですが、この仕組みにおいては、税金は交付税及び譲与税配付金特別会計に直入して、そして全額を譲与、交付することで地方の固有の財源であることを明確にしているところです。

(参考)

その他の地方譲与税の概要

地方揮発油譲与税の概要

1 創設年度	昭和30年度
2 譲与総額	地方揮発油税収入額の全額
3 譲与団体	全都道府県及び全市町村（特別区を含む）
4 譲与基準	<p>○都道府県・指定市（譲与額の100分の58に相当する額）</p> <p>1/2 各都道府県及び指定市の区域内に存する一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長</p> <p>1/2 各都道府県及び指定市の区域内に存する一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積</p> <p>○市町村（譲与額の100分の42に相当する額）</p> <p>1/2 各市町村の区域内に存する市町村道の延長</p> <p>1/2 各市町村の区域内に存する市町村道の面積</p> <p>（注1） 都道府県・指定市分について、地方交付税の財源超過団体は、地方揮発油譲与税（都道府県・指定市分）の譲与額の一定割合（前年度の普通交付税の収入超過額の10分の2と当該団体の譲与額の3分の2のいずれか少ない額）を制限する制度あり。</p> <p>（注2） 譲与基準について、人口、道路の種類・幅員等による補正あり（昼間人口が多い団体は別途補正）。</p>
5 使途	条件・制限無し
6 譲与時期	6・11・3月
7 譲与額	2,514億円（平成30年度地財計画額）

（参考） 地方揮発油税の概要

1 課税物件	揮発油
2 納税義務者	①揮発油の製造者 ②揮発油保税地域から引き取る者
3 課税標準	揮発油の製造場から移出した揮発油又は保税地域から引き取る揮発油の数量
4 税率	揮発油1キロリットルにつき5,200円（本則4,400円）
5 税収	2,493億円（平成30年度予算額）

特別とん譲与税の概要

1 創設年度	昭和32年度
2 譲与総額	特別とん税収入額の全額
3 譲与団体 (団体数はH29年度)	開港※所在市町村：179団体
4 譲与基準	開港※への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額
5 使途	条件・制限無し
6 譲与時期	9・3月
7 譲与額	125億円（平成30年度地財計画額）

（参考）特別とん税の概要

1 課税物件	外国貿易船の開港への入港
2 納税義務者	外国貿易船の船長
3 課税標準	外国貿易船の純トン数
4 税率	開港※への入港ごとに納付する場合 純トン数1トンまでごとに20円 開港※ごとに1年分を一時に納付する場合 純トン数1トンまでごとに60円
5 税収	125億円（平成30年度予算額）

※ 「開港」とは、一年を通じて輸出入の実績があり、かつ、外国貿易船の出入港があること等の要件を満たす港。

石油ガス譲与税の概要

1 創設年度	昭和40年度
2 譲与総額	石油ガス税収入額の2分の1
3 譲与団体	全都道府県及び全指定市
4 譲与基準	1/2 都道府県及び指定市の区域に存する一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長 1/2 都道府県及び指定市の区域に存する一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積 (注) 交通量等に応じた補正あり(普通交付税の算定に用いる道路橋りょう費の測定単位当たりの補正率を使用)。
5 使途	条件・制限無し
6 譲与時期	6・11・3月
7 譲与額	80億円(平成30年度地財計画額)

(参考) 石油ガス税の概要

1 課税物件	自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガス
2 納税義務者	①石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充てんする者 ②石油ガスを保税地域から引き取る者
3 課税標準	石油ガス充てん場から移出し、又は保税地域から引き取る石油ガスの重量
4 税率	石油ガス1キログラムにつき17.5円
5 税収	160億円(平成30年度予算額)

自動車重量譲与税の概要

1 創設年度	昭和46年度
2 譲与総額	自動車重量税収入額の1/3（当分の間407/1000）
3 譲与団体	全市町村（特別区を含む）
4 譲与基準	1/2 各市町村の区域内に存する市町村道の延長 1/2 各市町村の区域内に存する市町村道の面積 (注) 人口、道路の種類・幅員等による補正あり(昼間人口が多い団体は別途補正)。
5 使途	条件・制限無し
6 譲与時期	6・11・3月
7 譲与額	2,675億円（平成30年度地財計画額）

(参考) 自動車重量税の概要

1 課税物件	検査自動車及び届出軽自動車
2 納税義務者	自動車検査証の交付等を受ける者及び車両番号の指定を受ける者
3 課税標準	検査自動車及び届出自動車の数量
4 税率	自動車により異なる（例：乗用自動車自家用(3年) 12,300円/0.5t）
5 税収	6,661億円（平成30年度予算額）

航空機燃料譲与税の概要

1 創設年度	昭和47年度
2 譲与総額	航空機燃料税収入額の2/13（平成23～31年度 2/13 → 2/9）
3 譲与団体 (団体数はH29年度)	空港関係都道府県：37団体 空港関係市町村：123団体
4 譲与基準	都道府県：譲与額の1/5 着陸料割 1/2 騒音世帯数割 1/2 市町村：譲与額の4/5 着陸料割 1/2 騒音世帯数割 1/2 (注) 着陸料の収入額、空港の管理の態様、空港の所在、騒音の程度等による補正あり。
5 使途	騒音による障害防止・空港対策等に関する費用
6 譲与時期	9・3月
7 譲与額	149億円（平成30年度地財計画額）

(参考) 航空機燃料税の概要

1 課税物件	航空機燃料
2 納税義務者	航空機の所有者又は使用者
3 課税標準	航空機に積み込まれた航空機燃料の数量
4 税率	航空機燃料1キロリットルにつき26,000円（平成23～31年度 26,000円→18,000円）
5 税収	669億円（平成30年度年度予算額）

所得譲与税の概要

1 趣旨・目的	個人の所得課税に係る国から地方団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置
2 時期	平成16年度～平成18年度
3 譲与総額	所得税収入額のうち所得譲与税法に定められた額
4 譲与団体	全都道府県及び全市町村（特別区を含む）
5 譲与基準	平成16、17年度：人口 平成18年度：税源移譲見込額、前年度の税源移譲予定特例交付金額、人口
6 使途	条件・制限無し
7 譲与時期	9月・3月
8 譲与額	4, 249億円(平成16年度)、11, 159億円(平成17年度)、30, 094億円(平成18年度)

（参考）所得税の概要（当時）

1 納税義務者	日本国内に住所又は居所を有する個人等
2 課税標準	総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額
3 税率	10%～37%
4 税収	150, 954億円(平成16年度)、167, 018億円(平成17年度)、170, 635億円(平成18年度)